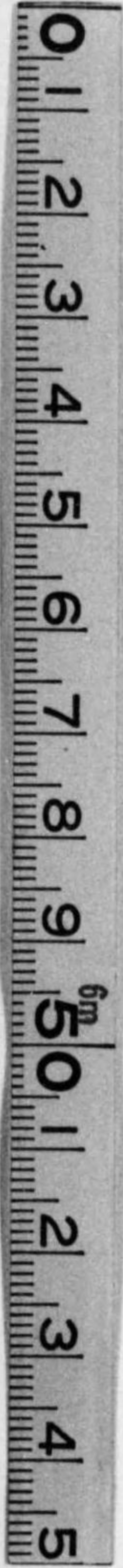


678.23-Ki69ㄣ



1200500750577

678.23
59



始



11 J 56

678.23
KI69



東亞同文書院大學
教授

北野大吉著

英國自由貿易運動史

— 反穀物法運動を中心として —

日本評論社版



959
10

序言

英國産業革命の社會經濟史に占むる地位の重要性については多言を必要としない。機械の大發明を中心とするこの産業革命の結果、英國はいはゆる世界の工場となつた。世界の工場となつた英國にとつては、そこに新しき貿易政策が生れなくてはならなかつた。自由貿易政策の採用これであつた。一度英國が自由貿易政策を採用するや、彼等はこれを約百年間に互つて固守して來た。而も十九世紀以來問題とされ得る大國にして、かくも徹底的な自由貿易政策を行ひ得たる國は他にこれを認めることが出來ない。然るに、この自由貿易國英國が過般の世界大戰の結果、百年の傳統を破つて、ここにその貿易政策の根本的な變更を行はなくてはならなかつた。これ英國の世界に於ける政治的、經濟的地位の一大變化を物語るものに外ならない。従つて、英國自由貿易政策の興亡史は、他面に於て、英國國運の消長史とも見ることが出來るのであつた。而して近代史に於ける英國國運の消長史は、世界各國の消長史と密接なる關聯を持つてゐる。この意味に於て、英國自由貿易政策の興亡史は世界的な重要性を持つものと見ることが出來る。

然るに、英國による自由貿易政策の採用は、自由平等獲得運動の一部としての魅力にも拘らず、歐米各國に於てはこれを採用する所とはならなかつた。これは英國に於ては産業革命達成の結果自由貿易政策を採用したのであるが、他の諸國に於てはこの産業革命を達成するがためには保護貿易政策を採用しなければならなかつたがためである。ケネー、スミス等の自由貿易思想は、時代の思想を反映して當時の社會に一大勢力を獲得し、一時は經濟學說

の絶對性をも想はしむるものがあつた。然るに、漸く歐米諸國に於て國民主義の思想が興隆するや、彼等は英國とは異つた政策の採用によつて、その國民的使命を果し得ることを認識するに至つた。ここにリスト一派の幼稚産業保護論が重大なる意義を持つて來る。かくして經濟學說の歴史性を認識したところに、英國以外の諸國、殊に、米獨の興隆の機會が生れて來たのであつた。かかる兩國の興隆は漸く英國の經濟的、政治的獨占の地位を脅かすこととなつた。今世紀に至つて、英國と新興産業主義國、殊に、獨國の産業主義との相剋性は漸く熾烈となり、遂に第一次世界大戰の底流を形成するに至つた。然るに、大戰の結果、英國の世界的王座は米國によつて奪はれ、茲に百年の傳統を有する自由貿易政策廢棄の問題が現實化するに至つた。かかる英國の貿易政策變更の問題は、オッタワ會議以後日本に對しても直接に影響することとなつて來た。従つて、英國自由貿易政策の興亡史は又痛切に我國の關心事ともなつて來る。

本書の企圖するところは、かかる世界的に重大なる意義を有する英國自由貿易政策の興亡史に關する歴史的研究の一部としての英國自由貿易運動史に對する検討である。而も英國自由貿易運動史の最高峰は反穀物法運動史、殊に、「反穀物法同盟」の運動にあると言はなければならぬ。勿論、自由貿易運動史の問題は反穀物法運動に於てのみ現はれてゐたのではない。それは他面に於て、航海條例の撤廢の問題に於ても現はれてゐたのであるが、當時の自由貿易論者がその最も撤廢せんことを希つたものは地主獨占法としての穀物法であつた。従つて、英國自由貿易運動史を検討する場合に、反穀物法運動、殊に「反穀物法同盟」を中心に考察すれば、大體その全體との關係を知ることが出来る。

勿論、反穀物法運動を中心に考察せんとするものではあるが、これは決してその前後との關係を無視して考察せんとするものではない。出來得る限り、この點に關しても、その必要なる範圍に於て論述せんとするものである。従つて、かかる意味に於ては、本書の研究對象は自由貿易思想の勃興から現在に至るまでの全領域と關聯を保つてゐる。唯だ、反穀物法運動に於て特に自由貿易運動史に於ける最高峰としての意義を認め、これを重點として論述せんとするに過ぎないものである。更に、本書に於て取扱はれて居る問題は、主として英國經濟史に關するものであるが、問題の性質上經濟學史の領域と特に密接なる關聯を有するものであるから、この點に關しても出來得る限り關聯を保つて進んで行くこととした。

尙ほ、この機會に今まで多年に互つて私の研究上種々御指導を賜はりました故上田貞次郎博士、高瀬莊太郎博士、上田辰之助博士、金子鷹之助教授、増地庸治郎博士、猪谷善一博士、中山伊知郎博士並びに山中篤太郎教授に對して厚く感謝申上げる次第です。又商大圖書館使用について色々好意を示して下さつた小田橋貞壽教授並びに鈴木善吉氏に對しても深謝の意を表したいと思います。又多年私の研究に精神的、物質的援助を賜はりました關西學院の先輩諸兄、殊に神崎驥一氏、鈴木吉滿氏、柴田享一氏、柳原正義氏、清水金二郎氏、國本崑氏、福土峰一郎氏、三輪竹男氏、田島豊次郎氏、岡田敬次郎氏に對しても謝意を表すると共に、研究上種々な便宜を與へて頂いた東亞同文書院大學當局者に對しても謝意を表する次第です。

昭和十七年九月二十四日

序

言

著

者

三

目次

序言

第一章 アダム・スミスの自由貿易思想……………一

一 自由貿易思想の勃興……………三

二 スミスの自由貿易思想……………八

三 スミスと航海條例並びに穀物法……………一八

第二章 ウィリアム・ピットの通商政策……………三

一 アダム・スミスの使徒としてのピット……………三

二 英佛通商條約……………三六

三 愛蘭合同條約を繞りて……………四七

四 ジェイムス・ミルとウィリアム・スペンスの貿易論争……………五六

第三章 一八一五年穀物法の制定……………七三

目次

一

一 穀物法略史……………七五

二 バーネル委員会……………七七

三 一八一四年の穀物法……………八四

四 一八一五年の穀物法……………八九

五 各階級への影響……………九七

第四章 新穀物法を繞る貿易論争……………一〇七

一 收穫遞減の法則……………一〇九

二 マルサス一派の保護貿易論……………一一四

三 リカルド一派の自由貿易論……………一二三

第五章 一八二二年の穀物法……………一四五

一 一八一六年の農業不況……………一四七

二 ビール條例……………一五五

三 一八二二年の穀物法……………一六二

第六章 航海條例の改正……………一七五

一 倫敦商人請願書……………一七七

二 航海條例略史……………一八三

三 一八二二年並びに一八二五年の航海條例の改正……………一八八

四 ハスキッソンの航海條例觀……………一九二

五 一八二四年並びに一八二五年の關稅改正法……………二〇〇

六 兩改正に於けるデーコン・ヒュームの功績……………二〇八

第七條 一八二八年のスライディング・スケール……………二一七

一 一八二二年以後の穀物法問題……………二一九

二 一八二八年法の成立……………二二五

三 ハスキッソンの特惠關稅論……………二三四

第八章 「穀物法問答書」と「穀物法詩」……………二四三

一 一八三二年の選舉法改正……………二四五

二 一八三四年の新救貧法……………二五四

三 トムソンの「穀物法問答書」……………二六〇

四 エリオットの「穀物法詩」……………二六九

第九章 反穀物法同盟の成立……………二八五

一 「反穀物法同盟」の結成……………二八七

二 「中央農業協會」の對立……………二九三

三 一八四〇年並びに一八四一年の「同盟」の運動……………二九八

第十章 チャーティズムと「同盟」との對立……………三二三

一 チャーティズム略史……………三三五

二 兩者の理論的對立……………三三〇

三 街頭に於ける衝突……………三三六

四 「十時間勞働法運動」と「同盟」……………三三一

第十一章 一八四二年ピールの穀物法改革……………三四三

一 ピール財政改革の概要……………三四五

二 穀物法改革の内容……………三五〇

三 「同盟」の戦法……………三六〇

第十二章 「同盟」の對農業地方宣傳工作……………三七二

一 「同盟」勢力を農業地方に集中す……………三七三

二 コブデンの農業觀……………三七九

三 デイ一派のコブデン駁論……………三八九

四 議會に於けるピールとコブデンの對立……………三九四

第十三章 穀物法の撤廢……………四〇五

一 一八四四年に於ける「同盟」……………四〇七

二 穀物法遂に撤廢さる……………四二二

三 「同盟」成功の原因……………四三六

第十四章 自由貿易政策の完成……………四三五

一 航海條例の撤廢……………四三七

二 グラッドストンの關稅改革……………四四二

三 英佛通商條約の成立……………四四六

四 コブデンの思想……………四五三

第十五章 英國自由貿易政策の顛落…………… 四六九

一 英國自由貿易政策成功の原因…………… 四七一

二 リストの經濟學說…………… 四七三

三 米獨の興隆…………… 四八二

四 チェンバレンの經濟的帝國主義…………… 四八六

五 歐洲大戰後の英國の顛落…………… 四八九

六 英國は航海條例の精神に還る…………… 四九三

引用文獻…………… 四九九

第一章 アダム・スミスの自由貿易思想

一 自由貿易思想の勃興

反穀物法運動を中心とする英國自由貿易運動史の關聯に於て最も多く引用せらるるものはアダム・スミスの經濟學說であり、その自由貿易理論である。この意味に於て彼の自由貿易學說の檢討に筆を起すのが順序であらう。然るに、スミスの學說を檢討せんとするならば、その前提として彼の學說の先行者について考察する必要がある。而してこの場合、更に、ストア學派の研究が必要となり、自然法學說の研究が必要となつて來るものと見なければならぬ。併し、かかる廣汎なる檢討は本書の到底企圖し得ざる所である。従つて、ここに於ては、スミスの直接の先行者としての自由貿易學說の勃興について一言し、然る後に、彼の學說について述べて見たいと思ふ。

スミスの學說に直接影響を與へたるものは、フランシス・ハッチスン (Francis Hutcheson) であり、マンデヴィル (Dr. Bernard Mandeville) であり、デーヴィッド・ヒューム (David Hume) であることは一般に知られる所である。恩師ハッチスは哲學的方面からスミスに影響する所が大であり、更に、彼の分業論はマンデヴィルの分業論と共に、スミスに異常なる影響を與へたと言はれてゐる。マンデヴィルの「蜜蜂物語」が他の著書とは異つた意味に於て、スミスの思想を潤澤ならしめたことは注意を要する點であらう。生涯の友デーヴィッド・ヒュームはスミスの根本思想に最も影響する所が大であつた。更に、ジョセフ・ハリス (Joseph Harris) 並びにジョサイア・タッカー (Josiah Tucker) の如きも、スミスに直接影響を與へしこれらの一群の人々の間に加へらるべき人であつた。

これらの人々の學説についてはスミスの自由貿易學説を述ぶるにあつて、その必要に應じて適當に引用して行きたいと思ふ。然るに、これより以前に於て、既に十七世紀の頃にスミスの先行者とも見らるべき一群の人々が存在してゐたのであつて、ジョン・ロック (John Locke)、ニコラス・バーボン (Nicholas Barbon)、ダドリー・ノース (Dudley North)、ジョサイア・チャイルド (Josiah Child) の如きがこれである。殊に、バーボン、ノース等に於て自由貿易思想が相當に明確に認め得るのであつた。バーボンの如きは、その「貿易論」の一部に於て次の如く述べてゐる。『英國貿易の衰退は輸入禁止に原因する。それはあらゆる外國の財貨は英國生産品と交換に輸入されるからである。従つて、外國財貨の輸入禁止は、これと交換に輸出することを目的として作られてゐた、英國生産品の製造と輸出を同様に阻害するものである。かかる財貨を取扱つてゐた職人並びに商人は彼等の職業を失ふこととなる。而してかかる職業によつて收得され、他の職業の間に分散されてゐた利益は失はれるのである。』⁽¹⁾ 彼はこれに引續く説明に於て、次の如く述べてゐる。『一般の外國財貨輸入禁止論は、これらの外國財貨を輸入し消費する結果、英國に於ける同種生産品の製造と消費が阻害されるといふにある。従つて、佛國製レース、帽子、手袋、絹製品、ウエストフリア製ベーコン等の輸入が禁止されるのは、これらの物が英國製レース、手袋、帽子、絹製品、ベーコン等の消費を阻止すると想像されるがためである。然るに、かかる推理は誤つてゐるのであつて、これは如何にして貿易が生じて來るかといふことを考慮しないことから起つて來るものだ。消費の原因となるものは必要ではなく、自然は少量を以て満足するであらう。然るに、貿易を惹き起すものは、人間の慾望、流行、新奇物への欲求であり、稀少なる物の追求である。或る人は自分の欲しいだけ英國製レース、手袋、絹製品を購ふが、それ以上

には買入れないであらう。而も尙ほ彼はヴェニス製針、ジェシミン手袋、佛國絹製品を購ふであらうし、又英國製ベーコンを欲しくない場合でも、ウエストフリア製ベーコンなら食べて見たいと思ふであらう。従つて、外國財貨の輸入禁止は必然的に同種英國品の消費を増大するものではな⁽²⁾』

更に、ノースの如きもその「貿易論」のうちに於て、次の如く自由貿易の觀念を述べてゐる。『貿易に關しては全世界は一國民の如きものであつて、その内部に於て諸國民は個人と同様である。一國民との貿易の喪失は個別的に考へらるべきものでなく、世界の貿易の大なる部分が廢止され、喪失したるものと考へねばならぬ。それは總ては共に關聯せるものであるから。如何なる貿易と雖も、社會にとつて不利益なるものはあり得ない。若しもそれが不利益ならば、人々はこれを捨てて顧みないからである。貿易業者が繁榮する場合には常に彼等を包含する社會も亦繁榮する。強制的な方法で人々に取引を行はしむることは、偶然に彼等の利益となることがあるかも知れない。併し、これによつて社會は利益を受けることはない。それは一人の者から利益を取上げて、他の者に與へるに過ぎないからだ。如何なる法律と雖も貿易に奨励を與へることは出來ないのであつて、その貿易の代價は自然に決定するものであり、又せねばならぬ。然るに、かかる法律が何等かの制約を與へるならば、それは貿易にとつて大なる障害であり、従つて不利益なるものである。』⁽³⁾

かくして英國に於ける自由貿易思想の勃興は直接・間接にスミスの思想に影響を與へたのであるが、彼の思想に影響を與へたものは英國に於ける先行者ばかりではない。佛國重農學派の人達との交際は、これ又相當に彼に對する影響として評價されるべきものであらう。佛國重農學派はマーカントリズム、殊に、コルベール政策への批判と

して現れたことは大體異論のない所である。コルベールの政策にも拘らず、ルイ十四世の失政は佛國産業、殊に、農業を著しく疲弊せしむるに至つた。これに對する批判者としてポアギルベール (Pierre Le Pasant de Boisguilbert)、ヴォーバン (Sebastian Le Prestre de Vauban) の如き重農學派の先行者が現れた。これに引續いてグルノー (Jean Claude Marie Vincent de Gournay) 一派の自由放任論者が出現し、或ひはかのカンティロン (Richard Cantillon) の學說の展開があるなど、當時の佛國に於ける反マーカントリズムの思想は勃然として興つて來たのである。

かかる雰圍氣のうちにフランソワ・ケネーが重農學派の代表的學徒として現れて來たのであつた。彼の學說はコルベールの政策を冷評することから生れてゐる。ルイ十四世自身の失政は餘りこれを問題とせず、これを専らコルベールの責任に歸することに急なるものがあつた。ポアギルベールやヴォーバンが課税制度の改革によつて農民の負擔を軽減せんことを提唱してゐたのに對して、ケネーはかかる課税制度の問題を以て満足せず、更に一步を進めて農業制度の一般的な改革を求めて止まなかつたのである。これがやがてはディドロ・ダランベール大百科辭典に於ける「小作人」(Fermiers) 並びに「穀物」(Grains) の二論文となつて現れたのである。彼の「經濟表」に於て農業階級が生産階級として優位を占め、商工階級が非生産階級として疎んぜられたのもこれがためであつた。而して彼はこれらの學說の展開の間に於て、自由貿易の觀念を披瀝してゐるのであつた。「人々は商業の完全なる自由を維持しなければならぬ。そは國民並びに國家にとつて最も確實且つ有利なる對内並びに對外商業政策は、自由競争の完全に行はるる状態のうちにあるからである。」⁽⁴⁾ 然るに、彼の自由貿易の觀念は實際上に於て農業の繁榮を齎

すための手段と心得られてゐたのであるから、自らその結果として自由貿易の内容が制約されて來ることとなる。殊に、ケネーの學說がコルベールの穀物輸出禁止に對する批判として現れたのであるから、彼の自由貿易論の主目的が穀物の自由輸出に置かれてゐたことは、注意を要する所である。従つて、ケネーの自由貿易論は、重農學派の根本思想たる自由放任論から出發するものではあるが、常に實際上の問題に當面して大いなる制約を受けたものと見なければならぬ。

かのフリードリッヒ・リストはケネー一派の重農學派と自由貿易の觀念との關聯について、次の如き興味ある批評を試みてゐる。「これらの思慮ある人達たるや、君主並びに宮廷の侍醫であり、貴族や僧侶の寵人であり、腹臣や知己であつたから、彼等は貴族や僧侶階級に對すると同様に、絶對權者に對して公然と挑戦することは出来なかつた。従つて、彼等は自己の改革案を冥想的學說の曖昧性のうちに蔽ひ隠すより外に道がなかつた。この點は如何なる時代に於ても、政治的・宗教的改革觀念が哲學的學說のうちに隠されて述べられてゐるのと同じことである。當時の佛國哲學者は自國の混亂状態を見て、博愛や萬民主義といふ一層廣大な分野に慰安を求めたのであるが(これは家父が一家の破滅に自暴自棄となつて酒場に慰安を求めに行くのと同様だが)、重農學派の人達はこれに倣つて、あらゆる病弊を治癒せしむる萬能藥として萬民主義的自由貿易原理を把握した。彼等の目標を上方に求めることによつてこの眞理の要點を捉へた重農學派は、その目標を下方に求めた時、土地の「純所得」に於て彼等の觀念に適する根據を發見したのである。學說の内部構造がこれに續いた。「土地のみが純所得を生むのであるから、農業が富の唯一の源泉である」といふことこれである。これから次の如き驚くべき結論が生れて來るのであつて、先

づ封建制度の崩壊が必要とされ、而も地主自身に有利になるやうに。次に、あらゆる課税は總ての富の源泉たる土地に課せられねばならぬこととなり、貴族や僧侶の受けてゐた課税の免除が終りを告げることとなる。最後に、製造業者は何等の租税をも支拂はざる非生産階級であるから、彼等は國家の保護を受くる資格なく、かくして關稅も廢止されることとなつた。⁽⁶⁾

スミスが佛國滞在中に重農學派の人達と相會してゐたと言はれてゐるのであるから、彼に對する重農學派の影響についてはこれを否定することは出来ない。唯だ一部の研究者の如くに、スミスの佛國滞在が彼の學說を根本的に變更せしむるに至つたものと考へることは、餘りに行過ぎた見解であると思はれる。

二 スミスの自由貿易思想

かくして英國並びに佛國に於ける自由貿易學說の勃興によつて、直接・間接に影響せられて、ここにスミスの自由貿易理論が生れて來たのであつた。勿論、自由貿易理論と言つても、彼の根本思想の一部の現れとして意味を有することは言ふまでもない。さて、彼の自由貿易理論は重農學派の場合に於ける如く、マーカンティリズムへの批判として生れたることは一般に承認されたる所である。而してこのマーカンティリズムに對する批判は大體二方面から考察することが出来る。一は重金思想としてのマーカンティリズム批判であり、他はその思想の具體的表現としての國內産業保護政策に對する批判である。金銀は交換要具であり、價值尺度であることから、國富と同義に解釋され易いが、スミスから見れば、それは國富の一部分を構成するものに過ぎずして、その最大部分とは認め得な

かつたのである。従つて、金銀の増殖に對してのみ殊更に政府の關心を向けることは無意味なことであつた。『自國に鑛山を持たない國は、自國に葡萄酒を持たない國が葡萄酒を外國から仰がねばならぬ如く、彼等はその金銀を外國から仰がねばならぬ。然るに、政府の關心が葡萄酒よりも金銀に對してより多く向けられねばならぬ、といふことは不必要と思はれる。葡萄酒を購ふべき所要手段を有する國は常にその必要とする葡萄酒を得ることが出来るし、又金銀を購ふべき所要手段を有する國は決してこれらの金屬に缺乏を來さないであらう。これらの金屬は他のあらゆる財貨と同様に一定の價格で購入し得るものであり、彼等は他のあらゆる財貨の代價であるから、他のあらゆる財貨も亦これらの金屬の代價である。⁽⁶⁾』而も金銀はその他の財貨に比して高價であるために、その有效需要が存する限り他の財貨より輸入が容易であり、又有效需要に超過して國內に存する時は一層容易に流出するものである。而もこの流入と流出の問題は如何に苛酷なる法令を以てしても制止することは出来ないと思はれるのであつた。⁽⁷⁾

スミスは既に述べたるが如く、金銀は國民資本の一部であり、而も一小部分をなすものに過ぎないと考へてゐた。商人が金銀貨幣を以て財貨を購ふことを容易と考へるのは、富が金銀に存するからではなく、それらが確乎たる取引用具であるからである。金銀貨幣は單に取引用具たるに止まり、最終的消費の目的物とはなり得ない。然るに、財貨は貨幣を購入する以外に、尙ほ多くの目的に役立ち得る。唯だ一個人にとつては、財貨よりも金銀を蓄積する方が、支拂並びに減損の點から考へて、安全なりと思はるであらう。然るに、一國或ひは一國民に於ては自ら事情を異にする。年々の生産物の大部分はその國民の消費に充當せられ、海外に輸出せらるる餘剩部分は大體外國商品の購入に充てられる。一部マーカンティリストの説くが如く、金銀が耐久性を有するが故に、それを尊重するこ

とも不合理である。かくしてスミスは次の如き例を述べることによつて、この點を論難する。『我々は英國の金物と佛國の葡萄酒を交易することを不利益だとは考へない。而も金物は極めて耐久性ある財貨であるから、若しもその不斷の輸出が行はれなかつたならば、それが數世紀に亘つて蓄積せらるる結果、英國は鍋や皿が信ぜられぬ程増大するであらう。』『これら不必要なる什器購入費が家族の食糧品の量並びに質を増さずして減少するのと同様に、不必要なる金銀の購入費も、あらゆる國々に於て、國民に衣食住を與へ、彼等を維持し就業せしむる富を、均しく必然的に減少せしむるに相違ない。』

結局、スミスから見れば、金銀は諸財貨の流通に支障なき程度に於て必要とするのであつて、一國の富との關聯性は少い。一國の經費もその富から支辨されるものではあるが、そのために金銀の蓄積を行ふ必要はない。彼は戰爭經費の支辨にあつても、尙ほこの點が眞理であることを強調する。『一國をして對外戰爭を遂行せしめ、遠國に於て陸海軍を支持する場合にも、常に必ずしも金銀の蓄積を必要としない。陸海軍は金銀によつて支持されるのではなくて、消費財によつて支持されるのである。自國の國內産業の年々の生産物によつて、或ひはその土地、勞働、消費し得らるべき資本によつて、これらの消費財を遠國に於て購ひ得る國民は、かかる外地に於て戰爭を行ひ得ることとなる。』⁽¹⁰⁾而して彼は當時の對佛戰爭を繞る戰費の捻出について論じ、莫大なる戰費も結局英國財貨の輸出に於て支辨されたことを説明してゐるのであつた。⁽¹¹⁾

かかるスミスの金銀に對する觀念は、ケネー一派の重農學派に對する彼の贊成論の一論據を構成する。『土地に使用される勞働が唯一の生産的勞働であるといふ點に於ては、その指示する觀念は恐らく狹隘に過ぎ、又局限され過ぎてゐると思ふ。而も諸國民の富は貨幣といふ非消費財には存せずして、社會の勞働が年々再生産する消費財に存すると言ひ、又自然的自由がこの年々の再生産を最も可能にするための唯一の有効手段であるといふ點に於て、この學説はそれが寛大であり、自由であると共に、あらゆる點に於て妥當と思はれる。』⁽¹²⁾かくしてスミスは一面に於て重農學派の學説に多大の矛盾を感じながらも、他面に於て異常なる魅力を感じてゐるのであつた。

マーカントイルズムの重金思想に對するスミスの批判は、ここに又いはゆる貿易均衡論に對する彼の批判を生むこととなる。或る特定國との貿易差額に留意して、それが自國に不利と考へらるる場合、財貨輸入に異常なる制限を加へんとするが如きことは、スミスの大いに攻撃せんとするところであつた。⁽¹³⁾彼は貿易均衡論に對する反對の理由を次の三つ擧げてゐる。『第一、例へば英佛間に自由貿易が行はるる場合に、貿易差額が佛國に有利であることが明かであつたとしても、かかる貿易は英國にとつて不利益なるものではなく、又これによつて英國の全貿易の一般的差額が一層不利になるとも限らない。第二、佛國財貨の大部分は他國に再輸出されるのであつて、この場合英國は利益を得て賣却するのであるから、恐らくは全佛國輸入財貨の原價にも相當すべき利益を得ることとなるであらう。第三、二國間に於て何れの貿易尻が有利であるか、或ひは何れの國が最も多くの價格を輸出したかを決定すべき確乎たる基準が存在しない。特殊な貿易業者の個人的利益によつて常に煽動さるる國民的偏見と憎悪は、一般に本問題に關するあらゆる判斷を指導する原理となつてゐる。然るに、かかる場合に屢々判斷の基準となるべきものが二つある。税關帳簿並びに爲替相場表これである。税關帳簿は今日一般に、そこに於て算定さるる大部分の財貨の評価が不正確なるがために甚だ不確實な基準と思はれてゐるやうだ。爲替相場表も恐らくこれに近いものであ

らう。⁽¹⁴⁾』

かくして貿易均衡論に對する反對を表明したるスミスは、貿易差額の平衡したる場合に於ける兩國間の輸出財貨の内容を検討することによつて、各場合の自國資本に對する利益の程度について説明したる後、⁽¹⁵⁾金銀による支拂も均しく利益を齎し得ることを強調してゐるのであつた。『若しも英國が年々佛國から輸入する財貨に對して支拂を煙草並びに東印度物産を以てせず、金銀を以てすれば、この場合財貨を以て財貨の支拂を行はず、金銀を以て支拂はれるが故に、差額は逆であると想像されるであらう。然るに、この場合の貿易は、前記の場合に於けるが如く、兩國の住民に收入を與へるであらうが、佛國の住民に與へる收入は英國のものより多いであらう。それは英國の住民にも幾分か利益を與へる。この金銀購入にあてられた英國品の生産に使用せられたる資本、即ち英國民の一部に分配され、彼等に收入を與へた資本は、これによつて回收され、その使用を續けることが出来るであらう。英國の全資本がかかる金銀の輸出のために決して減少することなきは、如何なる他財の等量價値の輸出の場合とも同一である。之に反し、それは多くの場合、増殖せらるるであらう。』⁽¹⁶⁾即ち英國に於て十萬磅の價値ある煙草を以て十一萬磅の價値ある葡萄酒を購ふことの利益なるが如く、十萬磅の金銀を以て十一萬磅の價値ある葡萄酒を購ふことも等しく利益でなければならぬ。これ英國資本の増殖を物語るものである。

然るに、誤つた金銀尊重の觀念と貿易均衡の原則は、自國の利益のために隣邦を悉く貧困化せんとするものであつた。他國民の利益は自己の損失と考へ、その性質上友誼の紐帯たるべき商業は不和反目の最大の源泉となつてゐる。『隣國の富は戰爭並びに政略の上からは危険であるにせよ、確かに貿易上に於ては利益を提供する。敵對状態

に於ては、それは敵國をして我々よりも優秀なる艦隊並びに軍隊を維持せしむるかも知れぬが、平和と通商の状態に於ては、それは彼等をして我々と交易することによつて利益を獲得せしめると共に、我々の産業の直接の生産物か、その生産物によつて輸入した財貨に對してか、何れかの形式に於て我々によりよき市場を與へてくれる。富裕者は貧困者よりも近隣の勤勉なる人々にとつてよき得意先であるのと同様に、富裕なる國民についても同じことが言ひ得る。』⁽¹⁷⁾

従つて、對佛貿易についても、彼我各々その長ずる産業に精勵して自由貿易を許すならば、相互の財貨の自由なる交換によつて、兩國民の受くる利益は大であつて、遠く相隔つた米大陸との貿易よりも遙に有利であると考へてゐた。豫め一言したるが如く、對佛貿易の差額が英國に不利であるからと言つて、それによつて英國は決して貧困化するものではなかつた。『殆んど總ての貿易國がその貿易差額を自國に有利に他國に不利になるやうにと、無駄な試みを遣つて來たが、歐洲の一國たりともかかる原因によつては貧困化されたやうには見えない。之に反し、各都市並びに各國はあらゆる國民にその港灣を開放した程度に應じて、商業主義原理の示すが如く、自由貿易によつて破滅はせず、これによつて繁榮を齎してゐる。』⁽¹⁸⁾

かくして各國民がその長ずる所に従つて精勵する場合は、貿易差額の順逆は問題でなく、外國貿易を通じて益々國富を増進することが出来ると思得てゐた。『生産と消費の均衡は所謂貿易の均衡とは全然別のものである。貿易均衡が一般に一國民に取つて不利であつても、生産と消費の均衡がこの國民に取つて常に有利なることもあり得る。一國民が恐らく半世紀間も輸入超過を繼續し得るかも知れず、この間に流入した金銀は全然且つ急速に流出し、鑄

貨の流通は漸次下向して、異つた種類の紙幣がこれに代つて用ひられ、主たる貿易の相手國に莫大な負債が出来てくるがあつても、而もその眞の富、即ち土地と労働の年々の生産物の交換価値は、この間に、それより遙に大なる割合で増加し得るかも知れない。⁽¹⁹⁾』

スミスの國際分業論は、かかる貿易均衡論に對する批判に於て、その一端を窺ふことが出来るのであつた。尙ほ今までの自由貿易論者の間に於ても、この貿易均衡論に攻撃を加へてゐる人達は相當に認め得るが、この點に關して最もスミスと學說的關聯の深かつたものはデーヴィッド・ヒュームであると言はなければならぬ。彼はマーカンティリストの均衡論に對してスミスと同様にこれを攻撃し、金銀の流出の如きは單なる杞憂に過ぎず、貨幣の流出は自然的に物價を下落せしむることによつて輸出を刺戟することとなり、やがては金銀の流入となるものであり、一種の水の水平化作用の如きものであると論じてゐるのであつた。⁽²⁰⁾

以上によつて、スミスのマーカンティリズムの採る金銀偏重論並びに貿易均衡論に對する批判を通じて彼の自由貿易思想を考察することを終つて、ここに第二の國內産業保護政策に對する批判を通じて、更に彼の貿易思想を検討して見たい。この場合マーカンティリズムの保護政策として最も問題となるのは、輸入制限と輸出奨励である。

十七世紀以來顯著になつて來た國內産業保護によつて、特殊部門の産業が繁榮を齎したことはスミスも否定する所ではないが、これが社會の一般産業の發達に健全なる刺戟を與へ得たりとは考へなかつたのである。即ち一國の産業を維持する資本と労働は一定であつた。今若しも一産業を保護奨励して、より多量の労働並びに資本をこれに集中する場合は、社會全體の資本と労働との安定が失はれる。かくしてスミスは次の如く述べてゐる。『如何なる商

業法規を以てしても、その資本が維持し得る以上には、社會の産業の量を増加し得ない。それは、かかる法規なかりせば、その方向に進むことがなかつたであらう所に、資本の一部を轉ぜしめたに過ぎない。かかる人爲的方向が自然的方向よりも一層社會にとつて有益であるとは、決して考へることは出来ない。⁽²¹⁾』

而して保護奨励金を與へらるる産業は、これなくしては營み得ざる損失ある産業である。⁽²²⁾ 従つて、保護奨励の政策は一國の富の増加の點から見れば、單に無意味なるのみならず、有害なる方策である。各個人はその資本を最も有利に使用せんと努力するであらう。彼の目標は直接に彼自身の利益であつて、社會の利益ではない。各人は自己の資本の安全とより速き回轉のために、出來得る限り身近く投資し、又最大價值の生産に努力するものであるが故に、この點については他の何人よりも正確なる判斷力を有し、社會一般の利益を増進する意圖なきに拘らず、「一つの見えざる手に導かれて」、最もよく社會の利益、即ち一國の富を増進することとなる。ここにスミスの「私益即公益」なる觀念が生れて來るのである。従つて、個人的活動を抑制する一切の保護奨励は個人に取つて不利益であると均しく、一國民全體の立場からも不利益となる。例へば、『購ふよりは造る方が高くつく品物を決して造らない、といふことは經濟にさとき家父の金言である。彼等は總てその全産業を隣人よりも幾分利益ある方向に使用し、その生産物の一部分を以て、即ち、同じことであるが、その一部分の代價を以て、何れにもせよ、彼等の必要なものを購ふことを利益と考へる。あらゆる個人の家族に於て賢しとするものは、大王國の營みに於て愚かなることとは殆んどあり得ない。若しも或る一外國が一財貨を我々が造るよりも安價に供給出來るならば、我々が幾分か利益を有する方面に使用した、我々自身の産業の生産物の一部を以てこれを購入する方が賢明である。⁽²⁴⁾』

かくして先づスミスは國家を質的に個人と區別せず、兩者の相違は大體に於て量にあると考へてゐたものと思はれる。故に、個人の利益はそのまま國家に適用せらるるものであり、個人或ひは私經濟體の利益とする分業は國家に於ても妥當すべきものであつた。従つて、輸入禁止或ひは重税賦課の如きは或る種の産業に取つては利益であるかも知れないが、全國民的觀點からすれば、より不利なる産業に資本並びに労働を用ふるが故に利益ではあり得ず、又これによつて従來存在しなかつた新産業を成立せしむるかも知れないが、これがために國富の蓄積が妨げらるるであらうことも争はれない。『特殊財貨の生産上一國が他國に優越する自然的利益は往々甚大であつて、それと争ふことの無駄なるは全世界によつて認められてゐる。ガラス、温床並びに温壁を用ふれば、極めて優良なる葡萄が蘇蘭に於ても産出出来るし、極めて優良な葡萄酒も、これを外國から輸入し得る約三十倍の費用をかければ、これらの葡萄から造ることが出来る。單に蘇蘭に於てクラレー並びにブルゴニュー製造の奨励のために、あらゆる外國酒の輸入を禁止するといふことは、果して合理的な法令なりと言ひ得るであらうか。然るに、若しも等量の需要財貨を外國より購入するより三十倍も多く英國の資本並びに労働を或る種の事業に投ずることが明白なる背理であるならば、かかる事業にその三十分の一、三十分の一でも投ずるといふことは、たとへそれが目立たぬにしても、當に一の背理であらねばならぬ。或る一國が他國に優越する諸利益は、自然的なものにせよ、後天的なものにせよ、この點はどうでもよいのである。一國がこれらの諸利益を有し、他國がこれを缺如する限り、後者自身でつくるよりは、寧ろ前者から購ふ方が、後者にとつて常に一層有利であらう。』⁽²⁵⁾

スミスの個人主義、その國家觀は、かくの如く自由貿易を基調とする國際分業の主張となつて現れてゐる。各國

がその長ずる産業に全資本並びに労働を集中し、その長ぜざる産業の生産物は自ら造らずして、より安價に他國から購入することが諸國民の富の増殖の最善方策であると考へてゐたのである。従つて、餘剰生産物の交換を自由に營むことが外國貿易の使命であり、この點に於てそれが重要な意義を有することとなつて来る。然るに、自由貿易採用の結果起ることあるべき國內産業の混亂について、スミスは如何に考へたのであるか。この點が又重要な問題を提供する。『若しもこれらの高率關稅並びに輸入禁止が今直に悉く撤廢されるとすれば、より低廉なる同種の外國製品は逸早く國內市場に流入して、數千の英國民からその通常の職業並びに生活手段を直に奪ひ去つてしまふであらう。これが惹起する混亂は疑ひもなく極めて甚大なるものであるかも知れない。然るに、次の如き二理由によつて、通常想像せらるるよりも、それが遙に輕微であることは確かである。』⁽²⁶⁾ 第一に、現在既に輸出奨励金なしに輸出を行つてゐる製造品はかかる混亂に陥れられる危険はない。羊毛工業、鞣革業、金物業の如きがこれであつて、これらの事業は英國産業に於て最も大なる部分を占めてゐる。恐らく、絹並びにリネン製造業は自由貿易によつて苦しめらるるであらうが、その英國産業に於て占むる部分は前者に比すれば遙に小である。第二に、労働者から職業と生活手段を奪ひ去る危険はあつても、それは一時的現象に過ぎないと見てゐるのであつた。『前述の如く、製造業の大部分にとつては、性質の近似する他の傍系製造業があつて、労働者は一製造業から他の製造業へと容易に彼の勤勞を移すことが出来る。かかる労働者の大なる部分は田舎の労働にも時に使用されることもある。以前に或る製造業で使用された資本はそのまま國內に止まつて、或る種の他の方面で等数の労働者を使用するであらう。國內に於ける資本は依然として同一であるから、労働の需要にも殆んど變化はない。』⁽²⁷⁾

かくしてスミスは自由貿易採用の結果起り得べき、資本並びに労働に於ける混乱は、一時的現象に過ぎずして、やがては満足なる安定を得るものと考へてゐたのであつた。彼から見れば自由貿易採用による弊害は一時的であり、その利益は永久的であつたのだ。保護制度の撤廃によつて窮迫に陥る産業は社會にとつて財産ではなく、負債であつた。これ資本並びに労働の使用を誤つてゐるからである。従つて、自由輸入の政策はかかる産業を破壊することによつて一見不利益なる如く見えるが、實は福利を増進するものであつて、資本並びに労働をより有效なる方面に轉せしめることによつて、利益を齎すものであると認めてゐた。かかるスミスの自由貿易思想を考察する時、かのバーボンやノース等の思想と實に相通するものあることを痛感するものである。⁽²⁸⁾

三 スミスと航海條例並びに穀物法

かくの如くスミスは國際分業論を唱道して貿易の自由を強調してゐるのであるが、彼はこの際若干の例外を認め得る。その第一は國防上必要な産業の保護奨励であり、第二の例外は特殊なる目的を有する諸關稅である。先づ前者についてのスミスの見解を見るに、若し何等か特定の産業が國防上必要ならば、これを隣國に依存することは必ずしも賢明なる方策であり得ない。これがために多少の犠牲を他産業に求める必要があつても、これは已むを得ざる所である。⁽²⁹⁾ 彼は英國の國防のためには海員並びに船舶數の一定量を必要と認めてゐた。従つて、海運業の保護奨励はあらゆる經濟的考慮の原則とは別個に考へらるべきものであつた。勿論、それが國防産業であるにせよ、特定産業の奨励は自然的自由の侵害であり、國富の増殖の妨害となるであらう。然るに、スミスはこの場合、『國

防は富裕よりも遙に重要であつて、航海條例は英國のあらゆる商業法規のうちにて最も賢明なるものであらう』⁽³⁰⁾ と言つてゐるのである。これスミスが一部論者の間に於て「自由主義的帝國主義者」と呼ばれる所以である。⁽³¹⁾

スミスに於て航海條例が特に問題とされるのは、左の如き觀點に於てである。『航海條例は外國船舶の航海に對して、或る場合には絶對的禁止を以てこれにのぞみ、他の場合には非常な負擔を彼等に課してゐるのであるが、これは大英帝國の船員並びに航海業に自國貿易の獨占を與へんとするもので、頗る當然な方策である。』⁽³²⁾ かかるスミスの航海條例觀は彼の自由貿易原理の訂正でも矛盾でもない。經濟と國防とを明確に區別してゐたスミスの理論に於ては、寧ろ當然の歸結となつて來る。この問題は一國民が自給自足經濟を強行する場合には起つて來ぬものであるが、各國民がその長ずる産業に従事してその不足を補足せんとする方策を採る場合に於てこそ、當然守らねばならぬ限界となるのである。航海條例が問題となつた當時に於ては、和蘭は世界の海運國であつて、英國は和蘭を破つて制海權を確保せざる限り國防は不十分であり、國家發展の道も閉ざされてゐたのである。ここに和蘭抑制策としての航海條例が意味を持つて來る。『この有名な條例の規定の一部は、國民的憎惡から出てゐることは否定し得ない。然るに、それは恰も悉く最も思慮ある叡智によつて命令されたるが如く賢明なものである。當時に於ける國民的憎惡は最も思慮ある叡智が勸告したその目的物、即ち英國の安全を脅かす唯一の海上權たる和蘭の海上權の減殺といふことを目的としたのである。』⁽³³⁾

右の記述から知り得るが如く、ここに注意を要する問題は、スミスの自由貿易原理の例外としての國內産業の保護或ひは外國産業に對する重課は、マーカントイズムのいはゆる國內産業保護奨励策或ひは貿易振興策とは全然

その論據を異にするものであることである。航海條例の推獎の論據も國內産業振興の手段として有效であるといふ所にあるのではない。かかる保護獎勵あるがために、この方面に用ひられた資本並びに労働量だけ國富増進上損失を招いてゐるのであつて、スミスは國防上かかる損失にも甘んじなければならぬと考へてゐたのである。『航海條例は外國貿易にとつても、又それから生じ得る富裕の増進にとつても有利ではない。諸外國との商業關係に於ける一國民の利益は、出來得る限り安く購ひ、出來得る限り高く賣らんとする、種々なる人々と取引せんとする一商人の利益と同様である。然るに、最も完全なる自由貿易により、諸國民を誘導して購ふ必要ある財貨を自國に持ち來らしむる時には、安く購ひ得る可能性が最も大であるやうである。同じ理由によつて、その市場が最大多數の買手で充されてゐる時は高く賣却する可能性が最も大となる。航海條例は英國産業の生産物を輸出する目的を以て來航する外國船舶に對しては重課を課してゐないことは事實である。然るに、外國人が輸入禁止或ひは高率關稅により、來り賣ることを妨げらるるならば、彼等は常に來り購ふことも出來ない。それは積荷なくして英國に來る時は、彼等は自國からの運賃を損するからである。従つて、賣手の數を減ずることによつて、必然的に買手の數を減ずることとなり、我々は、完全なる自由貿易の存する場合よりも、外國品を一層高く購はねばならぬのみか、自國品を一層安價に賣らねばならぬこととなる。然るに、國防は富裕よりも遙に重要なものである。』

更に航海條例によつて、英國が植民地貿易の獨占を獲得するや、従前この貿易に使用されてゐた外國資本は必然的に撤回され、専ら英國資本のみがこの貿易の經營に参加しなければならなくなつた。然るに、この方面の英國資本のみを以てしては植民地の需要に應ずることが出來なかつたから、他の貿易部門から資本が轉換せしめられるこ

ととなつた。かくして植民地の富の増進は急速であつたが、英國の富の増進はこれほど急速には行はれなかつた。従つて、英國の植民地貿易の經營資本は益々歐洲、殊に地中海貿易の部門から抜き去られ、より不利なる植民地貿易に向けられた。『獨占の結果、植民地貿易の増大は従前の英國貿易に増加分を附加したといふよりは、寧ろ貿易の方向を全然變化せしめたに過ぎなかつた。』

次に第二の自由貿易政策の例外は、いはゆる特殊なる目的を有する諸關稅であつた。先づ等價關稅が問題となる。この點に關してスミスは大體次の如く述べてゐる。『國內産業の生産物に或る種の税を課する場合には、等しき税額を外國産業の類似生産物に課することは合理的だと思はれる。このことは國內産業に國內市場の獨占を與へるものでもなく、或ひは又、人爲的に國內の資本並びに労働のより大なる部分を特殊の事業に轉ぜしむるものでもない。それは自然にそこに赴かんとする資本並びに労働の如何なる部分をも、課税によつてより自然的ならざる方向に轉ぜしめんとすることを唯だ阻止するものであり、而して内外産業間の競争を、課税後に於ても、それ以前と出來得る限り同一の基礎に放任せんとするものである。』航海條例が外國貿易原理の例外の如くして、實はその原理の例外ではなく別の意識からの必然的歸結であつた如く、等價關稅も亦スミスの外國貿易原理の變更を意味するものではない。同様な觀念が、穀物法論爭當時に於て、自由貿易論者リカルド、トレンスなどによつて稱へられたことは、ここに注意を要する所である。

更に、スミスは自由貿易の他の一、二の例外を認めてゐる。いはゆる報復關稅並びに過渡的關稅これである。報復關稅はこれによつて自由貿易が回復され得る場合に於てのみ容認せんとするものであり、過渡的關稅は輸入禁止

或ひは高率關稅が急激に除去せらるる場合の國內産業の混亂を防止する意味に於て、これ亦是認せらるべきものとなしてゐたのであつた。⁽³⁹⁾この過渡的關稅についても、リカルドやトレンスがその必要を認めてゐたのであつて、スミスとの關聯を想起させらるるものがある。

以上によつて、スミスの國內産業保護政策批判を通じての自由貿易理論の展開のうち、輸入制限に對する批判の部分を終ることとし、ここには殘されたる輸出獎勵の問題について考察することとする。而してスミスの輸出獎勵策に對する批判は、主として輸出獎勵金に對して向けられてゐる。輸出獎勵金は國內産業の特殊部門の生産物に對して屢々請願せられ、往々にして授與せられてゐる。この獎勵金によつて商人並びに製造業者は國內生産物を國外に賣却することが可能となる。即ちこれによつて、より多くの商品の輸出が可能となり、それだけ貿易差額が自國に有利となつて金銀が流入する結果、全國民の富裕は増進するものと考へられ、主張せられたのである。而して、『輸出獎勵金による貿易は、二國民間に相當長期間に互つて、一方が常に規則的に損失し得る。即ちその財貨を市場に送るに實際必要とする原價よりも安價に賣却し得る方法に於て營まれ得る商業なのである。然るに、輸出獎勵金がかかる商人の損失を償ふものでなかつたならば、彼等の關心は直に彼等の資本を他の方向に轉換せしめ、市場に商品を送るに要する資本に、相當な利益を以て、その財貨の値段が相應することの出来るやうな商業を發見することに努力することとなる。獎勵金の結果は、マーカンティリズムのあらゆる他の方策の如く、一國の貿易を當然に向はんとするよりも、遙に利益の少い方向に強ひて向はしむるに過ぎない。⁽⁴¹⁾』

かかるスミスの輸出獎勵金への批判は、又主として穀物輸出獎勵金を通じて進められてゐるのであつて、ここに

彼の穀物法觀が現れて來るのである。彼は一部の論者によつて、輸出獎勵金設定以來、英國穀物貿易の輸入差額は輸出側に有利であり、その差額も遙に輸出獎勵金を突破するものであると言はれてゐるのに對して、次の如く論駁する。『かかる論者は、この突飛な費用たる輸出獎勵金が、實際に穀物輸出の社會にかかる犠牲の最小部分なることを考へない。農家がこれを生産するに使用したる資本が、同様に考慮に入れられなくてはならぬ。外國市場に於て賣らるる穀物の代價が獎勵金を償ふのみならず、更に、この資本と普通の利潤を償ふのでなければ、社會はその差額だけ損失を受けることとなるのであり、國家の資本はそれだけ減少することとなる。⁽⁴²⁾』

然るに、或る種の論者は、輸出獎勵金は農家に廣汎なる市場を提供し、相當なる價格を確保するものであるから、これが生産を獎勵し、國內市場に於ける穀價を低落せしむるに至ると考へてゐるのであるが、⁽⁴³⁾かかる見解に對してはスミスは次の如く答へるのである。『輸出獎勵金によつて外國市場の擴大が行はれても、總ての個々の年に於ては、全く國內市場を犠牲にしなくてはならぬ。輸出獎勵金の手段によつて輸出される穀物量は、輸出獎勵金なくば輸出され得ないものであり、従つて、この場合消費を増大するために國內市場にこれを留保するならば、これがために當該財貨の價格を低落せしめ得ることとなる。穀物輸出獎勵金は他のあらゆる輸出獎勵金と同様に、民衆に對して二つの異つた課税を行ふ。第一は輸出獎勵金を支拂ふために彼等が課せらるる負擔であり、第二は國內市場に於ける財貨の値上りから生ずる負擔である。全民衆は穀物の購買者であるから、かかる特殊な財貨に於てこの税金が全民衆によつて支拂はれることとなる。⁽⁴⁴⁾』

然るに、スミスから見れば、かかる國內市場に於ける穀價の騰貴は、他の社會階級に不利益を齎すに止まらず、

農家や地主にとつても想像するほどの利益は齎されないのであつた。『輸出奨励金は國內市場に於て穀物の名目價格の騰貴ほどには實質價格を騰貴せしむるものではない。それは一定穀物量の支配し得る労働量を増大するものではなく、それと交換に與へらるる銀の分量を増大するに過ぎないのである。かくして輸出奨励金は農家や地主に大した貢獻もしないで、英國の製造業を沮喪せしめる。實際、それは農家と地主には少々の金錢は餘分に與へてゐる。従つて、彼等の大部分の人達に對して、これは大して彼等の役に立つものでないと言つてもその理解は困難のやうである。然るに、若しもこの貨幣の量が増大するにつれて、貨幣がその價值に於て、即ち労働、食糧品、その他貨幣によつて購ひ得るあらゆる種類の國產財貨の分量に於て減少を來すならば、彼等の利益は名目的な想像的な範圍を殆んど脱し得ないであらう。』⁽⁴⁵⁾

然らば、スミスは穀物の輸入制限に關して如何なる見解を持つてゐたのであるか。この點に關しては、彼が餘り多く論じてゐない所であつて、結局、輸入制限の弊害に關する一般論の中に包括せんとしてゐたのであつた。⁽⁴⁶⁾而も穀物の自由輸入の國內産業に對する影響については、頗る樂觀的な考へ方をしてゐたやうである。『外國穀物の自由輸入でさへも、英國農家の利益に影響を及ぼすこと實に僅少なるものに過ぎない。穀物は肉類よりも遙に嵩張つたものである。小麦一封度一片は肉類一封度四片ほどに當る。最も不作の場合に於てさへ、外國穀物の輸入の少量なることは、我々の農家を満足せしむるものであつて、彼等は最も自由な輸入を怖れる何等の理由はない。毎年平均輸入量は、穀物貿易に通ずる論者の報告に従へば、各種の穀物を合して僅々二萬三千七百二十八クォーターに過ぎないのであつて、年々の消費額の五百七十一分の一を超過してゐないのである。』⁽⁴⁷⁾

スミスはこの點をかく簡単に解決してゐるのであるが、果して彼が奈翁戦争の苦い經驗を持つてゐたならば、その見解を變更せずして終り得たであらうか。自由主義的帝國主義者なるスミスに於ては、『國防は富裕よりも重大であつた。』かかる國防的見地から農業の保護が必要となつた場合に、彼は從來の農業保護に關する見解を變更せずして終り得たかは當に疑問の存在する所である。現に、ウィリアム・スペンスの如きは、穀物法論争當時に於て、この點の解釋を次の如く行つてゐる。『然るに、暫く、かくも廣言された經濟學のこの第一原理が何等の例外を認むるものでないことを承認するとして、それは結局如何なることになるのであるか。單に、最も自由なる輸入は國民の富の最も大いなる生産者であるといふことになる。然らば、富は國民に必要な唯一のものか。獨立と安全を求めんとするならば、一層大いなる價值あるものがあるのではないか。この經濟學の第一原理は前者に對して有利なるほど、後者に對して破壊的であるか。我々は再びスミスの言ふ所を聽いて見よう。航海條例が外國貿易に有利なものではなく、それから齎される國富の發達に不利なるものであつても、國防が富裕より重要なものである限り、この條例は英國のあらゆる商業法規のうちにて最も賢明なるものである。然らば、我々が敵國の武器による攻撃を防衛することのみが重要であるか。而してこれよりも遙に怖るべく、遙に有效なる饑餓といふ武器を以て敵國が我々を攻撃しようとしても我々は無關心であり得るのか。』⁽⁴⁸⁾彼は奈翁戦争以後に於ける情勢の變化について述べることによつて、スミスの見解の移行を推測せんとするのであつた。

以上によつて、大略ながらスミスの自由貿易思想についての考察を終ることとする。唯だここに一言したいことは、彼によつて自由貿易政策の最大の例外として確認せられた航海條例、更に、彼によつて自由貿易政策の他の大

いなる例外として認められたでもあらうと一部論者によつて力強く推測せられた穀物法、この両者がやがては英國に於ける一大悪保護法として自由貿易論者によつて最も攻撃せられるに至つたといふ皮肉なる展開である。これは或る意味に於てスミスによつて啓發せられた英國社會が、スミスによつて認められた例外をも必要とせざるに至るまで發展を齎したる結果である。従つて、これによつてはスミスの學說的權威は何等その價值を減ずるものでなく、今後の英國自由貿易運動を通じて大いなる指針となつて彼等を指導して行くのであつた。かくして先づスミスの自由貿易理論をその實際に移したものは、かのウィリアム・ピットであつた。ここに章を改めて、彼の通商政策について見ることにする。

- 1 Nicholas Barbon : A Discourse of Trade, 1690, Hollander's Reprint, p. 35.
- 2 Ibid., p. 35.
- 3 Dudley North : Discourses upon Trade, 1691, Hollander's Reprint, p. 13.
- 4 Francois Quesnay : Maximes Oeuvres, p. 336.
- 5 Friedrich List : Das Nationale System der Politischen Oekonomie, Werke, Band 6, SS. 352-353.
- 6 Adam Smith : Wealth of Nations, 7th ed., Vol. 2, p. 148.
- 7 Ibid., Vol. 2, pp. 149-150.
- 8 Ibid., Vol. 2, p. 155.
- 9 Ibid., Vol. 2, pp. 156-157.
- 10 Ibid., Vol. 2, p. 157.

- 11 Ibid., Vol. 2, pp. 159-163.
- 12 Ibid., Vol. 3, p. 28.
- 13 Ibid., Vol. 2, p. 209.
- 14 Ibid., Vol. 2, pp. 211-213.
- 15 Ibid., Vol. 2, pp. 236-238.
- 16 Ibid., Vol. 2, pp. 238-239.
- 17 Ibid., Vol. 2, p. 245.
- 18 Ibid., Vol. 2, pp. 249-250.
- 19 Ibid., Vol. 2, p. 251.
- 20 David Hume : Political Discourses, 1752, pp. 82-84.
- 21 Adam Smith : Wealth of Nations, Vol. 2, p. 177.
- 22 Ibid., Vol. 2, p. 261.
- 23 Ibid., Vol. 2, p. 181.
- 24 Ibid., Vol. 2, pp. 182-183.
- 25 Ibid., Vol. 2, pp. 185-186.
- 26 Ibid., Vol. 2, pp. 202-203.
- 27 Ibid., Vol. 2, pp. 203-205.
- 28 Dudley North : Discourses upon Trade, Reprint, p. 13.

- Nicholas Barbon : A Discourse of Trade, Reprint, p. 35.
29 Adam Smith : Wealth of Nations, Vol. 2, p. 288.
30 Ibid., Vol. 2, p. 195.
31 C. R. Fay : Great Britain from Adam Smith to the Present Days, 1932, p.
32 Adam Smith : Wealth of Nations. Vol. 2, p. 192.
33 Ibid., Vol. 2, p. 194.
34 Ibid., Vol. 2, pp. 194-195.
35 Ibid., Vol. 2, p. 413.
36 Ibid., Vol. 2, pp. 195-196.
37 David Ricardo : On Protection to Agriculture, p. 83.
R. Torrens : An Essay on the External Corn Trade, 3rd ed., Part 2, Chap. 3.
38 Adam Smith : Wealth of Nations, Vol. 2, pp. 199-202.
39 Ibid., Vol. 2, pp. 202-203.
40 David Ricardo : An Essay on the Influence of a Low Price of Corn, 2nd ed., pp. 37-38.
R. Torrens : An Essay on the External Corn, p. 400.
41 Adam Smith : Wealth of Nations, Vol. 2, pp. 262-263.
42 Ibid., Vol. 2, p. 263.
43 Ibid., Vol. 2, p. 265.

- 44 Ibid., Vol. 2, pp. 265-266.
45 Ibid., Vol. 2, pp. 275-276.
46 Ibid., Vol. 2, pp. 176-177.
47 Ibid., Vol. 2, pp. 189-190.
48 William Spence : The Objections against the Corn Bill Refuted, 1815, p. 8.

第二章 ウィリアム・ピットの通商政策

一 アダム・スミスの使徒としてのピット

前章に於て大體自由貿易思想の勃興について述べたのであるが、本章に於てはこれらの自由貿易思想殊にスミスの影響の下にこれを實際的に政治の領域に取り入れたウィリアム・ピット (William Pitt) の通商政策について述べて見た。

ピット (一七五九—一八〇六年) は初代チャザム伯ウィリアム・ピットの次男として生れた。彼は父の死後間もなくケンブリッジ大學を経て政界に入り、一七八〇年代議士として議會に席を占むるや、父の血を受けて大いにその政治的手腕を發揮し、彼の政治的將來は既に約束せられたるものがあつた。併し、この約束は餘りにも早く實現せられ、一七八三年には彼は既に英國首相の印綬を授けられる所となつた。文字通り二十四歳の青年宰相が出現したのだ。彼はかかる若年を以てよく國王と議會と國民の信望を一身に集め、一國の政治を實に積極的に運用して行つたのである。

併し、彼のかくの如き政治的地位は徒らに父ピットの功績を物語るものではなく、彼が眞に一國の安定勢力としての資格を具備してゐたがためであつて、これは一七八三年より一八〇一年に至るまで十七年間に亙つてその地位を持續し得たことによつても知り得る所であらう。

而もピットがその後再び首相の印綬を帯びた年數を入れて約二十年間、この二十年間は英國にとつて非常時の連續であつたのだ。先づ政治的に見て米國植民地の獨立問題、一七八九年の佛國の大革命、これに引續いての奈翁戰

争と、何れを取上げて見ても大問題ばかりであつた。又、經濟方面に於ては産業革命の名の示すが如く佛國の大革命にも比すべき大變革が國內の生産方法に於て進行しつつあつた。紡績機械の發明に次ぐに力織機の發明あり、或ひはジェイムス・ワット (James Watt) の蒸氣機關の發明となつて現れ、近代機械生産の前奏曲は絢爛たる展開を見せつつあつた。他面に於ては農業は古き生産方法を捨てて新形態による生産の合理化に向つて邁進しつつあつた。併し、これらの生産方法の變化は何等の抵抗なくして行はれたものではなかつた。古き様式による生産者は甚だしく彼等の生活の脅威を受け、彼等の悲鳴は早くも「主婦の一揆」⁽¹⁾となつて現れて來た。これらの農工業方面に於ける生産方法の大變革はそれ自體國內に於ける社會問題として由々しき難問題であつたのに、佛國大革命並びに奈翁戦争といふ特殊事情によつてこれが甚だしく複雑化されたのであつた。更に、思想的方面に於ても佛國大革命の英國に與へた影響は重大なるものがあつた。自由、平等、博愛の思想は英國に於ても共鳴者頗る多く、一時は英國自體に於ける革命來の危惧さへ感ぜられた程であつた。政府が一大決心を以て「倫敦通信協會」を彈壓したのもこれがためなのだ。⁽²⁾

これらの諸問題の何れの一を取上げて見ても難問題ばかりであつたが、ピットは興隆期英國の青年首相に相應しい理想と勇氣と親譲りの政治的手腕とを以てよくこの間の危機を乗切つて來たのであつた。興隆期英國の首相がピットの如き青年であり、今日の英國首相がかなりの老年者であることを思ふ時、私には單に年齢の差異のみでは割切れない興味ある暗示を與へられるものがある。前首相チェンバレンの如き親の代からの英帝國主義者であるに反して、ピットが心からのアダム・スミスの信奉者であることも面白い對照だ。ここにも興隆期英國と衰頹期英國と

の皮肉なる對照があるのではないか。經濟學說の歴史的妥當性、これを十九世紀の覇者英帝國が自己の百五十年の歴史に於て體驗せざるを得なかつたことは、誠に示唆に富んだことと言はねばなるまい。

私はピットを心からのアダム・スミスの信奉者であると言つた。實際、スミスの「國富論」こそはピットの施政方針に對するバイブルであつたのだ。會てピットは一九二二年の有名な豫算演説の内に於て、彼の財政政策の特質は専ら「國富論」から出發してゐることを率直に表明してゐる。その演説の要旨の一部に次の如き言辭を發見するのであるが、これによつてもスミスのピットへの影響の程が知らるるであらう。『不幸にして今日最早在世せざる著者の學究的探求の詳細且つ深遠なる博識こそは、商業史並びに經濟學體系に關するあらゆる問題の最もよき解決法を教ふるものなることを確信する。』⁽³⁾又、かのメルビル卿のウィンブルドン邸にピットを初めスミス、グレンヴィル、アディントン等が招かれたる際、スミスが運參して一同に謝罪したことがあつたが、その時一同の起立と共にピットが、『私共はあなたが着席せらるるまで起立致してをります。そは私共は總てあなたの教へ子でありませうから』⁽⁴⁾と述べたことも有名な話である。併し、尊敬してゐたのはピットばかりではない。スミス自身も青年首相が會て政界の大立物シドマス卿並びにダンダスと共にピットの邸に招かれた時のことである。食事が済んで後スミスはシドマス卿に向つて、『ピットこそ實に非凡な人物だ。私は彼のおかげで私自身の思想をよりよく理解することが出來た』⁽⁵⁾と述べたことも有名なことである。

これらの二、三の點を拾つて見ても、大體ピットとスミスの關係、殊にピットのスミスに對する憧憬の程度が知

らるるであらう。従つて、かかる兩者の關係を念頭に置きつつピットの通商政策を検討することは必要且つ不可缺なる前提である。尙ほピットの財政政策は通商政策にのみ限られたことでは勿論ない。殊に大戰勃發による彼の財政政策の一大轉換については種々なる問題が残されてゐるが、ここには問題を限定してこれらの問題を省略することとする。そしてその通商政策に於ける彼の特質、殊に大戰によつて餘り影響を受けなかつたピット政策本然の現れとして、ここに英佛通商條約並びに愛蘭合同條例を選んで述べて見たい。

二 英佛通商條約

佛國に於けるケネー、英國に於けるスマスによつて代表された自由貿易論は一七八六年の英佛通商條約を繞つて現實の問題となつて現れた。ここに興味あることは英國自由貿易の完成を意味する一八六〇年の英佛通商條約と同様に、本條約に於ても積極的にその締結を求めたものは却つて佛國であつたといふことだ。この條約が佛國によつて提議されたのは、米國の獨立を承認した一七八三年のベルサイユ條約の一項目として英佛二國間に通商協定を結ぶべしとなす條文が明記されてあつたがためであつて、これによれば、『本條約批准交換の直後に於て、當該二國は互恵と相互的便宜の基礎の上に、新通商協定を締結すべく委員を任命すべきこと。而して本協定は一七八四年一月一日から算定して二ケ年以内⁽⁶⁾にその締結を完了すべきこと』と記されてあつた。これに従つて佛國は一七八四年早々通商條約の締結を英國に促したのであるが、英國としては佛國との政治關係を顧慮して容易に返答を與へなかつた。ここに於て、佛國は英國の條約違反なりと認めて、外務大臣ヴェルジェンヌ (Verennes) は遂に一法令を

發布して英國からのあらゆる輸入品に對して六割課税を斷行するに至つた。而も彼はこれを以て足れりとせず、バリー諸國への佛國貿易に外國の參加を拒否する法令を發布し、更に又外國綿布、モスリン、紗、リネンを佛國に輸入することを禁止し、これより少し遅れて鐵、鋼鐵、双物の輸入をも禁止することとした。⁽⁷⁾

かかる佛國の強硬策にも拘らず、彼等の本心としては依然として英佛通商條約の成立を熱望してゐた。従つて、ピットとしてはこの通商條約の背後にあるものを捕捉するに苦しまざるを得なかつた。併し、英國としては當面の問題が、佛國との條約締結を遂行するか、それとも佛國に於ける英國商品の販路を全然放棄するかといふ切迫した問題となつて來たので、ピットは後のオークランド卿ウィリアム・イーデンを渡佛せしめてその交渉の任に當らしめることとした。英國政府は佛國の眞意を探らんとしたためか、相當に無理な虫のよい條件を提出したのであるが、イーデンの豫想に反して、佛國政府は英國の言ひなりにこれに應じて來た。ここに於て、英國は一段と自國に有利な條件を提出することとなり、交渉の責に任ずるイーデンをして自國の不合理なる要求を面白からず思はしむるに至つたほどである。然るに、佛國政府は大體に於てこれをも受諾することとなつたので、ここに一七八六年九月廿六日を以て自由貿易を謳歌するが如く英佛通商條約は成立したのである。この條約の關稅項目に従へば、

(一) 佛國葡萄酒は佛國から英本國に直接に輸入さるる時は、如何なる場合にも、現在葡國葡萄酒の支拂へる關稅以上の高き關稅を支拂ふことを要せず。又佛國葡萄酒は佛國から直接に愛蘭に輸入さるる場合には、彼等の現在支拂へる以上に高き關稅を支拂ふことを要せず。

(二) 現在噸當り英貨六十七磅五志三片廿分ノ十二を支拂へる佛國の酢は、今後英本國に於ては噸當り英貨三十

二磅十八志十片廿分ノ十六以上の關稅を支拂ふことを要せず。

(三) 佛國ブランデーはガロン(英量四クォート)當り英貨九志六片廿分ノ十二に代ふるに、今後英本國に於ては英貨七志の支拂を以て足れりとす。

(四) 佛國より直接輸入さるるオリブ油は、今後、現在最惠國より輸入さるる同品の支拂へる關稅以上の高き關稅を支拂ふことを要せず。

(五) ビールは相互的に從價三割の關稅を支拂ふべし。

(六) 金物、双物、家具、旋盤細工、その他あらゆる鐵、鋼鐵、銅、眞鍮の諸製品の類別を行ひ、最高課稅を從價一割以上とせざること。

(七) 歐洲に於ける兩國の領土に於て製造されたるあらゆる種類の綿製品とメリヤスを含む羊毛製品(編物並びに織物を含む)は兩國に於て從價一割二分の輸入稅を支拂ふべし。

但し例外として絹と混紡のあらゆる木綿並びに羊毛の製造品は依然として双方に於て輸入禁止。

(八) 白麻布並びに紗は兩國に於て英量七ヤール四分ノ三のデミ・ピース毎に五志又は六リール支拂ふべし。

歐洲に於ける兩國領土に於て製造された亞麻及び大麻製のリネンは、英本國並びに佛國に於て和蘭並びにフランスのリネンが英本國への輸入に際し現在課せられてゐるより高率の關稅を課せられることなし。

愛蘭並びに佛國に於て製造される亞麻及び大麻製のリネンは、和國製のリネンが愛蘭への輸入に際し現在課せられてゐるより高率の關稅を相互的に課せざること。

(九) 馬具は相互的に從價一割五分の輸入稅を支拂ふべし。

(十) あらゆる種類の絹は相互的に從價一割を支拂ふべし。

(十一) あらゆる種類のモスリン、白麻布、紗、絹にて作られた婦人服装品類、又は現行關稅法の下に認められたるあらゆる種類の物品で作られた婦人服装品類は相互的に從價一割二分の關稅を支拂ふべし。若しも關稅表に明記されざる物品がこれに使用されたる場合には、最惠國によつて同種物品に對して支拂はるる關稅よりも高率の關稅を支拂ふことを要せず。

(十二) 磁器、土器並びに陶器は相互的に從價一割二分を支拂ふべきこと。

(十三) 板硝子並びに硝子器は一般に從價一割二分を支拂ふことによつて双方への輸入を認むること。⁽⁹⁾

本條約を外觀から見れば如何にも公平なる文言によつて終始してゐるやうに見えるが、實際には左様ではない。佛國の利益を考慮したるものと考へ得るものは葡萄酒と酢とオリブ油に關するもの位であつて、他の條文は殆んど英國を一方的に利益するものに外ならなかつた。而もこの葡萄酒に於てさへ佛國にとつて左程に有利なるものは言へなかつたのである。一度は葡國葡萄酒の課稅點まで引下げられた佛國葡萄酒は、メスレーン條約の制約を受けて再び葡國葡萄酒よりも不利な條件に置かれてしまつた。⁽⁹⁾更に、佛國の輸出を欲する絹については、一部絹混紡の製品でも前述の如く英國への輸入を禁止されてゐたのであるから、純然たる絹布に關しては佛國の言分は遠く退けられて問題にはされなかつた。佛國が後日この點についてその緩和方を要請したところ、英國はスピタルフィールズの絹布工の暴動の危險を理由としてこれを拒否してしまつたのである。⁽¹⁰⁾

ピットは本條約に關する議會の論争に於て、次の如く述べてゐる。『本條約の大目的は出來得る限り輸入禁止又は禁止的關稅を排除するにある。決して關稅を全廢して財政收入を減少し、國家財政を危殆に陥れんとしたものではない。却つてあらゆる輸入品に輕微な關稅を課することによつて財政收入を増大せしめ、更に密貿易に對して一大打撃を與へんとしたものである。自分が今日まで採つて來た對策にも拘らず、或る種の商品に於ては密貿易が横行してゐる。例へば、白麻布とブランデーの場合に於て、毎年六十萬ガロンの佛國ブランデーが合法的手段によつて英國に輸入されてゐるが、非合法的手段による輸入の方が却つて多い。又佛國の白麻布が全然輸入禁止となつてゐるために、英國内で販賣されてゐる白麻布は全部密輸入品と認めざるを得ない。今日まで關稅減少による財政收入の増加といふことは逆説なりと信ぜられて來たが、經驗の教ふる所によればこれは大いに實行可能な事柄なのだ。』

ピットは飽くまで自由貿易の原理に従つて本條約の締結にのぞみ、關稅は財政關稅の範圍を出でざることを以てよしとした。然るに、彼の政敵フォックスは本條約を單に政治的にのみ解釋して、『佛國は大英國の宿敵だ。彼等は我國と通商條約を結ぶことによつて我々を拘束し、我々をして他國との聯合を不可能ならしめんとするのだ』と言つて、ピットを攻撃する所があつた。然るに、ピットとしては、『政治的にこの問題を見ても、佛國が我々の宿敵であり、又あらねばならぬといふ説には不賛成だ。私の心はかかる論旨を奇怪且つ不可能なるものとして嫌悪する。一國が他の一國の永久的な宿敵であると考へることはつまらぬ子供じみた考だ』と反駁してゐるのである。然らば、この條約の結果は兩國に如何なる影響を與へたか。一言にして言ふならば、それは英國をのみ利益して、佛國を利益することは殆んどなく、これによつて重大なる國內情勢さへも佛國に現れて來たとまで言はれてゐる。

らるである。佛國の英國に對して輸出し得るものは僅に葡萄酒、流行品、小間物類に過ぎず、總金額も少額であつたのに反して、英國側の輸出品はあらゆる日常必需品に及び、價格も佛國品より遙に安價であつたし、その總額も莫大なる金額に上つた。佛國の舊式工業は英國の新式工業と競争すべくもなかつた。英國品は洪水の如く佛國に流れ込み、これを取扱ふために大商店が開設され、行商人が田舎中を英國商品の車を引いて廻つたと言はれてゐる。パリは輸入商品を以て満されたが、佛國織物業の中心地たるルーアン、アミアン、ボーヴェー、リール等は失業、貧困、革命の中心地となつた。そして人々はレインヴァール (Gerard de Rayneval) やヴェルジエンヌの如き政府要人達が、この條約の締結を繞つて英國國債の思惑をやつたのだとまで言つてゐたからである。

かかる英國商品大量輸入の佛國産業に與へた慘澹たる影響については、かの有名なるアーサー・ヤングの「佛國旅行記」のうちに於て窺はれる所である。一七八七年、彼がアベヴィルにありし時の印象を次の如く述べてゐる。『英國との新通商條約の結果についての談話に於て、彼等は本條約が彼等の製造業に極めて有害なるものとして、大いなる不安を表明した。私は彼等には安き勞働と食糧品があり、佛國政府は常に彼等の製造業を奨励してゐるのではないかと述べた。併し、彼等は政府の何等頼むに足らざることを語り、若しも政府が王國の製造業を理解してゐたならば、かかる條件では條約を締結することはなかつたであらうと述べた。』アミアンについては、『私はここでも同様な目的を以て二、三の談話を交換した。通商條約の條件が噂に上つた瞬間から、全都市が警戒をしてゐたことは明かだ。彼等はあらゆる場合に、英國商品の競争に耐へないことは百も承知であつた。一言にして言へば、アミアンは滅亡するであらう。而も、この點に關しては完全に輿論は一致してゐた。』⁽¹³⁾『ボーヴェーに於ては、『當地

に於ける一般的輿論によれば、英國織物は政府の賢明なる奨励策によつて、競争にならないほど安價だ。そしてポーヴェーの織物業は彼等と競争すれば、必ず滅亡する。當地の織物の多くのものは下層階級用のものであるから、恐らくそれらのものはこれに耐へ得るであらうが、その他のものは然らず。最有害なる戦争でも、この悪條約ほどには佛國にとつて害悪を齎さぬであらうと言つてゐた。⁽¹⁶⁾』

更に、ヤングはリールについては次の如く述べてゐる。『私はこの地に於けるほど本條約に關して激情を感じたことを知らない。製造業者はこれについて語るや、何等の我慢も持たない。彼等は唯だ戦争を希望するのみだ。この輿論は最も特異性ある惑溺として私を惹きつけた。そは英國上下兩院に於ける審議會に於ては、當地の織物こそ我國の織物業特にノーリッチの白麻布に最も有力に挑戦するものと認められてゐたからだ。』⁽¹⁷⁾ ナントに關しては、『本條約に關し當地の最も尊敬すべき二、三の實業家と意見の交換を行つたところ、彼等は聲高くこれに反對した。彼等の主張するところによれば、條約の結果として佛國は全く織物を一ソルたりとも英國に輸出してゐない。如何にも一部は輸出されるかも知れないが、これは條約前でも輸出されてゐたに過ぎない。而も英國は葡萄酒やブランデーを普通量以上には輸入して呉れてゐないと言つてゐる。』ルーアンについては、『條約成立以來英國より當地に輸入されたあらゆる商品の種類は莫大なものであり、特にスタフォードシヤの金物並びに木綿織物に於てその著しきものがある。彼等は本條約を以てノルマンディー地方の全製造業に著しく有害なものと考へて居た。』⁽¹⁸⁾ そしてヤングは本條約の唯一の歡迎されてゐる所としてボルドーを擧げてゐるのであるが、これは彼等が英國への葡萄酒の輸出を増大し、而も安價な英國製品を購入し得たがためである。彼はボルドーに關して次の如く記してゐる。『當

港と英國間の通商は條約以來激増した。英國品の倉庫が開設された。一番賣行もよく早かつたのはスタフォードシヤの陶器であつた。葡萄酒の英國への輸出は期待ほどには増大しなかつたとしても、確かに増大はしてゐた。』⁽¹⁹⁾

ここに於て、ノルマンディー地方の製造業者は、『ノルマンディー商業會議所』を動かして英國製造業の優越性の原因を探求せしむるに至つた。ノルマンディー織物業に精通し、英語を解する二人のルーアンの商人が選ばれて、彼等をして英國製造業の重要地點を旅行せしむることによつて詳細なる研究が行はれた。而して彼等に公平なる比較を行はしむるために、彼等の歸國後、更にノルマンディー地方を視察せしむることとした。その結果の報告に基いて、彼等は佛國政府に對して意見書を提出し、『英國の機械的發明の手段』と「石炭の安價」とによる英國商品の優越性には到底競争すべくもないから、政府としては一時も早く英佛條約の廢棄を行はれたしと述べたのである。⁽²⁰⁾ 實際、英國に於て當時既に廣く使用されてゐたスピニング・ジェニー以下の諸機械については佛國人は全くこれを知らず、その幼稚なもの一、二が漸く政府の蒐集所に陳列されてゐたくらるるものであつた。

佛國政府としてはかかる「ノルマンディー商業會議所」の意見書に對して沈黙を守るといふことは輿論に面白くない結果を齎すものであることを知つたので、經濟學者デュ・ボン (M. du Pont)⁽²¹⁾ をして駁論を公刊せしめてこれに答ふる所があつた。彼の「英佛通商條約論」(Observations sur le traité de commerce entre la France et l'Angleterre) がこれであるが、その内容の要領は凡そ次の如きものである。『現在英國が我國よりも多少確實な利益を有してゐる産業は五つあつて、綿布、羊毛製品、陶器、鋼鐵、皮革の諸産業であらう。而もあらゆる時代の經驗の示す所によれば、諸國民は相繼いで製造業に於て競争し合ふものだ。西國は絹絲業に於ける佛國勞働者を阻

害し排除するが、我國の農作者、我國土壤の原質、我々の幸福な氣質、我々のみが持ち得る特權的産物を我々から奪ひ去ることは出来ない。従つて、最も確實な方法で大帝國の繁榮と商業の基礎たるべきものは耕作物だ。而して織物についてさへも、諸君は過去の經驗によつて、排他的競争が我々の織物業を諸君のかこつやうな劣勢に終らしめたことを知るであらう。一産業を隣國産業と同等なる地位に向上せしむる最善の方法は、劣れる人々の眼前に、相手の模型と目的物を益々多く提供するやうな交通を樹立することによつて、初めて可能であることは證明の必要なきところだ。我國には原棉があり、彼等の使用する大部分を我々の競争者に賣りさへしてゐるのであるから、綿布に於て我々が英國より優越性を持ち得ざるはずがない。我々は彼等よりも安い食糧品と勞働を持つてゐる。我々に缺如するものは機械のみだ。而も條約の結果、貿易の差額は佛國に取つて有利となつた。⁽²²⁾

彼は本論文を通じて重農學派の立場を以て終始し、英佛通商條約に對する政府の政策を辯護するに急に於て、窮迫せる製造業者の實情に寧ろ冷酷なる解釋を試みてゐたと見られても已むを得ぬところであらう。殊に産業革命の中心をなす機械の問題に關して、彼はこれを無視してはるなかつたにしても、これを第一義的のものとして考へずして、寧ろ第二義的の問題として取扱つてゐたのである。要は自由競争による現實の試練こそ佛國製造業を英國製造業と對等ならしむる要諦であつたのだ。而して條約の結果貿易差額が佛國に取つて有利となつたと言ふに至つては、詭辯も甚だしいと言はねばならぬ。従つて、かかる政府の代辯者の言が佛國製造業者を満足せしむるに至らなかつたことは勿論である。かの有名な英國社會經濟史學者フエイは『佛國革命がなかつたとしても、製造業者の反抗が早急にこの條約を廢棄すしむるに至つたであらう』⁽²³⁾と述べてゐるのであるが、全く佛國製造業者の窮迫は最高度に達

してゐたのであつた。

然らば、かくの如く英國にのみ有利であり、佛國にとつては有害無益とまで見らるべき本條約を、何故に佛國が積極的に締結したのであるか。この理由の一は確かに當時の佛國が重農學派の影響を受けてゐたことに求め得ると思ふ。外務大臣ヴェルジエヌは明かに重農學説を奉じてゐた一人である。従つて、自由貿易が結局に於て佛國に有利なものになるであらうと信じてゐたことは尤もなことだ。殊に、ケネー一派の論旨としては製造業は何等純輸入を廣さないものであつたから、政府が佛國製造業を英國製造業の競争に直面せしめたことは當然の歸結と言はねばならぬ。この點は前述のデュ・ボン⁽²⁴⁾の駁論に於ても明白に認め得る所である。彼等が全く學説を小兒病的に信奉して、自國の經濟的實力を無視して條約の締結に邁進したことが確かに一原因であることは明かだ。殊に、世界の生産方法に根本的な變革を加へんとしつあつた英國に於ける「機械」の發達を無視してゐたことは、誠に迂濶なことではあつた。

ピット評傳家ローズはこの間の事情を政治的に説明して、次の如く述べてゐる。『恐らく、佛國政府の地位が實に絶望的であつたので、彼等に降り掛つた天罰を免れることが出來ずとも、本條約によつて生延びんことを希望して一か八かの勝負を試みたものと思はれる。平時に於て起債に起債を重ねたカロンヌ (Calonne) 財政の亂脈ぶりは、毎年一億四千リブルの赤字を出して政府の信用を失墜してしまつた。従つて、佛國政府としては關稅を増加してこの不足額を補はんとしたのだらう。然るに、これは期待すべくもなかつた。而もカロンヌに於ては關稅收入の増加、密輸入の減少、英國との交友關係の増進を政府が圖るならば、名望家と貴族は十分に納得するであらうし、

特権階級は財政的負擔を進んで引受けて呉れるだらうと信じてゐた。あらゆる製造業中心地に於ける條約反對の叫びが、遂に、彼のかかる期待を實現させずに終つた⁽²⁴⁾。』

かくて佛國製造業者の英佛通商條約廢棄を求むる聲は益々激越となつて來た。この時にあつて一七八九年佛國大革命が起つたのであるが、「自由、平等、博愛」をモットーとした「國民議會」としては、彼等の切實なる陳情に耳を傾けるよしもなかつた。然るに、政權が「國民會議」の手に移り、やがてツIRON事件をきっかけに英佛間に戦端が開かるるや、さしもの本問題も自然解消することとなり、佛國製造業者はここに漸く蘇生の機會を與へらるることとなつた。他方、英國に於ては本條約によつて佛國を犠牲にして自國の繁榮を齎すことが出來たのであるから、彼等の間に自由貿易の信奉者が増大したことは勿論であらう。他の如何なる一流國と雖も自由貿易を採用すれば失敗の歴史を繰返して來たのに、英國ばかりは事實上の機械の獨占によつてその傾向を異にしてゐた。彼等は十九世紀を通じて世界の各國を犠牲にして彼等の自由貿易を獨り謳歌することが出來たのである。既にかかる素地を十八世紀末期に於て十分に備へてゐた英國に對して、條件を異にした佛國が平等に通商條約を結んだのであるから、これが一方的に利益を齎し、他方に破滅を齎したことは寧ろ當然と言はねばならぬ。何れの二國間に自由貿易が採用されても、「自然的資源」と「生産力」の優勢なる一國が勝利を占むるといふことは餘りにも明かなことだ。言はば、「經濟學說の歴史的妥當性」といふ問題を會得し得なかつたがために、ケネーの佛國がスミスの英國に敗北したといふ皮肉なる結果となつたのである。尙ほアダム・スミスの使徒ピットがその後年に至つて自己の財政政策に一大變更を加へ、課税し得るあらゆる機會に課税を行つたことは有名な事柄だが、これは決して彼にとつては

逆説となるものではない。戦時内閣の首相として己むを得ざる政策の變更であつて、これによつてスミスの使徒としてのピットには何等の變化をも認めるものではない。唯だ奈翁戦争は英國自由貿易の完成を數十年間遅延せしめたものと言ひ得るであらう。

三 愛蘭合同條例を繞りて

次にピットの自由通商政策の他の場合として、ここに「愛蘭合同條例」の問題を擧げることが出来る。由來、英國と愛蘭とは我國の四國と本州との如き地理的關係にありながら、全く我々の想像もつかぬやうな複雑な政治關係に置かれてゐたのだ。昔から愛蘭は英本國の搾取を受けて政治的・經濟的並びに社會的に幾多の束縛を受けてゐたことは、兩者の歴史に一度眼を通した者の直に知り得る所であらう。この愛蘭壓迫の一として彼等は通商の自由を奪はれてゐた。この點に關してブキャナンは彼の有名な「スミス國富論研究」のうちに於て、次の如く述べてゐる。

『英國初期の政策によつて、愛蘭商業は最も破滅的な輸出入の禁止を強制されてゐた。愛蘭商業は航海條例によつて北米並びに西印度諸島に於ける英國植民地から排除されてをり、更に、英國貿易會社の特權と特殊な法令によつて歐亞兩大陸に於ても制限を受けてゐた。幾多の敵意ある條例によつて、愛蘭の毛織物並びに硝子製造業者は被害を蒙り、遂に滅亡してしまつた。この條例に於ては、原料の輸入を阻止し、更にその後には於て製品の輸出をも阻止することを目的としてゐたのである。同様な禁止制度が、極く僅少な例外を除いて、あらゆる種類の家畜並びに

食糧品の輸出にまで及ぼされた。而も英本國製造業者は自由に愛蘭市場に侵入することを許されたが、愛蘭製品の英本國への輸入は高關稅によつて妨げられるか、それとも輸入を全然禁止されてゐた。一七八二年、今まで英本國の政黨機關たりし愛蘭議會は、その獨立と自由貿易の主張に於て成功した。この時から、愛蘭は他の國々との無制限的通商が認められたのであつた。併しながら、英本國との貿易は總て以前の制限に拘束されなくてはならなかつた。』⁽²⁵⁾

英國に於てピット内閣が成立し、愛蘭に於て「グラタン議會」⁽²⁶⁾が成立したのは、兩國の關係が恰度この所まで進んで來た頃であつた。當時に於ける愛蘭の情勢は實に逼迫したものがあつた。ピットの友人からの書簡によつてもその一端が看取出来るのであつて、今一例として愛蘭總督ラットランド公のピットに宛てた一七八四年八月の書簡を引用するならば、次の如きものがある。『ダブリン市は暴徒の支配と暴政のために大變なことだ。毎日のやうに人間にタールを塗つて羽を生やすために數人の者が狙はれてゐる。當局者は彼等の本分を怠り、暴徒の一人も未だに逮捕されてゐない。そして附近の義勇軍はこれらの暴行を煽動してゐるやうに思はれる。言はば、ダブリンの情勢は政府の即時且つ大膽なる干渉を聲高く求めてゐるのである。』⁽²⁷⁾ 同様な情報が頻々として入つて來るので、ピットは本問題を不問に附するわけに行かなくなつた。ここに於て、彼は先づ愛蘭問題のうち最も重要性を有する貿易の束縛と制限に關する問題から解決に取掛らんとした。スミスの使徒としてのピットは言ふまでもなく愛蘭側に同情を寄せてゐたが、關稅障壁によつて利益を壟斷しつゝあつたマンチェスター地方の強力なる反對も考へねばならなかつた。これを政治的に解決せんとする所にピットの苦心があつたのである。彼はラットランド公への書簡のうち

に、次の如く述べてゐる。『愛蘭が本問題と交換に、愛蘭の國力と富が本國の利益に貢獻し、英帝國の共通急問題に累進的に寄與の程度を増進するといふ、或る種の保證が與へらるるならば、彼等と殆んど無制限的に商業上の利益の交換を行つてもよす。』⁽²⁸⁾

ピットは以上の點を考慮して本問題に關する「決議案十一ヶ條」を作つて豫めラットランド公に送附したところ、公は愛蘭の報酬條項に於て彼等の到底容認し得ざる條項があるから、是非とも再考慮をせられたしと返送して來た。これに従つてその内容を改め、ここにはゆるピットの「決議案十一ヶ條」が全貌を現したのである。この内特に重要なものを要約すれば、次の如くなる。

- 第一 英本國を通じて愛蘭に輸入され、愛蘭を通じて英本國に輸入される農産物並びに製造品の輸入は、これがために特に關稅の附加を見ざることにすること。
- 第二 兩國の農産物並びに製造品の相互に於ける輸入に於て關稅の異なる場合、高率を課してゐる國の稅率を引下げること。
- 第三 愛蘭の世襲的收入が平時六五六、〇〇〇磅を超過する場合、その餘剩部分を帝國海軍支持のために充當すること。但しこの世襲的收入は主として關稅並びに國內消費稅から生ずるものであるから、その増加は貿易の束縛からの解放によつて得られる愛蘭の繁榮を示すものと思惟す。⁽²⁹⁾

本案は正式に一七八五年二月愛蘭議會に送附され、大した反對もなく彼等の賛成を得たので、ここにこれを本國議會に提出することとなつた。ピットは本案の提出にあつて、自己の一般の見解を表明して次の如く述べてゐる。

『英本國と愛蘭の如き相互關係にある二國間に於て採用可能なる二つの方法がある。第一の方法は小國を全く大國への從屬關係に置くものであつて、それは小國をして恰も利益の具たらしむるものであり、彼等のあらゆる努力をして大國の利益のためにのみ行使せしめんとするものである。この制度こそ我々が愛蘭に對して試みて來たところだ。他の方法は利益の相互的分割の制度であり、平等と公平の制度である。本制度こそは一國を繁榮せしめ他國を抑壓するものでなくして、帝國全體の利益を求めんとするものだ。利益の相互性に基調を置くこの種の商業的平等は、これ又義務の相互性を要求するものである。我々はかかる状態に兩國を置かんとするに過ぎない。』

然るに、本案に對して眞正面より反對したるものは、彼の政敵フォックスであつた。彼は頭から自由貿易には反對であつたから、その當然の歸結としてピット案に反對した。ここに於て、本案の討議は一時延期されることとなつたのであるが、この間に於てマンチェスターその他大都市の製造業者は猛烈な反對運動を開始したのである。彼等は或ひは愛蘭製品の英本國流入は彼等の木綿工業の滅亡を意味するものであるとなし、或ひは本案が航海條例を破壊するものであるとなし、宣傳大いにこれ努めたのであつた。これらの情勢を洞察したピットは、ここに不本意ながら原案の修正の已むなきを認めざるを得なかつた。然るに、本修正案に於ては多くの例外と附加條項が挿入され、十一箇條の決議案が遂に二十箇條となるに至つた。かくて漸く本案は英本國議會を通過したが、愛蘭議會はこれを全く不満なりとしてその拒否するところとなつた。ダブリンでは本案の不成立を祝して大イルミネーションが行はれたとのことだ。併し、本修正案でも愛蘭の通商の自由に對する一步の前進であると心得てゐたピットにとつては、その不成立は耐へがたき苦痛であつたことは明かだ。

本問題はその後海外情勢の變化、殊に佛國の大革命が勃發するに及んで一時議會から遠ざかつてしまつた。然るに、これによつて愛蘭問題が全然解消してしまつたといふわけでは勿論ない。通商問題を中心に動いてゐた兩國間の問題が、やがて政治問題並びに宗教問題を中心として動いて行くこととなつた。佛國大革命の思想的影響を受けて「倫敦通信協會」の組織されたことは、先に一言した所である。この問題が蘇蘭に波及するに及んでは「蘇蘭通信協會」の出現となり、愛蘭に渡つては「愛蘭人聯合會」となつて現れた。然るに、本來の「倫敦通信協會」は單なる「議會の改革」を要求する政治運動に過ぎなかつたが、海外情勢に引きづられて時に不穩當なるものがあつたので、政府は早くも革命來を唱へて彼等を彈壓してしまつた。唯だ「愛蘭人聯合會」の場合は他の同種團體と稍々色彩を異にしてゐたのであつて、從來の「議會の改革」に附加して舊教徒の解放問題をもこの内に含めてゐたのであつた。而も從來の歴史性から言つて、愛蘭に於ては革命勃發の危険性が最も成熟してゐたとさへ言はれてゐた。殊に一七九八年には佛國の援助を受けて佛國軍隊の一部が愛蘭に上陸するといふやうな状態に置かれたので、英本國政府としては愛蘭問題を何とかして解決しなくてはならぬこととなつた。

ここに於て、首相ピットは一大英斷を以て愛蘭議會を本國議會に合併せんことを決意したのである。併し、これは愛蘭を犠牲にして斷行するといふのではなく、飽くまでも政治的・經濟的並びに社會的に合理的な解決を行はんとするにあつた。かのジョン・グレイ (John Gray) はこの問題に關し「合同條約論」なる百餘頁の小論文を發表してゐるのであるが、彼はその卷頭に於て次の如く述べてゐる。『英本國並びに愛蘭間に提議されてゐる合同條約に於て特に注意を要する點が二つある。第一には、かかる關係によつて兩國合同政府の勢力を増大することであり、

第二には、かかる關係によつて特に愛蘭住民の繁榮を増大し、彼等の富と産業が政治の中心に集中され過ぎることを防ぐことこれである⁽³⁵⁾。勿論、ピットとしても愛蘭を犠牲にして「合同條例」を成立せしめんとしたのではなく、曾て否決の運命を見た「十一箇條決議案」の精神に於て遂行せんとしたのであつた。従つて、彼は問題が最後の階段に到達するや、議會に於て兩國合同の已むを得ざることを力説し、決して愛蘭を強制的に屈服せしめんとするが如き考は毛頭持つてゐないことを述べてゐる。この時の彼の演説は非常な名演説と言はれてゐるのであるが、その内に次の如き部分を發見するのであつて、以てピットの意思が那邊にあつたかを知り得るであらう。

『かかる情勢こそ敢て愛蘭をして合同せしめざるを得ない忠實なる説明ではあるまいか。而も愛蘭の如き位置にある一國が合同を熱望する相手國こそ、正しく英本國にあらずして何ぞや。かかる場合に、自由なる合意と公正且つ平等なる條件の下に締結さるべき合同が、愛蘭をして一外國の羈絆に服従せしむべき提議としての汚名を着せらるべきはずのものであらうか。これこそ實に兩者の共通利益のために、二大國家間の自由且つ自發的なる聯合でなくして何ぞ。この帝國內に於て、彼等は平等なる法律、互惠的情誼、不可分の利益の保證の下に、相互に彼等自身の比例的責任と比例的重要性を維持すべきものなりと考へる⁽³⁶⁾。』

本決議案は豫め愛蘭議會の承認を得てゐたのであるから、⁽³⁷⁾英本國議會の協贊を経れば効果を發生するのであつた。かくして「グラタン議會」が消滅して英本國議會との合同が成立したのは一八〇〇年のことであつた。これによつて、舊教徒解放問題並びに愛蘭議員の議席問題等多少の問題は殘されてゐたが、大體ピットの初志は貫徹され、ここに兩國間に自由貿易の原則が確立されたのであつた。本條約の第六條が商業條項となつてゐるのであるが、その

内主要なる條項を記せば、凡そ次の如きものがある。

『一八〇一年一月一日より、英本國並びに愛蘭人民は同じ特權に浴する權利を有す。而してそれぞれ兩國の同様な物貨、即ち農産物、生産物、製造品の獎勵並びに輸出獎勵金に關し同一の資格に置かれ、又、一般に大英帝國並びに屬領の總ての港灣並びに場所に於ける貿易と航海に關しても同一の資格を與へられるものとす。而して英國皇帝、皇嗣並びに繼承者によつて締結されるあらゆる條約に關し、愛蘭人民は英本國人民と同一の特權と資格を與へられるものとす。』

『一八〇一年一月一日より、一方より他方への輸出品、即ち農産物、生産物、製造品の輸出に對して、總ての禁止並びに獎勵金を廢止し終了すべし。上述の物貨は今後一方から他方への輸出に際し、かかる輸出に對し關稅を課し獎勵金を交付せざること。』

『兩國のあらゆる物貨、即ち農産物、生産物、製造品は今後無稅にて一方から他方へ輸入を許可すべきこと。但し附加表第一表A並びにBに列擧する數種の物貨に關しては等價關稅を課し、或ひは下段に於て規定される方法に於て、今後大英帝國議會によつて等價關稅を課せらるべし。更に、合同より向ふ二十年間、附加表第二表に列擧されたる物貨は、一方から他方への輸入に際し、第二表に示されたる稅率の關稅を課せらるべし。新舊織物屋として知られたる毛織物製造業者は、一方から他方への輸入に際し、愛蘭への輸入に現在支拂はれてゐる稅率の關稅を支拂ふべし。英本國から愛蘭人の鹽とホップの輸入に對しては、現在愛蘭への輸入に課せられてゐる稅率を越えざる課稅をなす。英本國から愛蘭への石炭の輸入に對しては、現在以上の課稅をなすことなし。』

『金巾とモスリンは、一方から他方への輸入に際し、一八〇八年一月五日までは、現在英本國から愛蘭への輸入に於て支拂はれてゐる税率に従ふこととし、この日以後この税率は毎年可及的同率を以て減少せしめ、一八一六年一月五日から一八二一年一月五日までは一割に停止せしむることとす。木綿糸並びに木綿撚糸は、一方より他方への輸入に際して、一八〇八年一月五日までは、現在英本國から愛蘭への輸入に於て支拂はれてゐる税率に従ふこととし、この日以後はこの税率は毎年可及的同率を以て減少せしめ、一八一六年以後はこれらに對する課税を廢止する。』

かくて兩國間に自由貿易の原則は確立したが、唯だ残された問題としてこれが果して愛蘭に如何なる影響を與へたかといふことである。愛蘭は待望の通商の自由は獲得したが、残念ながら時既に遅く、彼等は英本國の製造業者とは競争し得ざる状態に置かれてゐたのであつた。彼等としては「グラタン議會」の十八年間に築き上げて來た産業の復興を、この「合同條例」の結果として失ふこととなつてしまつたのである。この點についてジョージ・オブライエンは、次の如き批評を試みてゐる。

『本條例の商業條項は今まで愛蘭産業の享受して來た保護を著しく減殺した。而もこの保護たるや、愛蘭産業が比較的發達してゐなかつたがために、必要缺くべからざるものであつた。愛蘭産業は實際上、英本國の全競争力の前に暴露されてゐたのである。一割關稅の如きは英本國産業の持つてゐた多くの他種の利益を相殺するには殆んど全く無力であつた。従つて、かかる關稅は決して特惠的とは認め難い。本國製造業者の獲得したこの優位は、豫め注意を喚起して置いた彼等の態度の變化があつた頃から大體始まつてゐる。』

彼等は愛蘭競争者が彼等と同様に安價に生産を爲し得ることを認めてゐた間は、愛蘭商品の英國市場に於ける氾濫を理由として、激烈に兩國間の自由貿易に反對して來た。然るに、彼等の長らく受けてゐた特惠的立法の結果、彼等が挑戦し得る地位に置かれたことを知るや、忽ちにして愛蘭市場に於て愛蘭製造業者と競争する機會を求めたのである。彼等は前者の危険をピットの「十一箇條決議案」の否決によつて回避し、後者の利益を「合同條例」の通過によつて確保したのであつた。』

かくて一度英國の新式機械生産品によつて愛蘭が襲はれるや、愛蘭製造業の殆んど全部が破綻の運命に見舞はれ、極く少數の小規模なる粗悪織物製造工場のみが僅に残存してゐた。一八一六年當時に於て、『ダブリン市の職人は漸くポテトを常食にしてゐたと言はれ、失業者數も同市のみで七萬四千人に達してゐた』と言はれてゐる。『一八〇〇年當時に於ては、ダブリン市の近郊に十九の捺染金巾工場があつて千二百人の職人が働いてゐたものが、一八一八年には、工場は四に減じ、職人數は百二十人となつてゐた。一八〇〇年には、最も精巧且つ堅牢なる織物が出來てゐたのであつて、ベルブリガンは二千人近くの職工を使つてをり、リバティーには梭の動く音が鳴り響いてゐたが、一八一八年には、一ヤール五片の安織物を作るに至り、飾布は姿を消し、ベルブリガンは荒廢に歸し、リバティーは靜寂化し、新教徒の住人は米國に逃避した。又、一八〇〇年には、十七の製紙工場があつて二千人の職工を使つてゐたが、今では五に減じてしまつた。他種の工場も同様に苦しんで來た。』

勿論、「合同條例」が愛蘭産業にかかる不安を與へようとは、ピットとしては豫定したところではあるまい。

唯だ結果が左様になつたのである。この場合に於ても經濟學說の歴史的妥當性を無視したるところに、愛蘭の悲劇

が胚胎してゐたのだ。一九二一年、歐洲大戰の結果、「愛蘭自由國」が成立したのであるが、その最初の條例の一が保護貿易政策の採用であつたことは、誠に皮肉なことと言はねばなるまい。

四 ジェイムス・ミルとウィリアム・スペンスとの貿易論争

以上によつて大體ピットの通商政策について述べたのであるが、私はここにかかるピットの通商政策を繞つて、従つて他の意味に於てはスピンスの「國富論」を繞つて行はれた、當時に於ける貿易論争について一瞥して見た。十九世紀初頭に於ける貿易論争と言へば、誰しも直にマルサス對リカルドの論争を云々するのであるが、これより以前に既にジェイムス・ミル一派對ウィリアム・スペンス (William Spence) 一派の論争のあつたことに注目しなくてはならぬ。この意味に於て特にこの一節をここに附加する次第である。

スペンスは彼の「商業無用論」(Britain Independent of Commerce, or profits, deduced from an investigation into the true causes of the Wealth of Nations) に於てその所見を發表してゐるのであるが、彼は本書の全體に互つて商業の價値の左程大なるものでないこと、及び、商業そのものの不安定性について論じてゐるのである。彼はその巻頭に於て英國商業(對外貿易の意味)の不安定性について、次の如く述べてゐる。『數年前に一笑に附されてゐた大陸封鎖論は今日現實の問題となつた。米國又英國との通商に關する紛争問題を未解決のままに放置してゐる有様である。従つて、英國は地球上の二大大陸から隔絶されてゐる。萬一、葡國が大陸封鎖を破ることとなり、米國との紛争をも解決することとなつても、これらの國々との商業は對外情勢の變化によつて左右される。従つて、

我々にとつてこの種商業は有利なるよりは不利なる場合が多いのであるから、英國商業が國民勢力の源泉であり、國民生活そのものの源泉であるといふ觀念は甚だしく屈辱的且つ悲惨なるものだ。』かのウィリアム・コベット (William Cobbett) も農本論者の本領を發揮してスペンスと筆を揃へて、『奈翁の宣言があつても、英國は私の適當なりと考へる以上の製造品の輸出に於けるはけ口を發見することは明かだ。併し、商業が大いなる難關に逢着することも疑ひなきところだ。商人は長らく享受して來た彼等の利益を著しく減するであらう。その自然的結果として、今日まで多年持續して來た商人と製造業者の地位はその重要性を減することとなる。實際、商業は死滅するであらうと、今こそ言ひ得るであらう。ウィンダム氏 (William Windham) の最も邪惡な願望として認めらるゝところのものが將に實現せんとしてゐる。』

然るに、ジェイムス・ミルは彼の「商業辯護論」(Commerce Defended, an Answer to the Arguments by which Mr. Spence, Cobbett and Others have attempted to prove that Commerce is not a Source of National Wealth) に於て、奈翁の大陸封鎖による對外貿易悲觀論に對し案外樂觀論を唱へてゐたのであつて、英國が海上權を把握せる以上、諸大陸の販路を確保することは困難でなく、奈翁封鎖内に於てさへ、英國品が歡迎されてゐることを指摘し、彼等は密輸入を行ふことによつてさへ彼等の需要を充さんとしてゐると述べて居るのである。而して、『我々にして世界の廣いこと、その生産と欲求の數多きこと、海外に於ける英國領土の存在、あらゆる封鎖力の脆弱性を考へるならば、如何に外國の敵對行爲があつても、我々が普通の注意をする場合に、そこには十分なる英國商業の安全性が存在するのである』と論駁してゐるのである。而もミルは本書の緒論に於て、兩者の論法が甚だしく科學

的推理法から遠ざかつてゐることを述べ、『スペインスは廣い包括的觀察の論理に於て訓練されてをらず』、『コベットは寧ろ直観によつて彼の見解を形成してゐる』と論難する所があつた。⁽⁴⁷⁾

スペインスはウィリアム・コベットと共に重農學派の立場を採つてゐたのであるから、商業と密接なる關係におかれてゐる工業については、これを富の源泉とは考へることが出来なかつた。『製造業者が彼の製造品の代價を食物で得ようと、食物で購ふ貨幣で得ようと、彼の製品を直接に地主に賣らうと、社會の他の階級に賣らうと、又流通の媒介物の錯綜による取引の複雑性があらうと、若しも全體が公平に分析されて、總てがその源泉に遡るならば、最も原始的なる社會状態に於けると同様に、最も進歩したる社會状態に於ても、あらゆる場合に農業こそ國民の富の大源泉であつて、製造業は一種の富の他の種の富への單なる變化に過ぎない』⁽⁴⁸⁾ 然るに、ミルの工業觀は全くこれと異つてゐる。『スペインスやコベットは工業は富の源泉ではないと主張するが、私は富の源泉であると斷言する。スペインスは工業は何等富を生産するものではない、それは商品を製造する製造業者は商品の原料に加へらるる價值と均しき穀物量を消費するからだと言つてゐる。私はこの基礎的命題を一の獨斷と稱するが、これは何等の證明なくしてそれが主張されたからであり、更に、證明と反對に主張されたからである。製造業者が商品を製造する場合には、製造されたる商品はこれを製造するために労働者が消費した食物よりも大なる價值を有するものだ。その理由如何と言ふに、諸君が假りにこれを市場に運んで見る時、それが一層大なる價值を齎すことを知るからである。それは労働賃銀を償ふのみか、その製造に用ひられた資本の利益をも償ふものだ。』⁽⁴⁹⁾

スペインスはこの場合の説明を馬車製造業者の例を引用して次の如く述べてゐる。『若しも馬車製造業者が馬車の

製造のために半年間多數の職人を雇つたとすれば、彼はこの間の彼等の生活資料として豫め五十クォーターの穀物を與へる。而してこの馬車を地主に六十クォーターの穀物で賣却したと假定すれば、馬車製造業者はその本來の原價たる五十クォーターよりも十クォーター富裕になることは明かだ。併し、地主はこの馬車を原價で買つた時よりも十クォーターだけ貧乏になつたことも均しく明かだ。従つて、富の創造にあらざる移讓が行はれたに過ぎないのであつて、何人が利益し、何人が損をしても、國民の富は同じことだ。』⁽⁵⁰⁾これに對してミルは次の如く答へる。『スペインス氏は非常に異つた二つのものを混同してゐる。彼は馬車の販賣とその製造とを間違つてゐるのだ。馬車の販賣が富を生産せぬが故に、馬車の製造は生産的でない」と結論することは確かに間違つた論法だ。馬車の販賣は何物をも生産しないが、その製造は馬車をば生産する。地主が六十クォーターの穀物を持ち、馬車製造業者が一臺の馬車を持つてゐる時、馬車が地主に移讓され、穀物が馬車の製造業者に移讓されても、國家がこれによつて富まぬことは誠に然りだ。併し、若しも馬車製造業者が十月に五十クォーターの穀物を持つてをて、三月に六十クォーターの價值のある馬車に變化したとすれば、國家はこの馬車の製造の結果十クォーターの穀物だけ富むこととなる。』⁽⁵¹⁾

更に、ミルは産業革命以後の機械生産の場合を引用して、次の如くこの場合の説明を附加してゐる。『急に紡績機械その他の機械が發明されて、同じ労働者が六つの同じ品物を同時に製造し得て、而も穀物の消費量が以前と同様なる場合を假定せよ。前述の場合には製造業者はその製造によつて彼等の消費する穀物を置換するとしても、この場合は六倍のものを置換することとなる。スペインス氏はこれを以てしても、製造業は富を生産しないと云ふや。』⁽⁵²⁾

尙ほ兩者の農業偏重論については、ミルは次の如く、簡単にこれを一蹴してゐる。『不幸にして、人類の性質は極

端から極端に走る傾向があり、賢明且つ有益なる中庸に止ることが少い。かくて農業制度偏重論の有害なるは、重商制度偏重論の有害なるに殆んど變りはない。』⁽⁵³⁾

次に論旨を更に商業即對外貿易に對する兩派の見解の對立に移行する。スペインは商業を分つて輸入貿易と輸出貿易となし、先づ輸入貿易について次の如き觀察を下してゐる。『一國民が外國市場に於て購入するものに對しては、彼等は貨幣か他の商品に於て適當な代價を支拂ふ。この場合、それは彼等の富に對して何等の利益も附加分も與へるものではない。これによつて或る種の富を他種のものに變化は出来るが、その富の分量を増大するものではない。かくて東印度會社が地金銀と支那の茶とを交換しても、この單なる交換が國民の富の増大であるとは言ひ得ない。』⁽⁵⁴⁾『同じ推理があらゆる輸入商業に適用され得る。總ての場合に、或る種物品の價値はそれが外國市場で持つ値段である。それ以上に如何程で賣れても、それはその物品の消費者からこの取引によつて利益を受くる者への富の移譲に過ぎない。従つて、この種商業からは國民の富への附加分は生れて來ない。』⁽⁵⁵⁾『又或る種商業は關稅又は消費稅の形に於て多額の納稅を行ふ故に重要であるとなし、東印度貿易は三、四百萬圓の關稅收入を齎すが故に重要であるとなすものがある。併し、彼等はこれらの課稅が結局その商品の消費者の負擔となるものであり、彼等がこの課稅品を現實に消費すると否とに拘らず、豫め均しく關稅を支拂ふものであることを知らない。』⁽⁵⁶⁾『スペインの東印度會社に對する論難に關して、コベットはこれは既に自分が前以て發表してゐたことを繰返したに過ぎないのであつて、恰もスペインの獨創の如く述べられてゐることは、一種の不愉快を感じる所であると言つてゐる。』⁽⁵⁷⁾而して彼は、『東印度會社の利潤は國民の富の附加分とはならない。我々の東方の帝國から得らるる附加分は、英本國民

を犠牲にして、東印度會社とその使用人の富に對する附加分となるに過ぎない』と述べてゐる。

ミルはこれに對し、スペインの商業を以て外國貿易と解する點については異存は持たないが、その輸出入論については見解を異にしてゐるのである。輸入貿易は決して富の附加分をつくり出すものでないとなすスペインの見解を、次の如き例を用ひて反駁する。『一噸の大麻が露國に於ては五十磅、英國に於ては六十五磅とする。そこで我が英國に於て五十磅の價値ある英國商品を輸出して、その代りに六十五磅の價値ある一噸の大麻を輸入したりとせば、英國の富はこの交換によつて十五磅の増大を來すこととなる。常に、或る種商品が輸出されて、この賣上金で購はれた他の商品が輸入される時、輸入費を越えて、輸入品が輸出品の價値を超過する場合には、明かにその部分は國家の利益となり、従つて、それだけこの取引によつて國家の富が増大することとなる。』⁽⁵⁸⁾

更に、スペインやコベットは輸入品の大部分は奢侈品であるから不必要であり、必要な輸入品もその大部分は英本國並びに植民地を適當に開發すれば用が足りるのであるから、結局輸入貿易の必要を認めないと言ふのである。スペインによれば、『曹達灰、トルコ絨緞、磁器、絹、各種果實、各種雜貨、各種獸皮、棒鐵、各種リネン、タールは決して我々に必要なるものとは思はれない。』⁽⁵⁹⁾『コベットも同様な見解を「ポリテイカル・レヂスター」のうちに於て發表してゐるのであるが、唯一つ、スペインと意見を異にせる點は、麻並びに亞麻は荒蕪地に於ては栽培し得ないといふ點にある。』⁽⁶⁰⁾然るに、ミルはこれらの奢侈品輸入反對論に對し、次の如く述べてゐる。『實際、本論に於て必需品と奢侈品とを區別せんとすることは全く無駄なことだ。一國が幼稚な社會狀態から段々進歩して來ると、單なる生活必需品の生産に従事する社會成員は小部分となり、遂に大部分のものが他の人達の奢侈的慾望充足のた

めに用ひられる。従つて、この場合、唯一の問題は、或る一定の奢侈品が国内か外国か、何れに於て最も安く提供されるかといふ點にある。⁽⁶²⁾この場合に於てもミルの問題解決の要點は國際分業の利益を高調するにあつた。

次にスペインについて輸出貿易観を見るならば、凡そ次の如きものがある。『或る場合には輸出貿易によつて國民の富の増加が齎されることは明かだ。一國民が製造品の輸出によつて外國市場に於て獲得する價值は、これを製造するに要せし食糧品の價格、親方製造家の利益、輸出商の利益に分解することが出来る。これらの利益は疑ひもなく國民の利益である。かくてレース製造業者が一封度の亞麻をレースにするために、この間に三十磅の生活資料が費されたとすれば、この額はレースの眞實の價值である。而して若しもこれが国内で三十磅又は六十磅で賣られた場合には、前述の如く國民はこれで何等富むものではない。唯だこのレースが他國に輸出されて六十磅に賣られた場合に、輸出國民はこれによつて三十磅の富を獲得したことになる。⁽⁶³⁾』かかる推理によつて或る經濟學者は、英國が輸出貿易によつて國民の富を或る程度まで増大し得ることを承認する。併し、彼がこの資源から獲得する英國民の利益を概算し、これを我々の公收入並びに私經費と比較する場合に、我々の商業に對して認むる價值の小なるに驚くであらう。彼は英國の商業の最も繁榮的な年度に於ける輸出額を約五千萬磅と概算してゐる。若し我々が親方製造業者並びに輸出業者の利益をその二割と見れば、大體間違ひのない所であらう。この場合、英國の輸出貿易による利益は一千萬磅となる。この金額自體は多額に見えるかも知れないが、國家の公私收入の全體と比較すれば全く取るに足りない。従つて、かかる利益の源泉たる貿易は國民の富の主要なる源泉となる資格を持たない。⁽⁶⁴⁾』結局、スペインとしては輸出貿易も輸入貿易と同様に、その必要を認めてゐないと言つても過言ではない。され

ばこそ、彼は輸入貿易の排撃と異つて、輸出貿易の否定は國內的に影響する所が大なることを認め、その對策にまで及んでゐるのである。『對外貿易の喪失の結果、失業者の率が増大しても、彼等に職業を與へることは困難ではない。かかる人口の小部分に對しては、新しい職業はいくらでもある。第一に、陸軍の増強は英國の安全のために不可欠なものであり、従つて現在に於て直に十萬以上の人間を收容し得る。第二に、人々を失業せしめた原因そのものが、逆により多くの職業を彼等に與へることとなる。⁽⁶⁵⁾』更に、コベットに至つては一層徹底したる考を持つてゐたのであつて、『私としては、輸出貿易杜絶の結果製造業者が失業しても、これに進んで職業を見つけるために國庫の負擔を求むる必要はないと思ふ。事物を自然の成行に放任せば、その結果は製造業者は農業労働者に直接にならなくとも、彼等は間接に農業労働者に参加する』と述べて、スペインの失業者に對する公共事業を起さんとする點をば『自然と常識に反することだ』と非難してゐる。⁽⁶⁶⁾

かかる兩者の輸出貿易無用論に對してミルは次の如く反駁する。『國民の貧富の問題はその毎年生産する財貨量が國民の數に比例して増大するや否やにかかつてゐる。今や英國の土地と勞働の適當なる生産方法並びにその分布と相俟つて、商業がこの年産額を増大する傾向を持つて來た。例へば、英國では亞麻又は大麻を生産しないが、小麦を生産する。この小麦を以て多くの金物製造業者を養ふ。そしてこの金物の輸出の代償として、英國の土地の生産するよりも一層大なる亞麻をば輸入する。これは我國の土地の生産力の増大と正しく一致する。換言すれば、この取引によつて、少量の亞麻より生産し得ざる土地をして一定の増加分を生産せしむると同じ結果になる。この場合、我々の假定する商業の作用による生産力の増加は、商人の利益によつて算定し得るものと思はれる。⁽⁶⁷⁾』スペイン

スヤコベットの説明が輸入貿易と輸出貿易と明確に區別して行はれる傾向のあつたのに對して、ミルが常に輸出入貿易の説明を相互の關聯性に於て述べてゐることは一應注意を要する所であらう。

ここに於て、兩者の貿易均衡説に對する關係を見ることとする。スペインによれば、『簡単な説明によつて貿易均衡説の迷妄を指示する必要がある。英國は常に輸出が輸入を超過することによつて、毎年その差額を貴金屬で受入れ、これによつて貿易による富の蓄積を行ふと言はれてゐる。然るに、大體に於て輸出入の間には差額を認めることが出來ず、たとへ差額ありとしても、かかる差額は對外戰爭の經費のために相殺されてしまふ。その結果として、商業による金銀の差額からは國民の富は増大されるものではない』⁽⁶⁸⁾而して、『英國の輸入が輸出と均しきものであり、何等金銀が輸出の利益として獲得されるものでないとするれば、これらの利益は他の商品の形式に於て英國民に享受されることとなる』⁽⁶⁹⁾『我々にして若しも英國商業によつて眞に利益を受くるものが何人なりやを知らんとせば、我々の輸出商品の永續性並びに必要性を研究し、輸入商品の同じ點をも比較研究することが必要だ。かかる比較を行ふ時、英國商業によつて富むものは英國自身でなく、歐洲、亞細亞、米大陸等英國の相手國だ。英國は他國民の慰安生活に絶對必要なる商品を提供し、その代償として國民保健上いまはしい茶、葡萄酒、ラム酒、ブランドー等を受入れてゐる』⁽⁷⁰⁾

かかるスペインの貿易均衡説批判に對して、ミルは次の如く論駁する。『スペインの言ふ所によれば、輸出貿易の代償として、我々が商品（スペインはこれを奢侈品と考へてゐる）も貨幣も受取つてはならぬといふ結果になる。然るに、これでは何等の反對給付をも得ることなくして、我國の商品を輸出するといふ逆説に陥りはしないか。貨

幣の眞の觀念は他の商品と同様に賣買せらるる一商品の觀念と變りはない。外國と取引をなす際、この點が一層明白になつて來る。英國商品が外國に賣られて貨幣に於て支拂はるる際に、商人が考へるのは外國穀物の量ではなくして、それが包含する金銀の分量である。彼が交換に於て算定するのは、單に地金銀としての價值に過ぎない。従つて、反對給付としての金銀の輸入は其他の金屬の輸入と異なる所はない。その一部は時に貨幣として刻印を押されるが、兩者に決して差異はない。英國の如く、地金銀が交換の媒介物として用ひらるることの少い國に於ては、この目的のための必要額は大なるものではあり得ない。この必要額以上のものを有効に使用せんとすれば、これを再び海外に輸出して必要な商品を購入するにある』⁽⁷¹⁾

最後に、ミルは「商業辯護論」の全體に互つてスペイン並びにコベットの議論を論駁してゐるのであるが、彼は決して英國の繁榮が唯一商業によつてのみ齎されるものとは考へてゐなかつた。『我々は屢々商業こそ英國宏大の原因である、人々の口から、又高位の人々の口から聞くものであり、更に、商業こそ英國繁榮の方策なりと稱へられてゐることを聞くものであり、又英國輸出入貿易が未だ會て見ざる戰費を必要とする戰爭の失費の下に於て英國を繁榮ならしむるものであるといふことを聞く時、これらの人々の僞言と無智に一笑を禁じ得ない』⁽⁷²⁾彼は更に進んでは、『國民の富と繁榮の二大源泉は土地の耕作と國內的奉仕並びに消費のための工業であつて、外國貿易はこれらの二つのものに對する補助機關に過ぎない』⁽⁷³⁾ことを述べてゐる。寧ろこの點に於けるミルの論旨は謙讓に過ぎたと思はれる。私としては商業亦國民の富の源泉なりと表明すべき材料が少くもミルの頭のうちに浮ぶべきはずであつたと思はれる。理論の大膽なる飛躍は何れの時代に於ても困難なやうだ。

ミルのかかる兩者の論駁に對して、スペンスは更に「農業論」(Agriculture, the Source of the Wealth of Britain, A Reply to the Objections Urged by Mr. Mill, 1808.)を發表して、詳細なる點についてミルの議論に答へてゐるが、併し、その思想的根本に關しては變化を認めることは出来ない。彼は同書の結論に於て、『農業は優秀且つ特別な方法に於て我々の富と収入の源泉であり、その程度の大なることは、如何なる種類の産業と雖も我々の巨大な富の創造者なることを要求し得ざる程である。我國の膨大な陸海軍を支持し、莫大なる税金を支拂ひ、多くの製造業者とあらゆる無爲者を支持し得るものは農業であり、そして唯一農業である』と述べてゐるのである。以上によつて概略ながら兩者の貿易觀を終ることとするが、スペンス一派は餘りに重農學派の學說に左右され過ぎてをり、奈翁の大陸封鎖といふ特殊事情によつて左右され過ぎてゐるやうに思はれる。これに對しミルの説く所は遂に自由濶達にして、その理論に無理が少いことを感じさせられる。唯だ自由貿易英國が今や保護貿易英國に轉化しつつある際、ここにスペンス一派の所説の一部が新しく脚光を浴びて來るものと思はれる。尙ほ兩者の論争はやがてマルサス對リカルドの論争へと連絡することをここに一言して置く。唯だ本論争が奈翁戦争といふ特殊事情を背景とし、後者が英國二大保護法の一たる穀物法を背景として行はれたる所に、兩論争の特質が移行して行くのである。

1 「主婦の一揆」は農民が生産方法の變化、物價騰貴、實収入の減少並びに「定住法」の存在のために生活苦に迫込まれ、一七九五年遂に「主婦の一揆」といふ形式で彼等の苦悶が訴へられたもので、その結果有名なスピナムランドの決議となり、ここに「院外救助」が認められることとなつた。一八一六年並びに一八三〇年の農民一揆と併せて産業革命以後の三大

一揆と稱せらる。

2 「佛國大革命の英國に與へし思想的影響」並びに「倫敦通信協會」の問題については「社會經濟史學」第一卷第三號拙稿「倫敦通信協會略史」を参照せられたし。ここには「倫敦通信協會」は佛國大革命の影響を受けてトマス・ハーディー等によつて設立された労働者の團體なること、目的は議會の改革、會員は約三萬、知識階級の友愛團體としてカートライト、ホーン・トック一派の「立憲協會」と聯絡を保つてゐたことを記すだけに止める。

3 Hansard's Parliamentary Debates, Vol. 29, p. 824.

4 R. B. Haldane: Life of Adam Smith, p. 49.

5 Earl Stanhope: William Pitt, Vol. 4, p. 403.

6 Hansard's Parliamentary Debates, Vol. 23, p. 1166.

7 J. H. Rose: William Pitt, Part I, pp. 325-330.

8 Hansard's Parliamentary Debates, Vol. 26, pp. 237-238.

9 メスレーン條約は一七〇三年リスボンに於て英國公使ポール・メスレーンが締結したるもの。葡國はこれによつて自國の葡萄酒が英國に輸入される場合、何國の葡萄酒の輸入税よりも三分の一低率なるべき特權を得た。

10 スピタルフィールズは十八世紀中葉に於ける英國産業の中心地とも稱すべきものであつた。従つて、この地に於ける絹布工は一大勢力を持つてゐたのであつて、彼等は常に賃銀問題を繞つて親方と對立し、遂にこれが織機の破壊となつて現れることも珍しくなかつた。かくしてラダイツ運動の前身とも見らるべき混亂が続いたので、政府は遂に一七七三年彼等のために「賃銀公定法」を定めて漸く鎮撫することが出來た。従つて、佛國絹布の英國流入に關して特に政府が神經營となつてゐたことは強ち理由なしとはいへない。尙ほラダイツ運動については「社會經濟史學」第六卷第五號拙稿「ラダイツ運動略史」

を参照せられた」。

- 11 Hansard's Parliamentary Debates, Vol. 26, pp. 381-396.
- 12 Ibid., Vol. 26, p. 398.
- 13 Ibid., Vol. 26, p. 392.
- 14 Arthur Young: Travels during the years 1787, 1788 and 1789. Undertaken more particularly with a view of ascertaining the civilization, wealth, resources and National prosperity of the Kingdom of France, 2nd ed., Vol. 1, p. 534.
- 15 Ibid., p. 535.
- 16 Ibid., p. 536.
- 17 Ibid., p. 535.
- 18 Ibid., p. 536.
- 19 Ibid., p. 535.
- 20 Ibid., pp. 523-4.
- 21 邦・ケント・ネーの著述に「商業、政治、經濟を研究」"La Physiocratie" (1768) にケントの名を知られてゐる。
- 22 Arthur Young: Travels, Vol. I, pp. 527-531.
- 23 C. R. Fay: Great Britain from Adam Smith to the Present Day, p. 35.
- 24 J. H. Rose: William Pitt, Part I, p. 345.
- 25 David Buchanan: Observations on the Subjects treated of in Dr. Smith's Inquiry into the Nature and Causes of

the Wealth of Nations, 1814, pp. 161-3.

- 26 「シラマン議會」(ヘンリー・シラマンによつて一七八二年愛蘭議會の獨立が獲得された。従つて一八〇〇年「合同條例」に關する議會を彼の著述に「Grattan's Parliament」といふ。
- 27 Earl Stanhope: William Pitt, Vol. I, p. 263.
- 28 Ibid., Vol. I, p. 264.
- 29 Ibid., Vol. I, p. 266.
- 30 愛蘭本邦議會の著述に Hansard's Parliamentary Debates, Vol. 25, pp. 311-314. にある。
- 31 Hansard's Parliamentary Debates, Vol. 25, p. 318.
- 32 Ibid., Vol. 25, pp. 331-335.
- 33 Earl Stanhope: William Pitt, Vol. I, 268-270.
- 34 Hansard's Parliamentary Debates, Vol. 25, pp. 934-942.
- 35 Earl Stanhope: William Pitt, Vol. I, pp. 268-275.
- 36 John Gray: Practical Observations on the Proposed Treaty of Union, 1800, p. 1.
- 37 Hansard's Parliamentary Debates, Vol. 34, p. 285.
- 38 愛蘭に於ては國內の物情騒然たるものがあつたので、愛蘭議會の議員達のうちにも相當積極的に合同を熱望してゐた連中もあつたが、決議案の通過のためには一部議席の買収が行はれたと言はれてゐる。以て當時の實情と、これに對するピットの強硬策が窺はるるにあらう。
- 39 Hansard's Parliamentary Debates, Vol. 35, pp. 31-32.

- 39 George O'Brien : *The Economic History of Ireland from the Union to the Famine*, 1921, pp. 419-420.
- 40 *Ibid.*, p. 421.
- 41 *Ibid.*, p. 422.
- 42 William Spence : *Britain Independent of Commerce*, 3rd ed., 1808, p. 9.
- 43 "Perish Commerce" といふのであるが、この言葉はウィリアム自身が議會で述べたものであるとも、彼の代辯者をして言はしめた言葉であるとも言はれてゐるのであるが、當時餘程問題となつた言葉のやうであつて、ウィリアムの商業論難は "Perish Commerce" なる題目の下に屢々發表されてゐる。
- 44 Cobbett's *Political Works*, Vol. 2, p. 345.
- 45 James Mill : *Commerce Defended*, 2nd ed., p. 12.
- 46 *Ibid.*, p. 4.
- 47 *Ibid.*, p. 5.
- 48 William Spence : *Britain Independent of Commerce*, pp. 21-22.
- 49 James Mill : *Commerce Defended*, pp. 23-24.
- 50 William Spence : *Britain Independent of Commerce*, pp. 18-19.
- 51 James Mill : *Commerce Defended*, pp. 25-26.
- 52 *Ibid.*, p. 30.
- 53 *Ibid.*, p. 14.
- 54 William Spence : *Britain Independent of Commerce*, p. 45.

- 55 *Ibid.*, pp. 46-47.
- 56 *Ibid.*, p. 47.
- 57 William Cobbett : *Political Works*, Vol. 2, p. 348.
- 58 *Ibid.*, p. 349.
- 59 James Mill : *Commerce Defended*, pp. 33-34.
- 60 William Spence : *Britain Independent of Commerce*, p. 71.
- 61 William Cobbett : *Political Works*, Vol. 2, pp. 365-366.
- 62 James Mill : *Commerce Defended*, pp. 37-38.
- 63 William Spence : *Britain Independent of Commerce*, pp. 48-49.
- 64 *Ibid.*, p. 49.
- 65 *Ibid.*, p. 67.
- 66 William Cobbett : *Political Works*, Vol. 2, p. 361.
- 67 James Mill : *Commerce Defended*, p. 105.
- 68 William Spence : *Britain Independent of Commerce*, p. 53.
- 69 *Ibid.*, p. 56.
- 70 *Ibid.*, p. 63.
- 71 James Mill : *Commerce Defended*, pp. 43-44.
- 72 *Ibid.*, p. 107.

第二章 ウィリアム・ピットの通商政策

73 Ibid., p. 114.

74 William Spence : Agriculture, pp. 99-100.

第三章 一八一五年穀物法の制定

一 穀物法略史

奈翁戦争後に於ける貿易論争は主として穀物法問題を中心として展開する。而して反穀物法運動こそ英國自由貿易運動の最高峰であると言ひ得る。この反穀物法運動の対象は一八一五年の穀物法であり、その展開としての一八二八年のスライディング・スケールであり、又一八四二年のビールの改正法であると言はねばならぬ。この意味に於て先づ一八一五年の穀物法を當面の問題としたい。然るに、一八一五年の穀物法について述べんとする場合に於ては、豫め穀物法の略史について一瞥することを必要とする。穀物法の初期に於ては、中世の社會思想の影響を受けて價格統制が行はれた結果、その考慮は主として消費者の利益に注がれたのであつて、生産者の利益は寧ろ第二義的とされて居た。これがために不作に於ける價格の騰貴を防止せんがために、常に輸入を自由にし、輸出を制限、否、寧ろ禁止せんとする傾向を持つてゐたのだ。⁽¹⁾然るに、その後この消費者偏重主義から離脱して、生産者にもその考慮が拂はれるに至つたのである。この點に於て一六六〇年の穀物法は重要な意義を有するものである。これによれば、小麦一クォーター四十志を超えざる時は輸出を許可し、又四十四志を超えざる時は二志の輸入税、四十志を超えたる時は四片の輸入税を課することになつた。⁽²⁾更に一六七〇年に於ては一クォーター五十三志四片を超えざる時は十六志、五十三志四片から八十志までの時は八志、八十志を超えたる時は四片の輸入税を課することとなり、⁽³⁾反對に生産者の利益を偏重して消費者の利益を閑却せんとするに至つた。

然るに、一六八九年にはここに新しく「輸出奨励金」制度が認められ、一クォーター四十八志又はそれ以下の時

には五志の輸出奨励金が交付されることとなつた。⁽⁴⁾これは當時のマーカンティリズムの表現として實施されたものであつて、その後英國が漸次穀物の輸入國に變化するにつれてその重要性を失つては來たが、穀物法史上に於ては劃期的な法令である。然るに、一七六五年以後英國が穀物の輸入國となるや、ここに法令の改正を必要とするに至り、一七七三年の穀物法の制定とはなつた。これによれば、輸出に於ては四十四志又はそれ以上の時は全然輸出を禁止し、四十四志以下の時は五志の輸出奨励金を與へることとし、他方輸入に關しては四十八志又はそれ以上の時は六片の低率を課し、四十四志以上四十八志以下の時は十七志、四十四志を超えざる時は二十二志の輸入税を課することとなつた。⁽⁵⁾これは當時に於ける英國人口の増加を物語るものであつて、正しく一六八九年の穀物法と對比さるべきものである。

この英國に於ける穀物不足の傾向は、その後佛國大革命が勃發し、これに引續いて奈翁の大陸制覇が行はれるや、一層その甚しさを増して來た。これに對する對策の意味に於て大體二つの新穀物法が制定されたのであつて、一七九一年並びに一八〇四年の法令がこれである。一七九一年の法によれば、四十六志又はそれ以上の時は輸出を禁止し、四十六志以下四十四志までの時は輸出奨励金なしの輸出許可、四十四志以下の時は輸出奨励金を五志とする。而して輸入の場合には五十四志又はそれ以上の時は六片の低率、五十志から五十四志までの間は二志六片の低率、五十志以下の時は二十四志三片の高率を課することとした。⁽⁶⁾然るに、これまでの穀物法に於ては戰時經濟を考慮に入れる必要がなかつたが、對佛戰爭並びに奈翁戰爭の展開によつて、穀物法に對しても特殊な考慮が拂はれる必要が生じた。例の「主婦一揆」の起つた一七九五年に於ては小麥價が一クォーター一〇八志を突破せる有様であつた。

然るに、一八〇二年には小麥價が六十九志十片となり、一八〇三年には五十八志十片、一八〇四年には四十九志六片まで下落し、却つて農家の方面から悲鳴が擧げられるといふ變態的現象さへ現出したのである。これは兩三年に亙る豐作續きがその主要なる原因ではあるが、穀價高による荒蕪地等の開墾も他の有力なる原因をなすものであると言はれてゐる。かかる状態の下に一八〇四年の穀物法は制定されたのであつた。この法令の内容によれば、輸出に關しては五十四志以上の時は輸出禁止、四十八志を超え五十四志に至る間は輸出奨励金なしの輸出許可、四十八志又はそれ以下の時は五志の輸出奨励金を與へることとし、輸入税に於ては六十六志又はそれ以上の時は七片半、六十三志から六十六志までは三志一片半、六十三志以下は三十志四片四分の三の課税を行ふこととした。⁽⁷⁾

これまでの穀物法は大體以上の如き經過を辿つて來たのであるが、奈翁戰爭が終決に近づくに従つて、一八一四年並びに一八一五年の法令が制定せられ、ここに今までとはその原則を異にする穀物法が議會を通過したのである。

一 パーネル委員會

ここに於て、一八一四年並びに一八一五年の穀物法の説明に入らんとするのであるが、これがためにはその前提として一八一三年のパーネル委員會 (Sir Henry Parnell's Committee) の經過を検討する必要がある。一八〇五年から一八一三年當時までは穀物法なるものは殆んど議會に於ては問題となつてをらず、一八〇四年の穀物法がそのまま施行されてゐた。これは要するに奈翁の大陸封鎖に加ふるに、一八〇九年に始まる連續四ヶ年間の不作のため、穀價が常に地主の満足する標準に支持されてゐたがためである。一八〇八年に於ける平均小麥價が八十一志

四片であり、一八〇九年の小麥價が九十七志四片、一八一〇年には百六志五片、一八一一年には九十五志三片、一八二二年には百二十六志であり、一八一三年八月迄には百十六志を下らなかつたことによつても、大體此間の消息が知らるるであらう。

寧ろ未だ地主にとつては有利なる條件に置かれてゐた一八一三年三月に愛蘭地主たるバーネル卿を委員長とする「穀物法委員會」が設けられたのであるが、その目的は果して何れにあつたのであるか。本委員會の最初の目的としては、別に穀物法に於ける根本的變革を意圖してゐたものではなかつた。この點は翌一八一四年のバーネル卿の議會演説に於ても明白に知ることが出来る。『最初に委員會が任命された時は、その唯一の目的は愛蘭の穀物法を調査するにあつた』⁽⁹⁾。これは従來英本國にのみ輸出を許されてゐた愛蘭穀物を、更に西印度諸島、ブラジルその他にも同様に輸出の自由を確保せんとするのであつた。然るに、議會としては問題を愛蘭に局限することを好まず、修正案が提出せられた結果、廣く英聯合王國の穀物法を検討することとなつた。この委員會の中にはかのキャスルリー(Castlereagh)、當時の愛蘭事務大臣ピール(Peel)、愛蘭の閣將グラタン(Grattan)、カンニング(Canning)、ウエスタン(Western)、倫敦商人請願書の提出者ベアリング(Baring)、ハスキンスン(Huskisson)等の政界の巨頭、自由貿易運動の關係名士がゐるのである。

この委員會は次の六ヶ條の決議事項を報告する所があつた。(一)一八〇四年の法令による輸入價格、關稅、輸出獎勵金は廢止すべきこと。(二)愛蘭を四つの海岸地區と四つの海岸より隔れる地區とに分ち、英蘭に於けるが如く、穀價を算定して「穀物報告監掌者」に報告せしむべきこと。(三)輸出入價格は十二の英蘭海岸地區、四つ

の蘇蘭海岸地區並びに四つの愛蘭海岸地區に於ける總平均穀價によつて決定すべきこと。(四)小麥が一クォーター九十志二片以上なる時は輸出を許さざること。(五)小麥が百五志二片以下なる時は二十四志三片の關稅を課し、この額を超過し百三十五志以下なる時は二志六片の課稅をなし、百三十五志並びにそれ以上の時は六片の課稅を行ふべきものとす。(六)外國の麥粉並びに豆粉は大英帝國への輸入を許可せず。⁽¹⁰⁾

バーネル卿は議會に於て委員會を代表して概ね次の如き内容の演説を試みる所があつた。⁽¹¹⁾彼は先づ以て報告書の目的は、現行農業保護制度の弊害を指摘すると共に、確固且つ低廉なる價格に於て一層多量なる穀物の生産を確保せんとするにあると述べた。而してこの度の變更が決して農家並びに地主の利益を増大せんとするものでないことを、特に注意深く述ぶる所があつた。彼から見れば、農家と地主は當時異常なる好況に置かれてゐたのであるから、彼等から積極的に穀物法の變更を希望する理由は存在しなかつたのである。従つて、委員會の提案の目的は、外國穀物の輸入による國民全體としての危險を除去せんとするにあつた。バーネル卿以下委員會としての意見に於ては、この輸入の結果として穀價の暴騰が起つたのである。勿論、この場合貨幣價值の下落並びに穀物輸入業者による市場の手加減といふ問題もあらうが、穀價騰貴の大部分の原因は外國穀物の輸入にあると見てゐる。結局、かかる慣行は國內の穀物生産を減少するのみか、更に重大なる問題は生活資料に關して敵國並びに假想敵國に依存しなければならぬ危險性が生ずるといふことであつた。バーネル卿の計算によれば、一八一〇年には現に佛國から三三四、八八七クォーターの小麥と二〇二、九二二クォーターの麥粉とが輸入されてゐる。これによつて奈翁は南部佛國に於ける穀價の低落による暴動を鎮定し得たるのみならず、却つて輸出に際し重稅を課することによつてその犠牲を

英國民に負擔せしむるの結果となつた。この種の戰時供給は何時絶たれるか判らぬのであるから、英國民としては嚴戒を要する所ではあつた。更に、他面からこれを觀察すれば、佛國船によつて英國に穀物を輸送する結果、佛國海軍力の増大といふことにも結果するのであつた。

バーネル卿は論鋒を一轉して一般の輸出奨励金、獨占、保護關稅の問題に觸れ、あらゆる貿易が自由であるならば、農業も又何等の保護を要求しないであらうと述ぶる所があつた。他の産業にして保護と獨占を享受し得る限り、農業も又現在以上の保護を要求する権利ありと心得てゐた。製造業並びに商業に従事する總ての人達が完全なる自由貿易制度の採用に同意するならば、今日の穀物輸入制限論者も亦進んで彼等の側に於てあらゆる保護制度の放棄に賛意を表するであらうとは、バーネル卿自身の言葉である。彼から見れば、製造業並びに商業の保護の結果は、直接の農業からの資本の逃避となり、これが遂には農業不況の原因となるものであると考へてゐたのである。

更にバーネル卿は一般理論の方面に議論を轉じて、彼のアダム・スミス觀に觸れてゐるのであつた。一部の論者に於ては常にアダム・スミスを引用することによつて、穀物問題に於ける自由貿易の論據を確保せんとするのであるが、バーネルはこの點に關してスミスの理論は飽くまでも條件附であることを強調して止まなかつた。その條件とは、總ての歐洲諸國民が共通の同一政策を採用する、といふことこれであつた。従つて、現状のままでは自由貿易を採用し得ないといふことは、寧ろ彼から見れば當然の論結であつた。更に、彼はスミスの穀物法觀を引用して、事物の性質上穀物は特種なる價值を有するものであるから、穀物貿易も自ら他の貿易に對して例外を認められなくてはならぬと述べた。英國民は木綿、砂糖又は茶がなくとも差支へなく、或ひは又これらの物を敵國から一層安價

に買入れることが出来るかも知れないが、英國民を飢饉から救ふだけの穀物量は絶対に必要である。従つて、この穀物に於ける獨立が英國民の絶對關心事なりとせば、スミスの議論は又外國穀物の制限の必要を最も強調するものでなくてはならぬと考へてゐた。即ちバーネル卿の穀物法觀はスミスの三大例外の内に於ける國防の範疇に入れらるべきものであると考へられてゐたやうである。

然らば、英國内に於ける穀物の自足自給といふ計算は如何なる基礎から出發するのであるか。これは當時試みられた新式農法に加ふるに荒蕪地等の開墾といふことによつてその目的が或る程度まで達せらるべきものであつたが、更に重要な要素は愛蘭農業の問題であつた。委員會の意見としては、愛蘭農業は英本國の穀物問題を解決し得るに十分なるのみならず、更に進んでは英國植民地並びに諸外國にまで輸出し得るだけの餘地さへ持つてゐたのである。ここに於て、輸入制限の問題から輸出の自由へ論理の飛躍する關聯が生れることとなつた。殊に輸入制限の場合と異つて、自由なる輸出に於ては理論的根據に無理がなかつたのである。あらゆる輸出の制限或ひは奨励はこれを全廢して、常に自由にこれを放任すべしとなすのであるから、理論的に一貫したるものがあつた。この點に關して、彼等がスミスのいはゆる、輸出の禁止は耕作の擴大を妨げ、輸出の自由はその擴大を可能ならしむといふ論理によつて助けられたることは勿論であつた。

而してバーネル卿はその結論に於て、この提案が採用されるれば、その結果は實に有益なるものとならうと述べた。農家は生産を増大することが出来、これによつて國家の市場を満足せしむるのみか、更に、植民地並びに諸外國にも同様に穀物を供給し得ることを強調して止まなかつた。貧民を苦しめるものは穀價の高いといふ問題よりも、寧

るその浮動にあることを述べ、殊に、最も重大なる利益は、外國穀物への依存性を脱却することによつて、經濟的獨立を確保する點にあると述べた。

これが大體に於てバーネル卿の演説の大要なのである。然るに、この委員會の決議に對する動機については相當に複雑なるものがあつたと言はれてゐる。即ち保護政策の強化については好況に恵まれてゐた地主として積極的にこれを要求する理由はなく、又實際上に於てもかかる運動を試みた形跡もなかつたやうだ。彼等地主としては、一方に於て不作に見舞はれながらも、他方に於て輸入の禁止を事實上に於て行はんとする政策に對して、寧ろ一種の不安をさへ懐かざるを得なかつたからである。英國地主の側に於て現行制度の變更を大して望んでゐると思はれず、又愛蘭地主が前者に劣らざる利益を得つつあつたことが想像される時、何故にバーネル一派が現行法の變更を行はんとしたのであるか。この點に關するスマートの説明は穿つたものがある。『愛蘭地主が輸出の自由を希望してゐたことは明白なことだ。前年に於て彼等が植民地に輸出し得べかりし場合があつた。彼等は英國市場に供給してゐたが、飢餓せんとしつゝあつた植民地の支拂はんとする價格は、英國の支拂ひつゝあつた價格よりも高かつた。英國は彼等の要求を喜んで認めんとした。實際上に於て、これに反對せんとするものはなかつた。そしてバーネルが愛蘭の要求に最も好意を有する人々から委員を選んだことも、當然あり得べきことであつた。恰度委員會が正式に任命せられんとする直前に、愛蘭議員の間に新しい意見が生れて來た。明かに彼等に取つて遂に輸出の自由以上の藝當の出來ると思はれた一報告が提供せられた。而して輸出の自由以上の藝當とは英國市場の獨占といふことなのだ。彼等にして若しも英國から外國穀物を排除すべく説得し得たりとすれば、愛蘭は飢饉相場にて英國市場

に自由に振舞ふことが出来るであらう。』

かくして愛蘭地主の要求は輸出の自由から一步を進めて、國內市場の獨占、殊に飢饉相場に於ける獨占を狙つてゐたのである。前者については殆んど問題はなかつたが、後者については相當に無理な論理が必要となつて來たのである。ここに於て、バーネル卿の説明は極めて巧妙且つ曖昧なるものとなつた。彼は國內食糧品の敵國からの獨立を説き、遂に民衆の苦悶は飢饉相場にあるよりは、寧ろその不安定にあると述べ、盛んに“steady prices”の功德を説いて止まなかつたのである。

かかるバーネル卿の演説に對して各方面から反對の聲が起つたのであつて、英國地主側に於てさへ反對の氣運が濃厚であつたことはここに注意を要する點であらう。先づ、ジョージ・ローズ (George Rose) はこの委員會の報告に徹底的に反對を表明した。彼は無制限に穀物輸出を許すことは五百年の習慣を破壊するものであるとなし、過去二十年間の平均價格に應じて毎年基準を變更せんとすることは常に價格の不安定を齎すものであるとなし、何れの點にも反對を表明した。更に、麥粉並びに豆粉の輸入禁止はカナダの製粉工場を無用ならしむるであらうと述べた。⁽¹³⁾地主の典型的な代表とも稱せられてゐたウェスタン (Western) でも、現在の如き穀價の騰貴時代に於ては數千の人達はパンを購ふことさへ困難であると述べ、今日ほどの種問題が輿論を刺戟したことは曾てなかつたであらうと述べて、委員會の提案に反對する所があつた。⁽¹⁴⁾かかる議會の反對があつたにも拘らず審議委員會の成立を見たのであるが、遂にバーネル卿は議會中に於ける審議不可能を理由として、ここに本問題を翌一八一四年の議會に持越すこととなつた。⁽¹⁵⁾

三 一八一四年の穀物法

今回の議會は一八一三年十一月に開かれたが、穀物法の問題が議會に於て討議されたのは漸く一八一四年五月五日のことであつた。然るに、當時に於ては農業情勢は一八一三年に於て穀物法が論ぜられた時とは甚しく趣を異にしてゐた。一八一三年に於ては穀價は高く、戦争は繼續されてをり、凶作は四年間續いてゐるし、労働階級は苦しんでゐるが地主と農家は繁榮してゐるといふ有様だつたが、一八一四年に於ては穀價は下落し、平和は訪れんとしをり、一八一三年の稀に見る豊作のために穀物の供給は激増するといふ有様で、農業の前途は著しく悲觀的ならざるを得なかつた。これがために従來冷淡な態度を以て臨んでゐた穀物法改正問題に對して、英本國地主側に於てもここに彼等の態度を變更せざるを得なくなつた。一八一三年六月の平均小麥價が百十七志十片であつたものが、一八一四年四月には七十五志八片となり、同年五月には六十九志七片と下落するに至つたのだから、⁽¹⁶⁾ 彼等地主は全く周章狼狽の極に達した。又小作人たる農家に於ても小麥價の騰貴に刺戟されて多くの資本を土地に投下することとなり、更に當時の小麥價を標準として借地契約を結んでゐたのであるから、その困窮の有様は想像するに難くない。又地主にしても小作人にしても今までの好景氣を標準として彼等の生活程度を高めてゐたのであるから、かかる穀價の急落は彼等の全く耐へえざる所であつた。かくして一年前には殆んど傾聴しなかつたバーネル卿に、彼等は改めて耳を傾けざるを得なかつたのである。

バーネル卿はかかる状態の變化によつて、改めて議會に於ける穀物法討論に於て問題の人となり、彼を繞つて討

論は展開して行くのであつた。五月五日バーネル卿は改めて新決議案を議會に提出したのであるが、その内容の概略は次の如きものである。即ち穀物並びに穀物粉はあらゆる場合に輸出の自由を認める。その輸出に際しては、これに課税も行はず、又奨励金も與へざること。その輸入に關しては現行法を次の如く改正するものとす。外國から輸入する小麥は八十四志以下の時は二十四志三片、八十四志以上七十七志以下の時は二志六片、八十七志並びにそれ以上の時は六片の課税を行ふ。北米植民地からの小麥については、以上の標準をそれぞれ十志引下げて、税率は同率とする。ライ麥、蠶豆、大麥、麥酒、燕麥に關する輸入税も亦引上を行ふ。⁽¹⁷⁾

かかるバーネル卿の新提案は、一八一三年の決議並びに報告と併せてかのジョージ・ローズによつて甚だしく論難を受けることとなつた。ローズは輸出の自由に關するバーネルの見解を以て五百年の傳統を破るものであるとなし、決議並びに報告の内容を仔細に検討することによつて、その内容の誤謬と矛盾について指摘する所があつた。而して彼は本問題に對する自己の見解を次の如く述べてゐるのである。穀物の生産者は適正なる地代を支拂ひ、自己の合理的なる利益を確保し得る程度に於て、穀價に關する最も有效なる保護を受くることを必要とする。この目的が達せられたる時に於ては、消費はこの點を超えざる價格に於て穀物の供給を受くるあらゆる便宜を受くることとなる。この原則の適用は輸出入に於ける統制を必要とするに至る。それは穀物に關する絶對的な自由貿易は恐らく何人も考へてゐたことではなからうし、これほど生産者と消費者に弊害の伴ふものはないからだ。⁽¹⁸⁾

これに對してバーネル卿は報告書を大膽に辯護し、穀價に關しても決して單に高き穀價を支持せんとするものではなく、これは一時的な便法に過ぎぬことを力説し、穀物の増産計畫が進捗するにつれて、却つて穀價の下落を齎

すべきことを述べてゐるのであつた。彼の統制せんとする穀價は結局高き穀價にあらずして、合理的穀價であつて、これをチャールス二世法の原則に基いて五十三志四片を時價に算定すれば一百五志二片となるのであるが、これを遙かに安價なる八十四志に定めんとするのであつた。而してローズは輸出の自由に反對してゐるのであるが、彼はこれに對して、かかる反對論者は彼唯一人に過ぎないであらうと軽く一蹴してゐるのであつた。然るに、穀物の自由輸入論に對する彼の駁論は慎重なるものがあつたのであつて、アダム・スミスのこの點に關する見解には大いなる修正を必要とすることを力説して止まなかつた。かくして彼はアダム・スミスの三の例外について説明を試みる所があつた。スミスによれば、前述の如く、第一、特殊な産業にして國防に必要不可欠のものがあるならば、これに對する保護關稅は是認さるべきものであつた。第二、若しも國內に生産さるる一商品に對して課稅を行ふ場合には、これと同じ商品の海外からの輸入に對して同額の課稅を行ふも差支なしと言はれてゐた。第三、一商品が高率關稅によつて保護獎勵されてゐる場合に、この種商品の急激なる自由輸入を許すことは、不正にして有害なる結果を伴ふものと認められてゐるのである。パーネル卿はかかるスミスの三例外を検討することによつて、彼の提案が決してスミスの精神に反するものでないことを力説する所があつた。かくして彼は本案の提出者の意思は決して穀價の騰貴を希ふものにあらずして、却つてその下落を希ふものであることを繰返して述ぶると共に、他面に於て、製造業の生産費の騰貴をも企圖するものでないことを述べてゐるのであつた。而して本提案が假りに穀價を高からしめたとしても、貨銀の騰貴はこれと共に起るものではなく、貨銀の決定は勞働に對する需要と勞働者の供給數によつて定まるものであることを強調してゐるのであつた。彼から見れば、穀價の安い時に貨銀が高いことが多く、

穀價の高い時に貨銀が寧ろ安いことが多かつたのである。而して彼は最後に、自由貿易論者が製造品の輸出のために外國から穀物を多量に輸入すべしとなす見解に對して、愛蘭と英本國間に於てはこれは可能であるが、これを同様に諸外國との貿易に於て求めることは出来ないと言つてゐる。⁽¹⁹⁾

このパーネル卿の演説は前回同様頗る巧妙なるものであつた。かくして愛蘭地主の本來の希望であつた輸出の自由はここに法律上有效に確認されたのである。即ち五月十六日出納局長バンシタート(Vansittart)はあらゆる場合に於て大英聯合王國の如何なる部分からも、穀物並びに穀物粉の自由なる輸出を認むる法案を下院に提出する所があつた。⁽²⁰⁾この點に關する原案の反對は殆んどなく、本案は遂に五月二十三日下院を通過し、六月十三日上院を通過して、六月二十七日國王の裁可を得ることとなつた。⁽²¹⁾

然るに、原案の後半に屬する輸入の點に關しては問題は前者の如く簡單には運ばなかつた。ハスキンスンはこれに對する修正案を提出する所があつた。彼の目的は一には外國依存からの獨立であり、二には安定せる穀價であつた。價格の動搖は高き穀價と同様に有害なるものであつた。大多數を占むる農業勞働者は他の如何なる階級よりも飢餓線に近い生活をしてをり、彼等の貨銀は物價の變動と共に向上しないので、ここに救貧稅の増加となつて現れて來る。幸ひにして、今日は戰爭のために、國內は殆んど完全に獨立状態にある。併し、輸入品が侵入して、物價が下つて來れば、何うなるであらうか。既に穀價の下落のために、農家は已むなく勞働者を解雇しつつある。彼は個人としては原案に賛成するものであるが、原案は餘りに強力に英國市場を英國穀物生産者に獨占せしめんとするものであることを否定し得ないと述べた。ここに於て、彼は修正案の内容を紹介してゐるのであるが、これによれ

ば、輸入禁止的關稅の作用する點を現行法同様に六十三志に止めんとするものであつて、これより以上になればスライディング・スケールを採用せんとするものである。即ち六十三志以上になれば、穀價が一志上る毎に關稅を一志減少せしめ、八十六志に於て全く無稅の輸入を許さんとするにある。更に、植民地の穀物に關しては原案よりも有利な取扱を行はんとするものであつて、外國穀物の課稅額の半額とすべしといふにあつた。⁽²²⁾

實に、このハスキッソンの修正案に於て、彼の後日の改革案の片鱗が窺はれるのである。パーネル卿は委員會としての態度を一致する必要があつたので、修正案と原案との間に大いなる差異があつたにも拘らず、これに賛意を表明した。⁽²³⁾併し、これによつて議會の反對空氣が緩和されたといふのではない。地主階級の利益を代表してウェスタン (Western) はこれに反對なる旨を言明し、かかる改正によつては『英國生産者は市場の確保を得ること能はず、外國穀物の流入に對して何等の保證を得ることも出来ない』⁽²⁴⁾と述ぶる所があつた。これに引續いて、フォスター (Foster) は修正案を提出して、『外國穀物は穀價が百志に上るまで輸入禁止すべし』⁽²⁵⁾と述べたのである。この時にあつて、國內の各方面から新穀物法案に對する反對の聲が高まり、議會に對し百七十以上の反對請願書が送られたと言はれてゐる。⁽²⁶⁾ここに於て、カンニングはかかる反對を適切つて議案の通過を強行することの不可を悟つて、パンシタートをして一動議を提出せしめ、更にカンニングはこの動議に修正を加へて、三週間に請願書の審議を行ふべきことを提案した。これに對して他の方面からこの點に關する報告書の審議を延期して六ヶ月以内に行ふべしとなす修正案が提出されて、これに對する投票が行はれた結果、遂に最後の修正案の勝利となつた。かくして一八一四年の議會に於ては原案の通過を見ることは全く絶望的となり、漸く前述の「輸出の自由」が確保された

に過ぎなかつたのである。

五 一八一五年の穀物法

一八一五年二月穀物法は改めて議會の問題となつた。然るにその當時の農業状態は前年に比して決して樂觀すべき状態には置かれてゐなかつた。一月の小麥の平均價格は六十志八片であり、パンの値は十一片四分の一であつた。二月十五日以前の六週間の小麥の平均價格が六十三志以下になるであらうと想はれてをり、従つて、外國小麥に對する課稅も二十四志三片の事實上禁止的なものとなるに相違ないと想はれてゐた。然るに、輸入は自由に許され、一八一四年末には特に外國小麥の輸入が多かつた。この四ヶ月間に佛國からの小麥の輸入だけでも三十萬クォーター以上⁽²⁷⁾に上つてゐる。

かかる情勢の下に新決議案は商務局副總裁ロビンソン (Frederick John Robinson) の手によつて二月十七日議會に提出された。この決議案の内容によれば凡そ次の如きものがある。第一、外國穀物並びに穀物粉は、あらゆる時に、無稅にて輸入し、これを保税倉庫内に入ることを得。第二、兩者共にあらゆる時に無稅にて輸出することを得。第三、輸入許可點として定められた穀價に到達したる時は、如何なる種類の穀物と雖も、これを保税倉庫から引出して英本國にて販賣することを得。第四、この價格は小麥に於ては八十志、ライ麥、豌豆、蠶豆に於ては五十五志、大麥、ビール或はビッド (大麥の一種) に於ては四十志、燕麥に於ては二十六志とす。第五、若しも二月十五日、五月十五日、八月十五日、十一月十五日直前の六週間の平均價格がこれらの價格以下に下るならば、新平

均價格の算定されるまで、アイダ河地方並びにギャロンヌ河地方の間からは輸入の禁止を行ふ。第六、北米植民地の小麦の輸入許可點は八十志の所を六十七志とし、他の穀物の價格標準もこれに應じて引下げらるものとす。第七、北米植民地からの穀物は無税にて保税倉庫内に入ることを得。第八、あらゆる時にこれを無税にて輸出することを得。第九、植民地からの穀物の消費が許さるる時、これを販賣することを得。⁽²⁸⁾

本決議案が議會に上程されてから三月十日まで、議會に於ては専らこの問題について討議が續けられた。フィリップス (George Philips)、バニング (Baring)、ギャスコニー (Gasogne)、ホーナー (Hornet)、ホイットレット (Whitbread) は反對派として各自堂々の論陣をはつた。フィリップスは、如何に事實を巧妙に隠蔽することも、本案の目的は地主の利益のために穀價を騰貴せしめんとするものであると論じ、外國穀物の排除は歐洲に於ける穀物生産を阻害することとなり、これがために、英國に於て穀物不足を生じたる場合にその補給を受くることを不可能ならしむるに至るであらうと述べ、更に、製造業者に對する影響としては、一面に於て労働費用を高からしめ、他面に於ては不自然に資本を不利益な生産業に逃避せしむることによつて、實に有害なる結果を齎すに至るであらうと論難したのである。⁽²⁹⁾ 又、ベアリングの如きは、高き生産費による不自然なる農業經營の缺陷を指摘し、穀物法の變更を行ふも、これが暫定的なものでなければならぬことを強調する所があつた。而して輸入限界點に關しても、彼は七十五志説を堅持して止まなかつたのである。⁽³⁰⁾ かくして彼等新穀物法に對する反對論者は、各自その独自の立場に於て、反對意見を開陳して大いに氣勢をあげたのであつた。

かかる幾多の反對があつたにも拘らず、決議案は議會を通過し、これに基いて新法案が議會に提出されることと

なつた。これに對する二、三の修正意見があつたが、何れも議會の採擇する所とはならず、本案は三月一日第一讀會を通過した。ここに於て、既に問題は解決されたかの如く想はれたのであるが、この時にあたつて多數の請願書が議會に殺到するといふ有様で、一時法案の前途が危まるに至つた。⁽³¹⁾ かかる議會の内外に於ける反對にも拘らず、三月三日を以て法案は更に第二讀會を通過してしまつた。然るに、三月六日議會内の論戰が最も白熱化するに及んで、遂に同日を以て倫敦に暴動が勃發した。彼等は街路に於て原案賛成議員を脅迫し、或ひは彼等の邸宅の窓ガラスを破壊する等、不穩の空氣が全倫敦に漲つてゐた。かくして原案の提出者たるロビンソンの邸宅に於ては、警備兵が遂に群衆に向つて發砲して、ここに流血の慘を見るといふ有様で事態は益々險悪化するに至つた。勿論、かかる院外の空氣は議會内にも反映せざるを得なかつた。然るに、原案支持者はこれを以て英國憲法に對する暴力の挑戦なりとして、一步も譲る所がなかつたのである。

この時にあたつて、三月十日バーデット卿 (Sir Francis Burdett) は四萬二千餘人の署名あるウェストミンスター請願書を議會に提出した。これがために議會に於てはバーデット卿とロビンソン並びにキャスルリーとの間に論戰が行はれるに至つた。當時の穀物法變革に好意を持たざる人々の反對論旨を知るよい資料であると思はれるので、ここにその内容を紹介して置きたい。

『我々請願者は、腐敗せる行政制度による政治の祝福の制限と剝奪とを常に悲しみ、民衆の平等なる代表の缺如を常に悲しみつつあるものではあるが、我々の優れたる政治組織の價値を完全に知悉するが故に、過般の長びいた、慘ましき、我々の判斷に於ては、不必要な戰爭によつて招來された、未だ曾て見ざる重税に忍耐強く耐へ忍んで來

たのである。然るに、彼等はこの重荷が非常に不公平なる嚴酷さを以て都市の住民にかかつて来たことを感ぜざるを得ない。之に反し、土地の所有者と占有者は、著しき地代の値上と土地の生産物の高價とによつて、一般に收支償ふより遙に以上の利益を得て来た。

『豫期せざる、而も好運なる平和の回復にあつて、この強ひられた不自然な事物の状態が大いに矯正されんとを望むことは當然なことであり、地代や食糧品價格の下落を希望し、甚だしく有害且つ煩雜なる租税の一部が停止され、商業が常道に歸り、外國民との通商の自由によつて、商工階級に刺戟が與へられ、平和時代に曾て我々の享受せし祝福と便宜とを我々同胞の全階級が享受せんことを希望することは當然なことである。』

『然るに、我々請願者は極端なる關心と不安を以て、穀物輸入に關する一法案が議會に提出されたことを注目して来た。若しも本案が法律化することならば、それは必然的に直接に生活の第一必需品の一の價格を永久に騰貴せしむるものであり、而して我々請願者の判斷に於てはこれを騰貴せしめんと意圖するものであると思はれる。而もこの價格の騰貴たるや、土地の所有者と耕作者とをして、彼等の祖先の知らなかつた、豪華な贅澤な生活様式を維持せしむるがために必要なものである。實に彼等は、彼等にとつては著しく有利であり、彼等の同胞の大部分には著しく有害であつた過般の戰爭中に於て、かかる生活様式に耽つてゐたのだ。』

『本案の目的とする方策は何等かの必要のために求められたるものではなく、之に反し、禁止制度は有害なりとさへ思はれるのである。穩當な費用によつて耕作され得る全土壤の生産物が著しく増大しつある工業人口の支持に不十分なりと認められた時は、何時にても、これを安い値段で生産し得る國々から必要な穀物量を輸入すること

を以て賢明なる策であると考へる。この輸入部分は、我國商人の氣概と勤勉とによつて、輸出製造部と交換に常に獲得することが可能である。かかる賢明なる方法によつて、甚だしく費用のかかる耕作法を以て國內に於ける不毛の土地から敢てかかる不足部分を生産せんとするがために起る、國家資本の減少とパン價の増大とを防止することが出来るのである。』

『かかる禁止の方策の明確なる結果は、若しもこれが長らく持續すれば、我々請願者の考へる如く、社會の中産階級にとつては甚しき不便となり、貧困な大多數の階級にとつては大いなる苦痛となり、國家の商工業にとつては最も重大なる害悪となり、移民に對する有力なる刺戟となり、直接でなくとも、最後には、地主階級自體の繁榮にも障害となるに至るであらう。これらの理由によつて、本案は不得策なると共に不正なるものと確信する。』⁽³²⁾

このウェストミンスター請願書その他の請願書について議會は一應の審議を行つたが、原案は豫定通り第三讀會を通過することとなり、ここに下院に於ける討論は終結を見ることとなつた。⁽³³⁾ かくして新穀物法案は三月十三日を以て上院に回付され、早速、第一讀會を通過せしめられた。グレイ伯 (Earl Grey) 並びにグレンヴィル卿 (Lord Grenville) が主として反對論を代表して立つたのであるが、大體に於て反對論旨は下院に於ける場合と大差はなかつた。他面に於て上院に於ける原案支持者は壓倒的多數を占めてゐた。而して彼等は専ら議案の成立の一日も早からんことを希望して止まなかつたのである。かくして上院に於ては議案の審議は一氣呵成に行はれ、三月二十日遂に第三讀會を通過し、二十三日を以て裁可を受くるに至つた。

新穀物法は二月十七日のロビンソンの決議事項に従つて作成されたものであつて、その内容は凡そ次の如きも

のである。

『外國穀物は何時にても無税にて輸入して保税倉庫に入庫し、諸種の穀物の平均價が輸入許可點まで到達したる時は、入庫品を國內消費用に庫出することを得。外國穀物は價格が次表又はそれ以上に到達したる時は、何等の關稅を支拂ふことなくして、輸入或は保税倉庫より庫出することを得。小麥は八十志、ライ麥、豌豆、蠶豆は五十三志、大麥、ビール或はビツグは四十志、燕麥は二十七志。これらの平均價は現行法に従つて年四回算定す。計畫直前三ヶ月の平均價を以て各種穀物を次回三ヶ月間の輸入を許可すべきか否かの基準とす。本規則に對する例外は、アイダ地方からビダツア地方までの間の諸港から輸入する穀物に對して適應す。若しも、二月十五日、五月十五日、八月十五日、十一月十五日に續く六週間の穀物の平均價が上記基準に達せざる時は、新平均價が算定されるまで、これらの諸港からの輸入を許可せず。英領北米植民地からの穀物に對しても同一輸入許可條件を適用す。但し平均價は次の如く引下げる。小麥は六十七志、ライ麥、豌豆、蠶豆は四十四志、大麥、ビール或ひはビツグは三十三志、燕麥は二十二志とす。』

尙ほ本案の成立にあつて前述のグレンヴィル卿の開陳したる穀物法反對意見は自由貿易運動史上に於ける特筆さるべき文獻であると思はれるので、ここに特にその内容を紹介して置く必要がある。後年、反穀物法運動が成功し、一八四六年に穀物法の撤廢が行はるるや、自由貿易運動者はその歡喜を機關誌「同盟」に於て表現したのであるが、その際にこのグレンヴィル卿の三十年前に於ける記念すべき所説が同誌上に發表されてゐるのである。而も彼等は穀物法撤廢に最後まで頑強に反對し通した、かのスタンレー卿(Lord Stanley)の見解と對比することによ

つて、グレンヴィル卿の所説を價值づけんとしたのであつた。グレンヴィル卿に従へば、

(一) 我々は商業に於けるあらゆる新制限に對して原則的に反對する。民衆の繁榮は國家産業の自由なる流れをその儘に放置して置くことによつて促進されるものと確信する。従つて、民衆の利益の附加された擴大されたる部門を新しき人爲的且つ有害なる制限制度に束縛せしむることによつて、誤謬を増大するよりは、熱慮ある段階を経て、我々の商業立法を率直且つ簡易なる叡智の方向に引戻すことを望ましきことである。

(二) あらゆる商業を自由に放任する偉大なる實際的法則は、他の商業よりも穀物貿易に於て特に、又政策上といふよりは一層強い正義の立場から、適用すべきものである。民衆の生計に干渉し、社會の大部分の人達の生活必需品の自由なる購入を阻害せんとする立法が、必要已むを得ずして現れて來たといふならば、實に我々は默從するの外はない。

(三) かかる方策から來る究極的利益は空論に基礎を置いてゐるものと思はれる。本法が生産を豊富にし、價格の引下げと安定とを招來するものであるとは思はれない。苟くも、本法が施行される限りは、その結果は期待と相反するものとなるに相違ない。獨占は缺乏と高價と不安定との親である。供給の根元を絶てば、その豐饒を阻止せざるを得ないであらう。あらゆる商品に對して最も安い市場を閉鎖するといふことは、我々の購入價格を引上げることとなる。従つて、穀物の消費を英國内の生産物に限定することは、神の攝理によつて氣候と季節の相違を人類に平等化して呉れた、その食糧品の利益を自ら放棄するものである。

(四) 遠い不確實な將來に於ける本法の結果が如何にあらうと、これらの希望は現在の大きな害惡の代償として

得られたるものであることを悲しまざるを得ない。消費者をして外國穀物より高き價格にて國內穀物を購入せしむることを強制することは、本法の直接且つ實際的な結果である。かかる方法に於てのみ本法は効果を生ずる。現在の保護、その保證されたる農業の擴張は、穀價を人為的水準に保つて置くことによつて得らるる利益から生れて來るに過ぎない。これらの將來の利益は、消費者に課せられた課税によつて、穀物の生産者に與へらるる獎勵金に基いて期待されるものであり、我々の確信する所では、誤つて期待されるものである。

(五) かかる目的のためにする永久的な法律の採用のためには、最も完全な最も入念なる研究を必要とするものと考へられる。危険なる實驗の一般的政策を我々が考へることが出来るならば、本法は我々の満足し得ざるものであらう。現在がその採用に適せりとすには、尙ほ一層の研究が必要なりと信ずる。かかる研究に於て、その直接の作用が如何なる結果を齎すかといふ點に關して、我々を納得させる手段を提供することとなる。而してかかる研究に於ては、國家を圍繞する種々なる切迫せる一般的困難と窮迫の事情と關聯せしめて考へられ、我國の流通と通貨の問題、農業と製造業の問題、對内並びに對外商業の問題、就中、英國の勞働階級の狀態と報酬との關係に於て考慮することが出来るのである。

(六) 假りに、本法の原理と目的に賛成し得るとしても、その細則に關しては十分なる基礎がないと思ふ。我々に提案されたる證據が不満足な不完全なものであるとは雖も、これによつては、輸入基準として採用された高き價格の妥當性を支持し、誤れる價格決定方法を支持することは不可能であつて、むしろこれに反對せざるを得ない。以上の諸點に基いて、我々は、手續に於てかくも輕率なる、結果に於てかくも有害なる方策に對して不賛成なる旨

を、特に記録に止めんことを希望するものである。⁽³⁶⁾

かくして各方面からの反對があつたにも拘らず、新穀物法はここに效力の發生を見たのである。先の一八一四年の法律と併せて、この新穀物法は從來の穀物法とは大いにその色彩を異にしてゐた。一八一四年の法令は一六八九年に樹立された原則たる輸出獎勵金制度を廢止せしめることとなり、更に一八一五年の法令によつて、穀價の變動と共に三段に分つて規定されてゐた輸入税制度をば覆してしまつた。かくして兩法令は、一方に於ては輸出獎勵金制度を撤廢すると共に、他方に於ては價格が一定基準に達するまでは絶対に輸入を禁止し、それ以上に穀價が上る時には無税にて輸入を許可することによつて、それは今までとは全く異つた新制度を樹立するに至つたのである。のみならず、それはかかる原則上の變化に止まらず、その精神に於ても著しく反社會性を有するものであつた。舊制度に於ては如何に法令が生産者擁護的となつてゐたと言つても、未だ中世的社會正義觀が法令全體を支配してをり、生産者と共に消費者をもその考慮に入れてゐた。然るに、新制度に於てはこの消費者の利益が殆ど全く考慮に入れられてゐないのであつて、アプジョン(L. Apjohn)の如きはこれを「地主獨占法」と稱してゐるのであつた。⁽³⁷⁾

五 各階級への影響

然らば、この「地主獨占法」と稱せらるる一八一五年の穀物法は、社會の各階級によつて如何に解釋されたか。この點について今少しく詳細に吟味して見たい。先づ地主階級の新穀物法觀を見るならば、これは前述の穀物法の成立過程から言つて、彼等がこれを支持してゐたことは勿論である。戰時に於て彼等の享受し得たる地代を平時に

於ても維持せんとしたるたのが彼等の本心であるとして見て差支へはあまい。唯だここに興味ある點は、彼等は一八一四年並びに一八一五年の穀物法を辯護するにあつて、これを以て單に彼等の利益と合致するのみならず、借地人並びに農業労働者の利益をも保護するものと考へてゐた點であらう。前述のバーネル卿の演説の内容の如きはその一例であるとするのが出来るのである。⁽³⁴⁾かくして地主階級は各方面から穀物法の改正が單に利己心の發動にのみよるものでないことを高調してゐたのであるが、一部の論者から見れば、かかる論據の相當に矛盾の多いことを指摘することが出来たのである。この點は新穀物法と他の階級との關係について述べる際に自ら明かになつて來ることと思はれるが、他の一部の論者の如きは、新穀物法が結局地主階級自身にとつても果して有利なるものであるか否かについて疑問があるときへ述べてゐるのである。かのウィリアム・コベット (W. Cobbet) の如きはその代表的なものであらう。この點に關して彼は實例を以て次の如き説明を試みてゐる。『例へば、一エーカー十志の地代の代りに三十志を得たりとするも、地主は下男、馬、馬車、ビール、パンその他あらゆる出費に對して、一志拂つてゐたものを三志拂はなくてはならぬ。更に、彼は一志の税金を三志拂はなくてはならぬ。』⁽³⁵⁾かくしてコベットは寧ろ地主階級の問題としなくてはならぬ點は、不評判な新穀物法を制定するよりは、戰時財政の整理を斷行して税制改革を行ふべき點であると論じてゐたのである。⁽⁴⁰⁾

次に農業企業家としての借地人階級と新穀物法との關係について見ることとする。この點についての借地人の態度は地主が勝手に想像してゐたほどには明確なものではなかつた。彼等は寧ろ地主階級に引づられて一八一五年の法令の通過に賛意を表してゐたものと見ることが出来るのである。勿論、彼等としては穀價の値下りは喜ばざる所

ではあつたが、彼等の最も恐れる問題は、地代は八十志を基準として確定されながら、實際上に於て穀價がこれより下るならば、企業として收支償ひ得ることとなる點にあつた。唯だ借地人自身の氣持を表明する資料が殆んど存在しないがために、彼等借地人の新穀物法觀を検討するに困難を覚えるものであるが、かのマルサスの次の記述は頗る簡單ではあるが、彼等の苦惱が那邊に存在してゐたかを知るよい材料であると思はれる。『農家については多言を要しない。彼等が輸入の自由によつて甚だしく困ることは疑ひのない所だ。これは、農業の利益が一定期間後に回復しない、而もその利益が以前と同様でないとか、或ひはより大であり得ないとかいふのではなく、この利益が農業資本の大損失、或ひは農業資本の商工業への轉換以後でなくては起つて來ないからである。』⁽⁴¹⁾

借地人階級と同様に農業に於ける強力なる一翼を構成しながらも、これ又新穀物法に對する自己の立場を明確に表明しなかつたものは農業労働者である。地主階級は寧ろ彼等の代辯者なるかの如く振舞ひ、高き穀價は高き賃銀のために必要なりと論じ、従つて農業労働者亦當然の結果として新穀物法に賛成するものであると公言した憚らなかつたのである。然るに、これに對して農業労働者からは何等の意見も發表されてゐない。併し、これを以て彼等が地主階級の意見に追従してゐたと見ることは勿論出来ないのである。我國小作人と著しくその社會關係を異にする彼等農業労働者が、戰時の好況時代に於て却つて低き實質賃銀に甘んぜざるを得なかつたであらうことは容易に理解し得る所であらう。かのハモンドはこの間の事情を次の如く述べてゐる。『労働者は政治に於ても選舉に於ても代表さるるものがなかつた。若しも諸勢力の均衡が保たれ、議會があらゆる階級を代表してゐたならば、農業の餘剰収入は地代、十分の一税、利潤並びに賃銀の増大に振向けられたであらう。それは地主をしてランカシャの木

綿貴族の如く富裕ならしめ、農家をして美装をこらしめる以外に、労働階級の生活標準と性格を永久に向上せしめ、彼等に穩當なる賃銀と穩當なる住宅とを與ふべかりしはずである。ホイットブレッドの言へる如く、農業労働者の生活状態は、奴隷貿易の支持者によつて、西印度諸島のニグロの生活状態に比して劣つてゐると言はれてゐるからである。従つて、彼等の生活状態は偉大なる農業収入の分前によつて改善さるべき筈であつた。實に、その収入は單に地代と十分の一税を増し、或る程度まで利潤を増大するために仕向けられたに過ぎなかつた。⁽⁴²⁾かくして農業労働者は、地主の宣傳にも拘らず、高き穀價のために保護されず、漸く院外救助によつて、その生活費を補助されたるに過ぎなかつたのである。⁽⁴³⁾従つて、農業労働者の不感性といふ問題については、一應この救貧施設の内容を吟味しなくてはなるまい。然るに、かかる救貧施設があつたにも拘らず、一八一六年の農民一揆が勃發したることは、⁽⁴⁴⁾明かに地主の言を反駁するものであると言はねばならぬ。

地主階級の利益と最も相反する立場に置かれたものは商工階級である。先づ製造業者の一八一五年の穀物法に對する態度を見るに、明確に反對な立場を取つてゐたことは勿論である。海外市場に英國製造品を輸出し、これに對して外國から穀物を輸入するといふ相互關係こそ、對外貿易の常識であつた。然るに、海外の穀物の排除はやがて英國製造品の輸出を制限する結果となることは當然考へらるべきことであつた。殊に、戰爭終結による海外市場での外國製造品との競争に於て、益々問題は深刻なる結果を豫想されたのである。更に、安き穀物は安き賃銀を意味し、安き賃銀は安き生産費を意味するのであつたから、この意味に於ても穀物の自由なる輸入は彼等の最も望む所のものであつた。マルサスの言葉を借りていふならば、『我々の穀物と労働の價格の下落は、我國製造業者に海外

市場を確保する唯一の機會を與へるものであると言ひ得るであらう。穀價の下落によつて、我國に於ける農産物が増大されぬかも知れないが、かかる下落はその積極的な減少を防止するに必要なるものと思はれる。疑ひもなく、かかる議論には或る種の重要性が認められる。然るに、歐洲の平和回復による起り得べき結果を我々が想像するならば、我々の特殊なる利益を有せざる製造業に關しては、我々が大陸に於て市場を失はないとは保し得ない。他面に於て、我々の植民地、海運業、長らくに亙る信用、石炭、鑛業、更に我々の技術と資本が重要性を持つ他種製造業に於ては、高き賃銀を以てしても尙ほ英國の貿易を維持し得るであらう。⁽⁴⁵⁾従つて、マルサスが英國の絶對優勢なる工業については、敢て高き賃銀も一概に憂ふべきものにあらずして、農業關係者の購買力の向上によつて却つて製造品に對する國內需要を刺戟し得るにあらずやと見て居る點は、ここに一應の注意を要する所であらう。⁽⁴⁶⁾

併しながら、一般に製造業者の立場を以てすれば、一八一五年の穀物法に徹頭徹尾反對であつたことは明確である。唯だこの場合、製造業者の側に於ても相當に保護關稅を以て利益を確保されてゐたものも少くなかつたので、彼等は率直に自己の立場を表明することは出来なかつたのである。ここに於て、高き穀價は労働階級の生活を脅かすものであるから反對であるといふ、言はば、労働階級の利益に便乗して彼等の立場を表明せんとする傾向があつた。この點では地主階級の態度と一脈の相通するものがあつたのである。製造業者がかかる半途的な立場を離れて大膽に自己の利害に關する見解を發表し得たのは、一八二三年に於ける彼等の保護關稅の變更以後のことであつた。⁽⁴⁷⁾従つて、彼等は一八一五年當時に於てはスマイス、リカルド、トレンス等の自由貿易論者の學究的發表に基礎を置いて、自己の辯護論を見出さんとする傾向が強かつた。

次に商人階級と新穀物法について見るに、商人の種類によつてその利害を異にはするが、大體に於て製造業者と
その見解を一にしてゐたものと見ることが出来るのである。對外貿易に關係するものはそれが外國貿易を阻害する
ものであるといふ點に於て反對を表明し、國內商人はそれが彼等の生活標準を低下せしむるのみならず、彼等の顧
客の購買力を弱めるといふ意味に於て好意を持ち得ざるものであつた。これらの商人のうちには於て最も製造業者の
立場と相通するものがあつたのは外國貿易業者であつたことは勿論であつた。かくして英國に於ては今後商工階級
の利害の一致の下に、彼等の政治的・經濟的運動が進められて行くのである。

次に都市を中心とする工業労働者の新穀物法に對する態度を見るに、この點は自ら明かな所であらう。彼等は最
も正直且つ熱心に新穀物法が直接に彼等の生活を脅かすことを述べたのである。或ひはこれを議會に對する請願書
の形式に於て訴へ、或ひは時に暴動の形式に於てその衷情を訴へたのであつた。かのニコルソン(Nicholson)は
『一八一五年以後、特に穀物法の撤廢當時へと、穀物法の影響は現實且つ深刻なるものとなりつゝあつた』と述べ
てゐるのであるが、この影響を最も苛酷に受けたものは彼等都市労働者であり、彼等の賃銀は穀價の變動に並行し
得なかつたのである。

最後に年金受領者並びに利息生活者と新穀物法の關係について一言するに、これらの人々が新穀物法に反對した
ことは勿論であつた。彼等は少數ではあつたが、その支配する収入額は相當に大なる數字を示してゐた。従つて、
かかる定額収入をしてより大なる實質収入を獲得せしめんがためには、一般物價の低落を希ふより他はなかつた。
ここに彼等の穀物輸入制限反對の理由が生れて來るのである。併しながら、これを反對から考へれば、物價の下落

はこれらの階級をして不勞所得を得しむることにもなるのである。マルサスが『穀物が一クォーター五十志に下落
し、他の商品がこれに比例して下つてゐるに拘らず、利息が依然として約五分であつたならば、政府は實際上に於
て七分、八分、九分、最後の二百萬磅の公債に對しては一割を支拂ふこととなる』⁽⁴⁸⁾とさへ言つてゐる。かかるマル
サスの觀察にも拘らず、彼等の現實の要求としては新穀物法に反對し、安き穀物を歓迎してゐたことは明白なる所
であつた。

以上新穀物法と社會の各階級との關係について大體の傾向を述べて來たのであるが、その利害の根本的に相對立
するものは地主階級對商工階級であると言はねばならぬ。勿論、都市労働者が追々と組織化するにつれて、彼等の
勢力が社會に於ける重要な問題となつて來たことは明かである。併し、これらの労働階級の商工階級に對する對
立意識のために、かのチャーティスト運動に於てさへ、穀物法は殆んど問題とされてをらず、却つて地主階級によ
つて彼等が利用されたことさへ珍しくなかつたのである。従つて、今後數十年間の間は穀物法を中心に各種の問題
に於て、地主階級と商工階級の對立意識が嚴存してゐたことを知らねばならぬ。一八二二年の「選舉法の改正」も、
一八四七年の「十時間労働法」の成立も、かかる前提によつて正確な判断が行はれるものと信ずる。反穀物法運動
は、この意味に於て、英國自由貿易運動の最高峰をなすと共に、それは又地主階級對商工階級の階級闘争として終
始考察されるべきものである。

¹ William Smart: *Economic Annals of the 19th Century, 1801-1820*, p. 90.

² 12 Charles 2, C. 4.

- 3 22 Charles 2, C. 13.
- 4 1 William and Mary, C. 12.
- 5 13 George 3, C. 43.
- 6 31 George 3, C. 30.
- 7 44 George 3, C. 109.
- 8 William Smart : Economic Annals of the 19th Century, 1801-1820, p. 372.
- 9 Hansard's Parliamentary Debates, Vol. 27, p. 708.
- 10 Ibid., Vol. 25, Appendix, pp. 63-65.
- 11 Ibid., Vol. 26, pp. 644-659.
- 12 William Smart : Economic Annals of the 19th Century, 1801-1820, p. 388.
- 13 Hansard's Parliamentary Debates, Vol. 26, p. 663.
- 14 Ibid., Vol. 26, p. 667.
- 15 Ibid., Vol. 26, pp. 986-987.
- 16 Tooke : History of Prices, Vol. 2, p. 390.
- 17 Hansard's Parliamentary Debates, Vol. 27, p. 666, p. 722.
- 18 Ibid., Vol. 27, pp. 666-707.
- 19 Ibid., Vol. 27, pp. 707-716.
- 20 Ibid., Vol. 27, pp. 891-895.

- 21 54th George 3, C. 69.
- 22 Hansard's Parliamentary Debates, Vol. 27, pp. 722-725.
- 23 Ibid., Vol. 27, p. 725.
- 24 Ibid., Vol. 27, pp. 898-917.
- 25 Ibid., Vol. 27, p. 939, p. 947.
- 26 William Smart : Economic Annals of 19th Century, 1801-1820, p. 414.
- 27 Ibid., 1801-1820, p. 445.
- 28 Hansard's Parliamentary Debates, Vol. 29, pp. 806-808.
- 29 Ibid., Vol. 29, pp. 808-818.
- 30 Ibid., Vol. 29, pp. 827-832.
- 31 Smart : The Economic Annals of the 19th Century, 1801-1820, p. 450.
- 32 Hansard's Parliamentary Debates, Vol. 30, pp. 110-111.
- 33 Ibid., Vol. 30, pp. 115-125.
- 34 Ibid., Vol. 30, pp. 187-202.
- 35 55 George 3, C. 26.
- 36 The League, 1846, June 27, p. 638.
- 37 L. Apjohn : Richard Cobden and the Free Traders, p. 25.
- 38 W. Smart : The Economic Annals of the 19th Century, 1801-1820, p. 385.

第三章 一八一五年穀物法の制定

- 39 William Cobbett: *Political Register*, Vol. 4, p. 304.
- 40 *Ibid.*, Vol. 4, p. 350.
- 41 J. R. Malthus: *The Grounds of An Opinion on the Policy of Restricting the Importation of Foreign Corn*, 1815, pp. 29-30.
- 42 Hammond: *The Village Labourer*, 1760-1832, pp. 142-143.
- 43 これは例のスビーナムランド制度による救助を言ふものであつて、生活費の不足を家庭に於て、扶助の形式によつて救貧院から受けることが出来た。従つて、一七九五年、一八三〇年の農民一揆があつたにも拘らず、比較的その運動の性質が悪質でなく、執拗性が少かつたのは、その原因の一部をこの救貧施設に求めなくてはなるまい。それだけに、他面に於て、彼等の自治獨立の精神を傷けたことも否定出来ぬ所である。
- 44 Hammond: *The Village Labourer*, 1760-1832, pp. 152-154.
- 45 T. R. Malthus: *The Grounds of An Opinion on the Policy of Restricting the Importation of Corn*, 1815, p. 31.
- 46 *Ibid.*, pp. 31-32.
- 47 一八二三年以後の關稅改正についてはスマーットの「經濟年誌」に詳細に論ぜられてゐる所であるが、これは後述に譲る。
- 48 Nicholson: *History of the English Corn Laws*, p. 52.
- 49 J. R. Malthus: *Grounds of an Opinion on the Policy of Restricting the Importation of Foreign Corn*, 1815, p. 39.

第四章 新穀物法を繞る貿易論争

一 收穫遞減の法則

前章に於て大體一八一五年の穀物法の沿革について述べる事が出来たのであるが、本章に於てはこの穀物法を繞つての貿易論争について述べて見たい。これは一般にマルサス對リカルドの論争として知られるものであるが、これは決して兩者によつてのみ穀物法論争が行はれたといふのではない。マルサスを以て代表される穀物法辯護論者の側に於ては、スピンズ (William Spence)、シェイコフ (W. Jacob)、シェフィールド (Lord Sheffield) の如き人物が認められ、リカルドを以て代表される穀物法反對論者の側に於ては、トルレンズ (R. Torrens)、スミス (J. P. Smith)、ディーコン・ヒューム (Dacon Hume) の如き人達が認められるのであつた。かくして彼等の間にて紛糾たる穀物法論争が展開されて行くのであつた。

然るに、この穀物法論争の前提として先づ検討を要する問題は、當時に於ける英國農業を背景として理論化された收穫遞減の法則の成立といふことであつた。前述のバーネル委員会の報告に於ては、この點に關しては頗る樂觀的な態度をとつてゐたのであるが、當時の學界の人達にとつては左様に簡單なる問題ではなかつた。反對に彼等殆んど一致したる見解は、この收穫遞減の法則が嚴存するといふことであつた。この點について先づその片鱗を窺ひ得るものは、一八一四年に於けるマルサスの「穀物法論」(Observations on the Effects of the Corn Laws, and of a Rise or Fall in the Price of Corn on the Agriculture and General Wealth of the Country) の内に於てであつた。同書の一部に於てマルサスは次の如く述べてゐる。『若しも歐洲各國の間に於て通商が完全に容易且つ

自由であつたならば、一國に於ては不毛地に大資本が投下されてゐるのに、これと餘り離れてをらぬ所に於て、有效なる需要の缺如のために、比較的肥沃なる土地が非常に貧弱なる耕作下に置かれてゐるといふことは、決して妥當なることとは言ひ得ない⁽¹⁾。而して不毛地に對して大いなる資本の投下を行ふ結果、そこに生産費の増大を見るのであつて、ここに收穫遞減の法則の片鱗が現はれて來るのである。『價格の差異の一部は、而も些細な部分とは考へないが、これは増大する人口の需要に應ずるために、毎年より多くの不毛地を耕作し、改良する必要によつて廣される。この不毛地こそは、言ふまでもなく、より多くの勞働と肥料、より多くの其他あらゆる種類の耕作費用を必要とするものである⁽²⁾』

マルサスはこの點をその翌一八一五年の著書に於て發展せしめてゐる。彼は「地代論」(An Inquiry into the nature and Progress of Rent, and the Principles by which it is regulated) の内に於て、次の如く述べてゐる。『農業に於ける改良は非常に効果あるものではあるが、不毛地、即ち劣等機械(彼は種々なる肥沃度の土地を種々なる機械に譬へる)使用の必要を相償はしむるものではない。この點に於ては、農産物は本質的に製造品と異つてゐる。富裕且つ進歩的な國家の農産物に附加へらるる最後の附加分を得るがために必要な資本と勞働の量は、殆ど常に遞増的である⁽³⁾』更にマルサスは同年の「外國穀物輸入制限論」(The Grounds of an opinion on the Policy of Restricting the Importation of Foreign corn) の内に於ても、次の如く記してゐる。『あらゆる富裕且つ進歩的な國家に於ては、農産物價格遞増に對する自然的且つ強烈なる傾向が現れて來る。これは實の劣等なる土地を累進的に使用する必要から生れて來るものである⁽⁴⁾』然るに、これらの收穫遞減に關する觀念は一八一四、五年の頃

に於て、初めてマルサスの著書の内認めることの出來る觀念であるかといふのに左様ではない。これは既に彼の「人口論」(An Essay on the Principle of Population, or, a View of its Past and Present Effects on Human Happiness) の内に於て窺はれる所であつて、その第二版に於ける次の記述の如きはこの點を最もよく表明してゐる。『人間は必然的に場所的制限を受けてゐる。次々へと各エーカーが占有されてあらゆる肥沃地が占有され終る時、毎年の食物の増加は既に所有されてゐる土地の改良に依存しなければならぬ。總ての土壤の性質から考慮して、これは遞増せずして遞減しなければならぬ水流の如きものだ⁽⁵⁾』唯だ奈翁戦争といふ特殊事情を経験したる英國農業に於て、一八一四、五年當時に、この收穫遞減の法則が本格的な問題となつたことは否定し得ざる所である。従つて、マルサスのこの點に關する學說的展開も推測し得る所であらう。相當に理論的に前後矛盾の多かつた彼が、或ひはこの法則を否定してゐるのではないかと考へらるる點もないではないが、これを以てマルサスが收穫遞減の法則を否定したものと見ることは勿論出來ない。唯だ彼の著述に於て技術の改良、發達がこの法則の反對効果を廣すことを相當に強調せる點に於ては、殊にリカルドとその傾向を大いに異にする所であらう。

更に、この點に關する學說的展開を示す有力なる資料は、同じく一八一五年に出版されたウェスト(Sir Edward West)の「土地に對する資本投下論」(The Application of Capital to Land)である。本書はマルサスの「地代論」並びに「外國穀物輸入制限論」の直後に出版されたものではあるが、マルサスに對する影響が大體考へられるのである。ウェストはその巻頭に於て、收穫遞減の法則について次の如く述べてゐる。『私の原理は次の如く簡單なものだ。即ち耕作の改良が進むにつれて、農産物の生産費は遞増的となる。換言すれば、土地の總生産物に對

する純生産物の割合は遞増的となるといふことである。⁽⁷⁾而して彼はその説明に於て、次の如く述べてゐる。『耕作の進歩するにつれて、總生産物も純生産物も常に増加するには相違ない。それは附加された費用或ひは投下資本を償ふに足るだけのものを再生するのみならず、更に、純生産物に當る投下資本に對する或る種の増加或ひは利潤を生むにあらざれば、これらの費用或ひは資本は土地に投下されぬからだ。然るに、私の言はんとする所は、投下されたあらゆる附加資本量はより少き比例的收穫を得るに過ぎない。従つて、投下資本の大なれば大なるほど、その資本に對する利潤の比率はより少くなるといふにある。⁽⁸⁾』

ウェストは農業に於ける労働の占むる地位について觀察してゐるのであるが、比較的に分業の範圍の少い農業に於ては、労働は製造業に於けるほど能率を上げることが出来ないと思つてゐるのである。而してこれは機械の使用についても同様であつた。『ここに述ぶる如く、分業と機械の採用によつて、一定數の労働者の仕事量を農業に於ては製造業に於けるほどには増大し得ないといふことが、後者に比して前者の改良の阻害されることを明白に説明するものである。⁽⁹⁾』而もこの農業に於ても當時既に合理化が進められてゐたのであるが、彼はこの點を考慮したる後、次の如く述べる所があつた。『農業に用ひられた各相等しき附加労働量は實際上遞減されたる收穫を生む。而して、勿論、各相等しき附加労働量が實際上遞減されたる收穫を生むものとすれば、農業に於て改良の進歩のために用ひられた全労働は、實際上遞減したる比例的收穫を生むものである。⁽¹⁰⁾』而してウェストは農業に對する労働の使用を、既に耕作された土地と新しく耕作される土地とに分つて、次の如く説明してゐる。『土地に投下された附加労働は、新しき土地を耕作するために、或ひは既に耕作されてゐる土地を一層高度に耕作するために、何れかの

場合に使用されなくてはならぬ。總ての國に於て、最も肥沃なる土地から最も不毛なる土地に至る等級は無數であるに相違ない。最も肥沃なる土地或ひは最も市場に便利な位置にある土地、一言にして言へば、その位置と土質のために、それに投下された費用に對して最大の收穫を生ずる土地は、勿論、最初に耕作されるであらう。而して改良が進行するにつれて、新しき土地が耕作される時、必然的に不毛地、即ち少くも既に耕作された土地に比すれば第二等地が使用されるに至る。この場合に投下された附加労働は、明かに、以前に投下された労働よりは一層少き收穫を得るに至るであらう。社會の進歩につれて新しき土地が耕作されるといふこの事實が、附加労働を以前の古い土地に於けると同様な利益を以て投下し得ないといふことを立證するものである。⁽¹¹⁾』

かくしてウェストの著書に於て、最も組織的に收穫遞減の法則が取扱はれてゐたのであつて、この點に於てマルサスやリカルドに對する影響も大體に於て肯定し得る所であらう。現に、ウェストの著書の出版直後に於て發表された「低き穀價論」(An Essay on the Influence of a Low Price of Corn on the Profits of Stock, shewing the Inexpediency of Restrictions on Importation) の内に於て、リカルドは收穫遞減の法則に關し次の如き表現を行つてゐる。『農業に於て大改良が加へられたること、多くの資本が土地に投下されたことについては、これを否定する餘地がない。然るに、總てのかかる改良を以てしても、我々の富と繁榮を増大することから起る自然的妨害を征服することは出来ない。かくして我々をして已むなく不毛地を不利なる條件にて耕作せしむるに至る。⁽¹²⁾』更に、リカルドは他の部分に於て、一度收穫遞減の法則が働くや、諸種の改良もこれを防止するの力なきことを特に強調してゐるのであつた。『附加穀物量の獲得を一層困難ならしむる諸原因は、進歩的な國家に常に働きかけてゐる。』

然るに、農業或ひは耕作器具に於ける著しき改良は、左程屢々起るものではなく⁽¹³⁾。殊に、リカルドがウェストの著述によつて影響せられたと思はるる有力なる資料は、彼の「經濟原論」の序言の内に認められるのである。『一八一五年に於けるマルサスの「地代論」並びにウェストの「土地に對する資本投下論」は、殆んど同時に發表されたるものであるが、これらは地代の眞の學說を世に公にしたものであつて、これらの書物に關する知識なくしては、富の進歩の利潤と賃銀に對する影響を理解することは困難である⁽¹⁴⁾。』

以上によつて大略收穫遞減の法則の學說的展開について述べたのであるが、この法則を背景としてここに地代論争並びに穀物法論争が展開されるのである。而して本稿に於てはその穀物法論争の紹介を直接の目的とするが故に、次に専らこの點に關して説述することとする。

一、マルサス一派の保護貿易論

既に收穫遞減の法則の働く限り、肥沃地を耕作するも、不毛地に耕作を及ぼすも、その生産費は向上し、そこに自ら穀價の騰貴を招かざるを得ない。當時の英國に於ては特にかかる傾向を明白に認めることが出来たのである。而してこの種の傾向を緩和するには或ひは人口の減少を齎すか、或ひは技術の進歩發達を招くか、或ひは又穀物の自由なる輸入を許すか、何れかの方法を選ばざるを得なかつた。然るに、前二者についてはその實現を見ることは大體に於て不可能であつたので、ここに自ら穀物の自由輸入といふことが重大なる問題となつて來たのである。かくして收穫遞減の法則は貿易政策を決定する重要な原因となつて來る。かのウェストは收穫遞減の法則と穀物法

問題とを次の如く關係づけてゐる。『かかる事柄の必然的進行を防止する唯一の手段は、英國で生産するより我々が安く購ひ得る諸外國から農産物を輸入するといふことだ。かかる方法によつて、我々は新開國の便益と高度まで發達した國の便益とを結合せしめることが出来る。然るに、英國が農産物の輸入を拒否するならば、ヒュームの強調してゐたやうな状態に日々近づいて行かねばならぬ⁽¹⁵⁾。』

ウェストは更にこの點を敷衍して次の如く述べてゐる。『私は今や外國穀物の自由輸入の結果について若干の考察を行つて見なければならぬ。先づ、英國農業に對するその影響を考へることとする。今假りに、外國小麦の生産費を、現在の通貨の状態に於て、一クォーター四十五志とし、この價格に於て英國に輸入して英國市場に於て賣却することが可能でありとする。前述の如く、英國小麦の現在生産費を一クォーター九十志とすれば、英國農家にとつて、かかる不平等なる競争には耐へることは不可能なる如く見ゆるであらう。粗雑な觀察者から見れば、英國全農業は遂に滅亡するが如く思はれるかも知れぬ。この場合、英國農業の生産減少によるその耕作費用の減少が行はれず、又外國農産物の増加による彼等の生産費の増大が行はれないならば、この杞憂は遂に實際化するに至るであらう。一クォーターについて四十五志の差異が常に續くものとするならば、それは必然的に外國生産者をしてその生産を増大せしめ、英國生産者をしてその生産を減少せしめることによつて、遂に前者は後者を市場から完全に驅逐し去るであらう。然るに、生活の必需品に關しては、一國の外國に依存する程度に自ら限界がある。この限界は既述の原理のうちに發見されるのであつて、それは次のことを教へるであらう。即ちこの場合、外國に於ける生産が増大するにつれてその生産費の比率は増大し、英國に於ける生産費が減少するにつれてその生産費の比率は又減

少するといふことこれである。何れの國に於ても、より大なる生産はより少き生産の場合よりも、その生産費の比率が段々と増大して來るのである。⁽¹⁶⁾』

然るに、この點に關してウェストよりも詳細なる見解を發表してゐるものはマルサスである。殊に、彼が最初に於て寧ろ穀物の自由輸入に賛意を表しながら、その後にはこれに反對したのであるから、彼にとつて問題は相當に複雑性を持つてゐたと見なければならぬ。マルサスは一八一四年の「穀物法論」のうちに於て、『穀物法を繼續すべきや否やの政策の決定は、次の三點によつて左右されるものと思はれる。(一)最も完全なる輸出入の自由を假定したる場合、果して英本國並びに愛蘭は穀物の獨立的供給國たり得るや否や。(二)獨立的供給が自然的には齎し得ざるものとせば、果してこの獨立的供給が眞實望ましきことなりや。又これが立法の干渉を正當づけ得ることなりや否や。(三)若しも獨立的供給がかかる目的のために考慮せらるべきものとせば、本目的を達するために、如何なる程度まで、如何なる犠牲を以て、輸入の制限を行ふべきや。』⁽¹⁷⁾ 彼はかかる三の前提についてその検討を進めてゐるのであるが、先づ收穫遞減の法則を容認したる後、⁽¹⁸⁾ 當時の英國の狀勢に於ては外國穀物の輸入も又已むを得ざることであると述べてゐるのであつた。『若しも英國の小麥價が自由輸入によつて米國並びに大陸の小麥價の水準に大體引下げられるものとせば、又英國製造業の繁榮が増大し續けるものとせば、現在の英國人口の一部と將來二十年乃至二十五年に起ることあるべき人口増加の殆んど全部とを外國穀物に依存せしむることは、我々にとつて争はれぬ解答であらう。』⁽¹⁹⁾

而してマルサスは穀物の自由輸入並びに輸入制限の兩者についてその得失を検討せんとするのであつた。彼は先

づ巷間傳ふる所の穀物の自由輸入に關する弊害なるものを列擧し、これについて一々その内容を批判して行くのであつた。『(一)安全は國富よりも一層重要であつて、大國家は他國の嫉妬を招き易いのであるから、國民のかなりの部分を外國穀物に依存せしむるならば、その最大の必要時に於て生活の必需品を急激に不足せしむる危険が伴ふ。然るに、かかる危険は左程大でないといふことは直に判るであらう。あらゆる時に於て、通商が阻害されるといふことは、その供給を受ける國民にとつて不利なるのみならず、過剰生産を行ふ國民にとつても同様に不利である。富裕なる國家はその穀物に對して高き代價を支拂ふことが出来るのであるから、世界の商業市場に於て購ひ得る穀物の殘存する限り、彼等は飢餓に瀕するとも思はれないのである。』⁽²⁰⁾ 而して各國間に於て、その利害の問題を超越して感情の問題で相争ふことがあるならば、それは別問題として生活必需品に關して相當に危険性が増しては來るが、この場合に於ては國內生産を刺戟してその増産を圖ることも出来るのであるから、案外心配したこともないと述べてゐるのであつた。⁽²¹⁾

(二)工業人口の過度の割合は國家の平穩と幸福のためによくはないといふ説。⁽²²⁾ 外國穀物の輸入の必要は一部分はこの工業人口の増加によつて齎されるのであるから、ここにその根本に遡つて國家に於て製造業並びに農業の占むる重要性といふことが問題となつて來る。彼は製造業並びに商業が繁榮することは國家のために有益であることを力説したる後、次の如く述べてゐる。『或る程度まで製造業の發達を阻害しても、農業と製造業とが歩調を合せて行ねばかならぬことは殆んど疑問の餘地の存せざる所である。然るに、かかる平等化をつくり出し、これを支持するため、一般原則を破壊し、事物の自然的運行を阻害することが賢明なりや否やは別問題である。』⁽²³⁾

(三) 貴金屬の比較的低价或ひは穀物並びに労働の高き名目價格が、むしろ商業と製造業を阻害する傾向があつても、その結果は労働賃銀によつて生活する人達にとつては永久的に有利であるとす⁽²⁴⁾。人口と生活資料との不均衡を苦慮するマルサスにとつては、労働者の人口問題は最も重大なる關心事であつた。この點に關して彼は次の如く述ぶる所があつた。『自由貿易を採用することに伴ふ弊害の一は、若しも穀物の安價によつて人口の増殖が齎され、労働者の所得が二十年乃至二十五年のうちに、他の歐洲諸國に於けると同様な價格に於ける、現在と同様な穀物の量まで引下げらるる時に、英國下層階級の生活状態が窮迫化するといふことであらう。而して若しも彼等の所得がかくの如く下落を見なかつたならば、かなり長らくの後に於ても、穀物生産に對する刺戟は完全に回復することは不可能であらう。』⁽²⁵⁾

(四) 穀物貿易に於ける人為的制限制度を始めることは決して好ましいことではないが、而も既に確立されてゐるこの種の制度並びに其他これと同時に起つて來る原因によつて、若しも穀物並びに多數商品の價格が歐洲の他國の水準よりも高められてゐたとすれば、突然自由貿易を行ふ結果起つて來るが如き、穀價の激甚且つ急激なる下落を齎す如き危険を犯すことが賢明なりや否やは別の問題となつて來るといふ⁽²⁶⁾。この急激なる變化を避ける必要に於てはマルサスも一應の理解を有する所であり、他面に於て製造品に對する保護關稅の問題を放置しながら、穀物關稅のみを嚴格に取扱はんとすることについても不穩當な所のあることは十分にこれを認めてはゐるが、而もなほ彼は次の如く述べてゐる。『種々なる他の商品の保護關稅の殘存を許しながら、穀物の自由貿易を回復することは、眞に事物をその自然的水準に復活せしむる所以ではなく、土地の耕作をして他種の産業以下に低下せしむるも

のであるといふことは至極尤もなことである。然るに、この場合に於てさへも、最も安く購ひ得る所で穀物を購入することは、尙ほ國家の利益ではあるが、而も土地財産の所有者を公平なる正義を以て取扱ひ得ないといふことは承認されなくてはならぬ。』⁽²⁷⁾従つて、この場合のマルサスの表現は相當に複雑性を有するものと言はねばならぬ。

大體以上によつて自由貿易弊害論に對するマルサスの批判について述べる事が出來たのであるが、彼はいはゆる保護貿易の弊害については次の如き四項目を擧げてゐる。(一) 所要穀物量を獲得するに必要な以上資本量を使用することによつて國家資源の浪費を齎す。(二) 穀物並びに労働の高き比價、銀の價格の下落によつて、輸出商品に影響を齎す程度に於けるあらゆる對外商業取引に於ける相對的不利。(三) 輸入の完全なる自由の結果齎される豊富なる穀物と工業労働者の需要の増大を阻止することによつて、或る種の人口制限を伴ふ。(四) 殆んどあらゆる人為的制度に伴ふ不斷の改正と干渉の必要が生ずる⁽²⁸⁾。かくして本書を通じてのマルサスの論調は頗る中庸を得たるものであつた。一面に於て穀物の自由輸入の必要を認めながら、他面に於て農業階級の利益を尊重することを忘れなかつたのである。ここに彼の論旨の複雑性があり、不徹底さが認められる。或ひは、『英國の自然的状態が強度に外國穀物の購入を必要とすればするほど、獨立的供給を確保するため、保護關稅或ひは輸入價格は段々と高くなつて來る。その結果、英國商業の他國に對する關係は愈々不利となる。この不利益は、確に、英國の特殊な技術、資本並びに機械の効果を相殺するほど大なるものであらう』⁽²⁹⁾と言ひ、或ひは、『外國穀物の無制限輸入を力説する人達は、それが齎す安價といふことが純粹な利益であると考へてはいけなしいし、又、農業の現状と將來の増大とを攪亂せず置きながら、それは英國の商業と人口に餘分の刺戟を與へることが出來ると考へることもいけ

ない』⁽³⁰⁾と述べ、或ひは、『輸入制限の繼續と増大を力説する人達は、農業の現状とその現在の卓越度が他種の國家産業を阻害することなくして維持されてゐるものと考へてはならぬ』⁽³¹⁾と言つてゐるのである。従つて、同じく收穫遞減の法則を前提としながら、彼はその自由貿易論に徹底し得なかつたものと見ることが出来るのである。

然るに、マルサスは彼の「穀物法論」に於て自由輸入に徹底することが出来なかつたと雖も、彼は又積極的に保護貿易にも賛意を表するものではなかつた。かかる彼の態度は、翌年の「外國貿易穀物輸入制限論」に於て大いなる變化を見せてゐる。而して彼はその見解に變更を加へるに至つた原因を次の如く擧げてゐる。(一)今年の經驗を考慮に加へたる、現在の穀價の影響に關する議會に於ける證言。(二)英國の爲替状態の改善と地金銀の價格の下落。(三)主要原因たる最近佛國に於て通過したる穀物輸出に關する現行法これである。⁽³²⁾これらの原因についてマルサスは順次その説明を加へてゐるのであつて、先づその第一の點に關しては次の如き説明を試みてゐる。穀價の急激なる下落は彼の到底默視し得ざる所であつた。

『この場合議會に於て證人として招致されたる人々の特殊な利害關係並びに自然的偏執が如何なるものであつても、この證言を綜合すれば、過去二十年間、特に過去七年間に於て、土地に對する資本の投下量が著しく増大され、その結果として耕作並びに改良が大いに擴大されたことは、これを否定することは出来ない。活潑なる改良並びに専門的にいはゆる高度農業の制度は、戦時に於ける外國穀物輸入の甚だしく困難であつたことによつて齎される穀價の累進的騰貴によつて主として奨励されたものであり、又、その結果としての土地に對する急速なる資本の蓄積が國內に於ける穀物の産額を著しく増大し、これがために、大いなる人口の増加があつたにも拘らず、我々の

生活のために外國の食糧品に依存する程度が甚だしく減少したといふことも明白なことだ。而して土地は今なほ資本の缺乏を告げてゐるのであつて、激増したる人口の完全なる給與のために必要なる増加資本額投下を現在額に附加することを肯定するであらうといふことも明かな所である。然るに、最近起つた價格の下落、而して引續く輸入に依つてこれが一層下落するであらうといふ警報があらゆる改良の進行を阻止したるのみならず、既に農業の進歩のかなりの損失を招いてゐる。低き穀價の繼續は、地代の減額にも拘らず、國內一般に大量の農業資本を破壊し、その耕作と生産物を本質的に減少せしむるに至るであらう。』⁽³³⁾

かくしてマルサスは農業の受くる打撃については異常なる關心を持たざるを得なかつたのであつて、この點が特に本書に於て著しく看取される所である。『全くその影響の程度に於て、今日農業に對して働きかけてゐる原因にも比すべきものは、商業に影響する原因の内にはこれを到底發見すべくもなし。』⁽³⁴⁾マルサスの農業に對する關心のほどが知られるのである。かくして彼は、『問題の兩面に屬する利益と弊害とを公平に觀察するといふことが立法部の意圖であつたならば、上下兩院に於ける證言、更に、特に昨年度の經驗によつて、制限制度によつて救済し得る直接の弊害は決して些細なものでないといふことが承認されるに至るであらう。』⁽³⁵⁾

第二の見解變更の原因については、マルサスは貨幣價值の變動と爲替相場の好轉を擧げてゐるのである。これらの原因によつて、一層穀價を下落せしめ、外國からの輸入を容易ならしむるが如きことは、彼の到底看過し得ざる所であつた。

『私は「穀物法論」に於て、外國穀物輸入價格に關する最後の決定を延引する理由として、通貨の不安定状態を

舉げて置いた。⁽³⁶⁾私の觀察する所では三の異つた輸入価格が必要だ。一は英國通貨が當時の地金銀の値段まで騰貴したる場合の輸入価格であり、二は英國通貨が同じ名目価値を維持する場合の輸入価格であり、三は地金銀に對する特別な需要の停止によるその價值の下落、正貨支拂への復歸の見込による紙幣價值の騰貴に基く、中間的態度を取る場合の輸入価格これである。昨年中に於ける英國の爲替状態並びに地金銀價格の下落は、中間的態度が——第一の場合よりも大にして第二の場合よりも小なる——公平な永久的見地から採用を必要とする制度であることを立證した。而して我々は今日通貨に關する同様な不安定状態を繼續すべきではないと思はれる。我々にして昨年の初期に最後の決定に到達してゐたならば、この不安定状態を既に離脱し得てゐたかも知れない。然るに、この中間的變更は、現金支拂への復歸によつて紙幣價值の騰貴を齎し、穀物法と全く關係なく或る種の一般的物價下落を伴ふものである。若しもかかる原因から物價の下落が起り、若しもかかる下落が産業に對するかなりの障害と資本蓄積に對する支障を伴ふものとせば、制限制度から直に離脱することによつて、この落勢を一層刺戟することは、立法者にとつて確に賢明なる時を得たる策とは言ひ得ないであらう。⁽³⁷⁾而してマルサスはこれと同様な見解を同年の「地代論」に於ても表明してゐる所である。⁽³⁸⁾

第三のマルサスの見解に於ける變化は、主として對佛關係から出發する。彼の從來の自由貿易についての見解は純然たる經濟學的な立場から論ぜられてゐたのであるが、⁽³⁹⁾かかる立場の外に無視し得ざる重大な要素のあることを強調してゐるのである。『穀物に於ける自由貿易の利益が論ぜられてゐた際には、諸國民の嫉妬と恐怖が存在する結果、彼等の生活資料について何等かの不足が起つた場合に、穀物の自由輸出を殆んど全く許容しないであらうと

いふことを、一般には十分に注意が行はれてゐない。實に昨年までの英國自身の法令が英國に關するこの種の恐怖を立證してをり、同様な傾向の條例が時々殆んどあらゆる歐洲諸國に於ける民衆の輿論の沸騰を助けてゐるのである。然るに、昨年佛國を通過した穀物輸出に關する法令は、この問題を最も目立つた、最も深刻な方法に於て我々に訓戒を與へた。歐洲に於ける最大且つ最良の穀物國たる我々の最も近き隣國、甚だしく恵まれたる氣候と土壤、甚だしく安定的にして比較的少數なる人口、甚だしく負擔の軽い課税によつて、英國の價格の半額以下で穀物を生産し得る最も近き隣國は、穀價が一クォーターについて約四十九志に騰るまではその輸出を自由にし、それ以上になれば全然輸出を禁止する法律を作つたのである。⁽⁴⁰⁾』

かくしてマルサスは安價なる佛國穀物が英國穀物市場を左右する最大の要素なることを述べ、萬一、これに安心して穀物の自由貿易を許すならば、一面に於て英國農業の基礎が危くせしめらるのみならず、他面に於て一旦不作によつて佛國からの輸出が禁止さるる時、英國民は一大混亂に陥れらるることを強調したる後、次の如く述べてゐる。『かかる事情の下に港灣を開くといふことは穀物に於ける自由貿易を獲得する所以ではない。私は、躊躇なく、穀物に於ける自由貿易はこれと比較さるべき制限制度よりも一層安定的價格を齎すために考慮されたものなることを言明すると共に、同じく殆んど何等の躊躇もなく、上述の如き穀物貿易は最も決定的な禁止制度よりも遙に一層悲惨且つ残酷なる變動を伴ふものであることを斷言する。⁽⁴¹⁾』かくして彼は遂に國際分業の原理に對しても大なる疑問を表明してゐるのである。『經濟學の知識の最も少い者でも、個人の場合と同様に國民の場合に於ても妥當する分業の利益が、その後の勞働の所産を交換する能力の上に専ら依存するものであることを知らぬ者はない。

而してかかる交換を阻止し、個人的或ひは國民的勤勞を特殊且つ固有の生産物に使用する結果生れて來る利益を全然破壊するものは、全く他國民の支配下にあるといふことを、何人も直に承認せざるを得ない。⁽⁴³⁾』

かくの如くマルサスは自己の見解に變更を加へるに至つた理由を明かにしたる後、新穀物法の諸社會階級に及ぼす影響について述べてゐる。彼は先づ労働階級について述べてゐるのであるが、『社會の下層階級の生活状態を考察するにあつて、我々は労働の實質的交換價值、即ち生活の必需品、便宜品並びに奢侈品に對する労働の支配力をのみ考察しなければならぬ』⁽⁴³⁾と一應實質賃銀の問題を取扱つた後、労働に對する需要こそ彼等にとつて最も重大なる問題であることを強調してゐるのであつた。この點に關して、自由貿易を採用する結果起り得べき失業の危険を力説すると共に、商工業によるこれら失業労働の吸収に對しても餘り大なる期待を持ち得なかつた。⁽⁴⁴⁾ かくしてマルサスは最後に次の如く結論する所があつた。『従つて、労働階級にとつては、外國穀物の自由輸入のためには英國港灣の開放の結果は、彼等の賃銀の大なる低下を齎し、彼等をしてより大なる價格變動に屈せしむることとなるであらう。而してかかる情勢の下に於ては、労働者が高き労働の貨幣賃銀並びに一層安定的且つ變動の少き穀價に於て失ふ所の利益を償ふがためには、労働に對する需要が合理的期待よりも遙に大なる増大を見なければならぬ。』⁽⁴⁵⁾

第二の社會階級としてマルサスは資本利潤によつて生活する人々を擧げてゐるのであつて、このうちには農業企業家並びに商工階級を含めてゐる。而して彼は農業企業家が自由貿易によつて失ふ所は明白であると簡單に取扱つた後、⁽⁴⁶⁾ 主として商工階級に對する影響について考察してゐるのであつた。工業階級に對する彼の見解については既

にその一部を前章に於て紹介したる所であるから、商業階級殊に貿易業者に關する彼の觀察を引用して見るならば、次の如きものがある。『商工階級のうちに外國貿易に直接従事してゐる人達のみが、輸入制度の利益を感ずるであらう。英國の外國貿易が激増するであらうといふことは勿論期待し得る所である。若しも左様でなかつたならば、それに對する何等の代償も得ることなくして、激甚なる損失を経験するであらう。而して若しも外國貿易の増加が唯だ單に農産物の損失に相當するものであり、而も他種生産品の量が同一に停止してゐるとしたならば、如何なる價格で賣買が行はれようと、英國は恐らく交易によつて利益を得ることが出來ないであらうといふことは明白である。富は通常の價值尺度の安價なるか高價なるかに於て構成するものでなくして、生産物の量に於て構成される。而して農業が著しき阻害を受けたる後に、この生産物の量を有効に増大せしむるがためには、商業が甚だしく力強き出發をなすといふことが必要だ。歐洲の現状並びに英國製造品に對する一般的嫉妬を考へる時、かかる出發をなすことは全く疑問の存する所である。而して他國商品をより少く輸入し、英國商品をより多く輸出することによつて、我々の外國穀物に對する支拂を行はねばならぬといふことは、決してあり得ないことではなし。』⁽⁴⁷⁾ かくして外國貿易に従事する人達の自由貿易による利益を大體に於て認めながらも、一面に於ては左程この點に關しても樂觀をしてゐなかつたことは明かだ。

第三の地主階級と穀物に於ける自由貿易との關係についてマルサスの見る所によれば、これは國家の繁榮と重大なる關係を有する問題であつた。マルサスに於ては、高き地代は國家の繁榮を意味するものであるといふ考へが始終彼の頭から去らなかつたやうだ。従つて、穀物の自由輸入の結果起るべき地代の低落は、彼として默視し得ざる

重大問題であつた。『地主階級については、彼等は前述の何れの階級の人達よりも富の生産に貢献するものではないが、彼等ほど國家の繁榮とその利害關係の緊密なる社會階級は他にあり得ないことは眞實なのである。或る一派の人達並びにアダム・スミス自身も、穀價の騰落は眞實には地主の利害に關係しないといふ見解であつたが、理論と經驗の兩者はその反對を立證してゐる。而してあらゆる通常状態に於ては、價格の下落は生産物の減少を伴ひ、生産物の減少は自然に地代の減少を齎すことを教へてゐるのである。従つて、港灣の開放が地主の實質地代並びに名目地代の減少を結果するといふことは明かだ。而して我々は、地主の如き環境にある一團の人達の利害が、國家の利害に影響することなくして、著しく被害を被るといふことはあり得ないと信ずる。』⁽⁴⁸⁾

第四にマルサスは資本所有者並びに一定俸給による生活者について述べてゐる。彼はこれ等の人達が自由貿易を採用することによつて受くる利益はこれを率直に認めてゐるが、『彼等は、彼等とは異つた方法で影響を受ける人達と比較すれば、その數に於て少數なるのみならず、又彼等の利害は前述の諸階級、殊に勞働階級並びに地主ほどには國家の福祉とは密接なる關係を持つてゐない』⁽⁴⁹⁾と述ぶる所があつた。

かくの如くマルサスは諸社會階級と新穀物法との關係を考察したる後に於て、その最後の部分に於て彼の穀物の自由貿易に對する反對意見を、次の如く簡明に述べてゐる。『政府は穀物の獨立的供給を確保せんとする願望に對して、確に十分なる理由を發見するに至るであらう。これは航海條例と同様に決定的な、而も望まじきものである。農家と地主の利益を意味せざるこの目的が、あらゆる我々の穀物貿易に關する研究と處置に關して我々の持つ表面的並びに實質的目的であることは甚だ望ましいことだ。私は歐洲の現状に於ては、又英國の社會状態の實情に於て

は、我々自身の穀物の平均供給量を生産することを最賢明策なりと確信する。かくすることに於て、國家が大量且つ遞増的人口、勢力、富、幸福に對する十分なる資源を有するものであることを確信する。』⁽⁵⁰⁾

以上によつてマルサスの穀物法に關する學說的展開についての説明を終ることとするが、既述の如く當時の穀物法論争は單にマルサスとリカルドの間に於てのみ行はれたるものではなく、保護貿易論の側に於てはマルサス以外にかのスペンス、シェフィールドの如き人達を認めることが出来るのである。彼等はマルサスに比すれば經濟學に關する知識も少く、その論旨に於ても前者に比して公平さが少かつたことも争ひ得ざる所であらう。曾てジェイムス・ミルと奈翁戰争當時に貿易論争を行つたスペンスが、この穀物法論争に於ても保護貿易論を堅持して譲らなかつたことは何等不思議とすることはない。彼は一八一五年、マルサス、ウェスト、リカルドの著書と殆んど同時、或ひはこれより稍々早く⁽⁵¹⁾彼の「穀物法案反對論駁論」を發表して、當時に於ける重要な穀物法反對論を列擧して、一々これに論駁を加へてゐるのであつた。『穀物法案の反對論者によつて一般に論ぜらるる第一の大なる反對論は、穀物法案があらゆる合理的な經濟學の原理に反するものであるとなすにある。彼等はアダム・スミスを引用し、關稅によつて制限されざる最大の輸出入の自由こそ、各國の利益でなくてはならぬと言つてゐる』⁽⁵²⁾と第一の反對論を擧げたる後に於て、彼はこれに對して「國防は國富よりも重大なり」といふ立場から、次の如く論駁してゐる。『假りに、この誇張されたる經濟學の第一原理が何等の例外を認めないとするならば、如何なる結果が現れて來るか。唯だ單に、最も自由なる輸入は最も國民の富を生み出すものであるといふことになつて來る。然らば、富のみが國民にとつて唯一必要なものであるか。獨立と安全を確保するためには、何等か尙ほ一層大なる價値を有する

ものはないか。この第一原理こそは前者に有利なるものではないか。後者にとつては破壊的なものではないか。我は再びアダム・スミスを考察することによつて、彼が何を言つてゐるかを検討して見たい。「航海條例は外國貿易並びに外國貿易から生れる富の増大には有利なるものではないが、而も國防は國富よりも一層重大なるものであるから、本條例は英國のあらゆる商業條例のうちで最も賢明なるものである」と言つてゐるではないか。』かくして奈翁戰爭當時の事實を引用して、ミルに對する駁論の趣旨を繰返してゐるのであつた。

第二の穀物法案に對する反對論は、中産並びに下層階級の生活必需品たるパンに對して、彼等がその安價を求めゐるのは人道上の問題であつて、この點については何物も屈服すべきであるといふにある。これに對してスペインは一應穀價の高價なることが貧民階級にとつて重大なる問題であることを肯定し、これに同情の意を表明したる後、改めて低き穀價の社會の各階級に與ふる影響の深刻なることを力説して止まなかつた。『現今の場合に於ては、低き穀價の間接的影響は、農家をして最良の労働者を、甚だ低き賃銀に於てでなければ、雇入れることを不可能ならしめ、あらゆる劣等なる労働者を解雇せしむるのみならず、農業階級に關しては直接に、製造業階級に關しては急激に、低き穀價が彼等の状態を改善するよりも遙に大なる程度に於てこれを衰微せしむるに至るであらう。』

第三の穀物法案に對する反對論は、高き穀價の弊害の根本は高き地代にあるのであつて、地代が安くなれば農家は低き穀價によつても經營し得るではないかといふにある。これに對する彼の回答は、唯だ穀價が八十志であつたならば、地代の値下を必要とせずして、農家は其の企業を繼續することが出來ると答へるに止つてゐるのであつて、地主の地代については、『地主は、あらゆる階級がやがて負擔すべき、歐洲の混亂状態から來る損失については、

その適當なる分前を負擔することには反對するものではない。唯だ彼等の願ふ所は、全部的且つ回復し得ざる破壊から保護して貰ひたいといふに止まる』と述べてゐるに過ぎない。更に、第四の穀物法案に對する反對論は、若しも地代の引下が農家に對して公正なる利潤の確保を行ふに不當であるとすれば、税金の引下、勞銀の引下は一層この點に關して不當であるといふにある。これに關してスペインは、税金の引下や賃銀の低落は農家にとつて望ましきことではあるが、實際上の問題としてはその効果を期待し得ないと述べてゐるに過ぎない。而して最後の第五の穀物法案に對する反對論は、英國は今や農業國から商工業國に變化して來たのであるから、高き穀價は生産費を高めることによつて、製造業の海外競争者との競争力を失はしめ、惹いては商業にも影響するのであつて、この場合々重要性を失ひつつある農業は商工業に優先權を與ふべきであるといふにある。この點に關するスペインの駁論は彼の最も得意とする所であつて、結局、ミルとの論争に於ける重農的立場を繰返してゐたのである。スペインはこの「穀物法案反對論駁論」に相當な自信を持つてゐたやうであるが、經濟學的知識の貧困を蔽ふべくもなかつた彼は、マルサスやリカルドの論争の間に介在しては、實に貧弱なる存在でしかあり得なかつた。

更に、スペインの著書と殆んど同時に出版されたシェフィールド卿の「穀物法に關する書簡」も穀物法論争に於ける保護政策論の一をなすものであつた。英國貴族の代辯者としての彼が、徹頭徹尾農業保護の必要を強調してゐたことは何等怪しむに足りない。彼は農業に關する實際的經驗家として敢て一書を發表してゐるのであつて、寧ろ學者の理論の如きは取るに足りないといふのであつた。而して彼は「クォーター八十志の如きは、英國農業に適切なる保護を與へるには十分である」と言ひ得ないとなし、『輸入禁止關稅は少くも小麦價八十志に至るまで

繼續すべきであり、九十志までは高率關稅を課し、百志まではこれより低き高率關稅を課すべきである。然るに、私の意見としては、八十志は輸入價格としては不十分であると思ふ⁽⁵⁹⁾と述べてゐる。彼は全小冊子を通じて農業の優先的地位を強調してゐるのであるが、その一部に次の如き部分がある。『穀物の生産とパンの製造とは、羊毛、木綿、鐵の製造の場合と同じく、これも立派な製造業である。而も最大の範圍と重要性を有する製造業である。従つて、英國羊毛工業よりも敢て保護を要求し得るものであり、英國のあらゆる他の製造業よりも遙に多數の人達を雇傭してゐるものである⁽⁶⁰⁾』かくして農業の絶對的地位を確信し、製造業を第二次的にしか考へなかつたシェフィールド卿は、更に商業、殊に穀物貿易について、次の如く非難してゐるのであつた。『何人も穀物貿易に關して用ひられつつある術策については知れる所である。彼等商人は詐欺的方法により多量の穀物を相互的に賣買することによつて、自己の目的に最も都合よく、一地方の港灣を閉閉する。而してこれらの港灣は、惡質の報告や間違つた憂慮のために閉閉されることがある。供給量に必要量の五百分の一にも及ばざる不足が生じて、港灣は閉港され、實際上に於て缺乏してゐなくとも、この状態が三ヶ月間持續される。一度港灣が開放されるれば、外國穀物は突如として保税倉庫から出庫されるであらう。かくして英國を外國穀物のための市場たらしめんとする觀念ほど、英國農業に取つて破壊的なものはない⁽⁶¹⁾』このシェフィールド卿の小冊子がスペンスの著述に比して一層經濟學的に縁の遠いものであつたことは勿論であるが、さりとて社會的反響が少かつたと見ることは出来ない。門閥を以て知られてゐた彼の所説が、學問的論争とは別個に、大いに當時の議會の内外に影響を與へたることは否定し得ない所である。

三 リカルド一派の自由貿易論

以上によつて、大體穀物法論争に於ける保護貿易陣營の主なる人達の論點を見ることが出来たのであるが、次にこの點に關する自由貿易陣營の人達の論點を考察することとする。前節の頭初に引用したウェストが自由貿易陣營の主要なる一員であつたことは言ふまでもない。然るに、本論争に於て自由貿易論者側を代表するものはリカルドであることは勿論である。彼はマルサスやウェストの書物の直後に於て、彼の「低穀價論」(An Essay on the Influence of a Low Price of Corn on the Profits of Stock)を發表して、主としてマルサスの所説を論駁したのであつた。彼は本書の冒頭に於て先づマルサスの地代論に關し批判を加へたる後、その貿易論争に移つてゐるのである。リカルドの自由貿易理論はマルサスの貿易理論に比して遙に論理の一貫したるものがあり、自由貿易勃興期に於ける貿易論争としてはリカルドの側に於て論旨の優越性を認めざるを得ない。リカルドは穀物の自由輸入の問題を、次の如き原理によつて是認する。『若しも立法部が穀物貿易に關して直に果斷なる政策を採用するものとすれば、即ち永久的に自由貿易を許し、價格の變化と共に、交互的に輸入を或ひは到限し或ひは奨励することがなければ、英國は疑ひもなく規則的に穀物の輸入國とならねばならぬ。これは英國が隣國よりも、英國土壤に比較して、その富と人口の點に於て優秀なることから起る當然の結果である。これは一國が比較的富める場合か、或ひはその國の全肥沃地が高度まで耕作され、その人口支持に必要な食糧品を獲得するがためには不毛地を使用しなければならぬ場合か、或ひは又、その國が本來肥沃地に恵まれてをらぬので、穀物を輸入した方が利益となる場合に於

てのみ採用され得ることなのである。⁽⁶²⁾』

かかる自由貿易の一般的利益に對して、マルサス一派の強力に反對する論據は戰時並びに國外饑饉といふ特殊事情であつた。或ひは奈翁戰爭の場合に於ける如く、或ひは外國に於て穀物の不作があつた場合、穀物の輸入國としての英國は頗る苦境に追込まれるといふにあつた。かかる論據に對してリカルドは、次の如く論駁してゐる。『若しも英國が規則的に穀物輸入國となり、諸外國が英國市場の需要に信賴し得るに至れば、穀物輸出國に於ては輸出の目的を以て一層多くの土地を耕作するに至るであらう。僅々數週間の英國に於ける穀物消費價格を考慮しても、若しも大陸がかなり多量の穀物を英國に供給する場合に於ては、最も甚大なる破滅的商業不況なくしては、彼等は輸出貿易を中絶し得ないであらう。而も如何なる國家或ひは國家の結合と雖も、かかる不況を國民に負擔せしむることを願はないであらうし、又たとへ願つたとしても、如何なる國民と雖も、恐らくかかる政策には服従しないであらう。⁽⁶³⁾』かくしてリカルドは奈翁戰爭當時に於ける露國の場合を引用して、奈翁の努力にも拘らず、對英穀物禁輸の不可能であつたことを指摘すると共に、佛國自身からも許可制によつて英國にかなりの穀物が輸入されてゐたことを引用してゐる。更に、英國自身に於ても穀價の騰貴に刺戟されて國內生産が増大され、或ひは貯藏穀物の利⁽⁶⁴⁾用も行はれ得るのであるから、餘りかかる例外的事情を考慮に入れて法律の制定を行ふ必要もなからうと言つてゐる。

然らば、戰時に於て投資された農業資本に對して、穀物の自由輸入は如何なる影響を持つものであるか。この點に關するリカルドの回答は簡單であつて、農業資本の工業資本への自然的流動を以て答へんとするのであつた。

『農業に於て大改良が行はれ、これがために多くの資本が土地に投下されたことは疑問の餘地がない。然るに、あらゆるかかる改良を以てしても、穀物の輸入が制限或ひは禁止されたる場合に、我々が不利な條件で不毛地を耕作しなければならぬこととなり、これがために英國の富と繁榮を増大することに伴ふ自然的妨害を壓服することが出来なかつたのである。我々が立法的手段によつて干渉されず、自由に放任されてゐたならば、我々は漸次この種土地の耕作から資本を回收し、現在これらの土地に於て生産されて居るものを輸入することとならう。回收されたる資本は穀物の代償として輸出さるる商品の製造に用ひられることとなる。かくの如き國家資本の一部の分布は一層有益なるものであらう。然らざれば、かかる分布が實現しないからである。この原理は經濟學に於て最も確乎たる原理の一であり、マルサス氏によつて最も容易に承認さるべき筈である。これこそ彼の「穀物法論」に於て、自由なる穀物貿易に伴ふ利害の對比に於ける彼の議論の根柢であつた。⁽⁶⁵⁾』

リカルドはこの點を敷衍して次の如く言つてゐる。『然るに、マルサス氏は彼の最近の著書の一部に於て、無制限的輸入を許す場合の國家の被るべき農業資本の損失について力説してゐる。彼は事の成行上我々にとつて不用となつた資本の損失、或ひは我々がその使用によつて現に損失を招いてゐる如き資本の喪失について悲しんでゐる。これは恰も、蒸氣機關やアークライトの紡績機械が完成された場合に、古い不細工な機械が價值がなくなるので、新式機械の採用を有害だと言つて反對したのと同様である。不毛地の借地人が損失を被ることは疑ひなき所であらうが、民衆は借地人の損失の幾倍かを利益するに至る。而して資本の土地から製造業への轉換が行はれたる後に於ては、借地人自身も、地主を除く他の社會階級と同様に、著しく彼等の利潤を増すに至るであらう。⁽⁶⁶⁾』然るに、リ

カルドは過渡期に於けるこれら小作人の保護の必要は十分にこれを認めてゐたのであつて、彼は、『借地人は現在の地主との金銭上の契約の下に於て、安き穀價より生ずる貨幣の新價値によつて明かに損失を受くるのであるから、この損失に對して現在の借地契約期間の間は保護される必要がある。一時的の高き穀價によつてさへ國民の失ふ所は農家の得る所より大ではあるが、三、四年間輸入制限税を設けて、然る後に穀物貿易の自由を採用することは適當なことであらう』⁽⁶⁷⁾と述べて居る。

かくしてリカルドは穀物に於ける自由貿易の諸社會階級に對する影響について考察するのであるが、この點に於てもマルサスが主たる論敵として取扱はれてゐるのであつた。彼は低き穀價と下層階級との關係について次の如く述べてゐる。『マルサス氏は穀物の低き貨幣價格が社會の下層階級にとつて有利でないと思つてゐる。その理由は、労働の實質的交換價値、即ち生活の必需品、便宜品、奢侈品に對するその支配力が、低き貨幣價格によつて増大されずして、減少されるといふにある。この問題に關する彼の觀察の一部は確に重要なものではあるが、彼は國民資本のより良き分配の下層階級の地位に對する影響について十分なる考察を行つてゐない。これは彼等にとつて有利である。その理由は同一資本がより多くの労働者を雇傭し得るからである。更に、より大なる利潤は一層多くの蓄積へと導かれ、かくして眞實なる高き賃銀によつて人口に對する刺戟が與へられることとなる。而してこの高き賃銀こそ、長らくのうちには、労働階級の生活状態を改良するに至ることは間違ひなき所である』⁽⁶⁸⁾

この労働賃銀と穀價の關係はリカルドにとつて實に重大なる問題であつて、殊に、低き労働賃銀は高き利潤のために必要なりとなす彼の立場からすれば、安價なる穀物は自ら重要性を持つて來るのであつた。この點は一八二二

年の「農業保護論」に於て、次の如く述べられてゐる所である。『賃銀を引下げて置く以外に、利潤を引上げて置く方法は他にあり得ない。かかる利潤の法則によつて有力に賃銀に影響を與へる穀物の如き生活の必需品が安價であるといふことが、如何に重大なることであるかは直に理解せらるるに至るであらう。而して輸入禁止によつて、我々が増加人口を養つて行くためには、已むなく不毛地を耕作しなければならぬといふことが、如何に有害なことであるかが知らるるであらう』⁽⁶⁹⁾

リカルドは次に商工階級と穀物法の關係について考察してゐる。マルサスが商工階級のうちに於て自由輸入によつて利益を受けるものは外國貿易に従事してゐるもののみであると説に對して、リカルドは賛意を表することは出来ない。前述の如く、リカルドにとつては低き賃銀は利潤の發生のために不可欠の要素であつたから、惹いては低き穀價はあらゆる商工階級にとつて重大なる關心事でなければならなかつた。この點に關して、彼は次の如く述べてゐる。『地代に關する見解にして正しければ、即ちそれは一般利潤の下落と共に騰貴し、一般利潤の騰貴と共に下落するものとせば、而してマルサス氏によつて承認され、巧に立證されたるが如く、穀物輸入の結果が地代を引下げるものとせば、貿易に關係ある總ての人達、農家、製造業者、商人の如きあらゆる資本家は、利潤の大きな増加を得るに至るであらう。農業に於ける改良或ひは輸入の結果としての穀價の下落は、穀物の交換價値のみを下落せしむるものであつて、他の商品の價格は何等の影響を受けないであらう。穀價の下落の當然の結果として、労働價格が下落すれば、あらゆる種類の實質的利潤は向上しなければならぬ。かくして社會の商工階級の人達ほど、著しき利益を受くるものはないであらう』⁽⁷⁰⁾

次に穀價の下落と地主階級との關係については、リカルドは地主階級こそ唯一の被害者であると述べてゐるのである⁽⁷¹⁾。然るに、マルサスがその故に地主階級の保護を必要とすると述べてゐるのに對して、リカルドは却つてその故にこそ特に地主階級の保護を必要としないと論じてゐるのであつた。『或ひは特殊な階級への考慮のために、英國の富と人口の進歩が阻害されることは遺憾なことだ。若しも地主の利益が、安き穀物の輸入に伴ふあらゆる利益を我々から奪ひ去るほど重大なものであるならば、彼等は又我々の農業並びに農業器具に於けるあらゆる改組を阻止すべきであらう。それは穀物が安價となり、地代が引下げられて、地主の諸税支拂能力が少くも一時的に、穀物の輸入の場合と同様、かかる改良によつて阻害されることが確かだからだ。従つて、矛盾をして無からしめんとせば、同じ法令によつて改良を防止し、輸入を禁止すべきであらう。』⁽⁷²⁾

最後に、マルサスの所謂資本所有者並びに一定俸給生活者と自由貿易との關係についてのリカルドの考察について述べることにする。前述の如く、マルサスはこれらの階級は港灣を開放することによつて疑ひもなく利益を受くものであり、更に、貨幣價値の變動によつて、社會の諸生産階級を犠牲にして富むことの出来る階級であると言つてゐる⁽⁷³⁾。リカルドから見れば、穀物に於ける自由貿易の採用によつて損失を被るものは唯だ一つ地主階級であつたから、マルサスの前半に對する見解については何等異議を唱へるべき理由もなかつたのであるが、その後半については無條件に賛意を表することは出来なかつたのである。この點に關して、リカルドは次の如く言つてゐる。

『近年に於ける公債に於て、資本所有者が契約したものよりも一層大なる實質的價値を受取つてゐることは眞實だ。然るに、資本所有者自身も大いに公共的負擔に参加してゐるのであるから、彼等の受取る利子の支拂に對して、少

からざる課税部分が彼等の負擔となつて來るのである⁽⁷⁴⁾。更に、彼は、これらの階級が戦時の物價騰貴に際して拂つた犠牲も、一應考慮の必要があるものと認めてゐる⁽⁷⁵⁾。

以上によつて大體リカルドの穀物法論争に於ける論旨の概説を終ることとし、次にはリカルド以外の自由貿易論者のこの點に關する見解を考察することとする。かのデイロン・ヒュームの如きも自由貿易陣營に屬する人物ではあるが、彼の思想と事業については後述する機会があるから、ここにはこれを省略して、自由貿易論に於てリカルドと共に有名であつたトレンスについて見ることにする。彼は同じく一八一五年に「外國穀物貿易論」(An Essay on the External Corn Trade)を公刊して、その自由貿易理論を世に紹介すると共に、當時の保護貿易論者の所論を論駁する所があつた。而して彼の論旨を要約して見るならば、凡そ次の如くなるであらう。

(一) 英國並びに近隣諸國の現状に於ては、外國穀物の輸入制限は、一時的には、非常なる高價且つ不安定的價格によつて、英國をして獨立的供給國たらしめ得るであらう。然るに、自由通商なる反對制度は、我々をして劣等地を耕作することなくして、穀物の消費量を充すことを可能ならしむることによつて、更に又、生活資料の供給區域を擴大せしむることによつて、直に我々の市場を抑制し、不平均なる季節から生ずる弊害を除去するに至るであらう⁽⁷⁶⁾。

(二) 輸入制限は、その第一次的且つ直接なる作用に於ては、耕作地を擴大し、地價を向上せしめる。然るに、その第二次的且つ間接的作用に於ては、彼等が商業と富に對して有害となるにつれて、彼等は再び耕作地を減少せしめ、地主階級をして一般的頹廢に陥れる。之に反し、無制限的通商は、最初に於ては劣等地を排除し、地代を下

落せしむるに至るであらう、然るに、その後に至つて、商業を奨励する利潤率の向上を來し、繁榮を増進するにつれて、蓄積資本を土地に返し、より高き相對的價值を土地に賦與するに至るであらう。⁽⁷⁷⁾

(三) 外國穀物輸入に關する永續的禁止關稅は、英國の商業と製造業を殆んど滅亡せしむるであらう。然るに、この重要商品に於ける自由貿易は、彼等の感受し易きあらゆる獎勵を商業と製造業に與へるであらう。⁽⁷⁸⁾

かくの如き簡單なる引用によつても容易に認め得るが如く、トレンスは實に徹底したる自由貿易理論を以て終始してゐたのである。然るに、彼もリカルドと同様に、過渡期に於ては、一時的保護關稅も已むを得ざることでありと認めてゐたことは、ここに注意を要する點であらう。更に、彼は無制限的輸入の例外として、若しも國內消費財に對して課税が行はるる場合は、同種外國商品の輸入に際して、同格の關稅を課するも差支なしと述べてゐるのであるが、この等價關稅の提唱はこれ又注意を要する點であつて、リカルドの如きも「農業保護論」に於てこの等價關稅の採用に賛意を表明してゐるものと見ることが出来るのである。⁽⁸¹⁾

以上によつて一八一五年の穀物法を繞る貿易論争の主要なるものを紹介することが出来たのであるが、本章を終るにあつてこの點に關する若干の批判を述べて見たい。結局、マルサスを代表者とする保護貿易論者の立場は常に重農的な觀點から出發してゐたことは明かである。マルサスの如きも製造業者や商人階級に對して偏見を有せずと言ひながらも、彼の穀物法觀の根柢に於ては高き地代の觀念が常に力強く働きかけてゐる。彼は明かに國家の繁榮と高き地代との因果關係を、直接・間接に認めてゐる。この點に於てマルサスの理論が論難せらるる所である。然るに、これと同様な缺陷は自由貿易論者、殊にリカルドに於ても認められるのであつて、彼の思想は常に利潤の

支持といふ觀念によつて支配せられてをり、これがためには低き勞働賃銀が必要とせられ、従つて、また安價なる穀物が要求せられたのである。マルサスが高き地代によつて囚はれたるものと言ひ得るならば、リカルドは利潤の支持といふ觀念によつて囚はれたるものと言ひ得るであらう。かくして後年「反穀物法同盟」の運動が行はれたる際、このリカルド的觀念に對する「同盟」への論難によつて彼等が最も窮地に陥られた所であつた。

かくの如くして兩者共に一長一短の存する所ではあるが、その論理的・一貫性に於てはリカルド側に優越性を認めざるを得ない。兩者共に收穫遞減の法則を是認したる限り、その當然の歸結としては穀物の自由輸入を認めざるを得なくなる。然るに、この點に於てはマルサスは過去に於ける英國の生産の内容、或ひは奈翁戰爭といふが如き特殊事情を餘りに重く評價したるが故に、リカルドほどには徹底し得なかつた。リカルドはマルサスと異つて、寧ろ英國の將來といふものを洞察することによつて、彼の論理を一貫せしむることが出来たのである。かくして今後約一世紀に互つて貿易理論に於ける重要性はリカルドの保持する所とはなつたのである。農業の英國から世界の工場となつた英國にとつてはマルサスよりもリカルドが重視されたのは當然である。然るに、前提條件を異にした今日の英國から見たる場合に於て、以上の如き批判には自ら又變化を加へなくてはならない。既に製造業に於ける獨占的地位を失つた英國、而も海上權の確保に於て以前の如き實力を持ち得ざる英國に於ては、自らマルサスに對する再検討を必要とすることとなつて來た。かくして學說の價值はその環境によつて變化するものであることを痛感する。

- 1 T. R. Malthus : Observations on the Effects of the Corn Laws, 1814, pp. 16-17.
- 2 Ibid., p. 40.
- 3 T. R. Malthus : An Inquiry into the Nature and Progress of Rent, and the Principle by which it is regulated, 1815, p. 45.
- 4 T. R. Malthus : The Grounds of an Opinion on the Policy of Restricting the Importation of Foreign Corn, 1815, p. 21, n.
- 5 T. R. Malthus : An Essay on the Principle of Population, 2nd. ed., 1803, p. 5.
- 6 Ibid., 6th ed., Vol. 2, pp. 129-130.
- 7 Sir Edward West : Essay on the Application of Capital to Land, 1815, reprint. p. 9.
- 8 Ibid., pp. 9-10.
- 9 Ibid., pp. 11-12.
- 10 Ibid., p. 12.
- 11 Ibid., p. 14.
- 12 D. Ricardo : An Essay on the Influence of a Low Price of Corn on the Profits of Stock, 1815, pp. 35-36.
- 13 Ibid., p. 17, n.
- 14 J. R. Maculloch : Works of David Ricardo, 1886, p. 5.
- 15 Sir Edward West : TH : Application of Capital to Land, p. 34.
- 16 Ibid., p. 36.

- 17 T. R. Malthus : Observations on the Effects of the Corn Laws, pp. 15-16.
- 18 Ibid., p. 17, p. 20.
- 19 Ibid., p. 21.
- 20 Ibid., p. 26.
- 21 Ibid., p. 27.
- 22 Ibid., p. 28.
- 23 Ibid., pp. 30-31.
- 24 Ibid., p. 31.
- 25 Ibid., pp. 31-32.
- 26 Ibid., p. 32.
- 27 Ibid., p. 33.
- 28 Ibid., p. 35.
- 29 Ibid., pp. 35-36.
- 30 Ibid., p. 36.
- 31 Ibid., p. 37.
- 32 T. R. Malthus : The Grounds of an Opinion on the Policy of Restricting the Importation of Foreign Corn, 1815, p. 3.
- 33 Ibid., pp. 4-5.

- 34 Ibid., p. 6.
 35 Ibid., p. 7.
 36 T. R. Malthus : The Observations on the Effect of Corn Laws, p. 43.
 37 T. R. Malthus : The Grounds of an Opinion on the Policy of Restricting the Importation of Foreign Corn, pp. 8-9.
 38 T. R. Malthus : An Inquiry into the Nature and Progress of Rent, pp. 59-60.
 39 T. R. Malthus The Grounds of an Opinion on the Policy of Restricting the Importation of Foreign Corn, pp. 10-11.
 40 Ibid., pp. 11-12.
 41 Ibid., p. 15.
 42 Ibid., pp. 16-17.
 43 Ibid., p. 24.
 44 Ibid., p. 26.
 45 Ibid., p. 29.
 46 この點に關しては第三章の各階級の影響の所に於てマルサスの言葉を引用してある。
 47 T. R. Malthus : The Grounds of an Opinion on the Policy of Restricting the Importation of Foreign Corn, pp. 30-31.
 48 Ibid., p. 34.
 49 Ibid., pp. 36-37.

- 50 Ibid., pp. 47-48.
 51 マルサスのウェスト、リカルドの著書には何れも發行月日を明確には記してゐないが、スペンスの序文には一八一五年一月十日に記してある。
 52 William Spence : The Objections against the Corn Bill Refuted, 1815, pp. 3-4.
 53 Ibid., p. 8.
 54 Ibid., p. 11.
 55 Ibid., p. 17.
 56 Ibid., pp. 17-18.
 57 Ibid., pp. 18-19.
 58 Lord Sheffield : A Letter on the Corn Laws, 1815, pp. 1-2.
 59 Ibid., p. 11.
 60 Ibid., p. 22.
 61 Ibid., pp. 24-25.
 62 David Ricardo : An Essay on the Influence of a Low Price of Corn on the Profits of Stock, 1815, 2nd ed., p. 28.
 63 Ibid., pp. 29-30.
 64 Ibid., pp. 30-32.
 65 Ibid., pp. 35-37.

- 66 Ibid., p. 37.
 67 Ibid., pp. 37-38.
 68 Ibid., p. 40.
 69 D. Ricardo : On Protection to Agriculture, 1822, p. 44.
 70 D. Ricardo : An Essay on the Influence of a low Price of Corn, p. 41.
 71 Ibid., p. 48.
 72 Ibid., pp. 49-50.
 73 T. R. Malthus : The Grounds of an Opinion on the Policy of Restricting the Importation of Foreign Corn, pp. 36-42.
 74 D. Ricardo : An Essay on the Influence of a Low Price of Corn, p. 47.
 75 Ibid., p. 48.
 76 R. Torrence : An Essay on the External Corn Trade, 1826, 3rd ed., p. 373.
 77 Ibid., pp. 374-375.
 78 Ibid., p. 379.
 79 Ibid., p. 400.
 80 Ibid., Part 2, Chap. 3.
 81 Ibid., Preface, p. 6.
 D. Ricardo : On Protection to Agriculture, p. 83.

第五章 一八二三年の穀物法

一 一八一六の農業不況

奈翁戦争直後に於ける英國は社會不安、經濟不安、政治不安によつて、著しき脅威を受けてゐた。「平和と改革」の標語は單なる約束手形に過ぎなかつたのである。戰場からの軍人の歸還、戦時中の勞働不足を補ふための愛蘭勞働、海外市場に於ける外國産業の競争力の復活等によつて、英國は甚だしき社會不安に脅かされたのであつた。失業者救済の要求は喧騒を極め、これがために移民の奨励、大土木工事の提唱などが、朝野の人々によつて眞面目に考究され、かのオーウェンの四邊形村が問題とされたのもこの時のことであつた。或ひは經濟方面に於ては、戦時財政の膨脹に對する解決策が當面の問題とされ、戦時インフレに對する解決が重大なる問題となつてゐた。更に、政治方面に於ては議會改革運動がハント一派によつて提唱される等、奈翁戦争直後に於ける英國は全く問題山積の有様であつた。

然るに、かかる山積したる諸問題のうちにて、その最も重大なるものの一として農業對策をあげることが出来る。一八一五年の平和來と相當なる收穫のために、一八一六年一月には穀價は五十二志六片といふ一八〇四年七月以來の最低價格を示すこととなり、⁽¹⁾農業は不況のどん底に陥つた。かの“Bread or Blood”を叫んで農民一揆を起したのも、かかる農業不況を背景とするものであつた。⁽²⁾ここに於て再び多數の請願書が議會に提出されることとなり、ウェスタン (C. C. Western) はこれらの農業關係者の利益を代表して、三月七日下院に於て演説を試みる所があつた。彼は先づ農業危機に關する立證を行ひ、然る後に、かかる情勢を齎すに至つた原因を述べ、最後にその

救済策にまで言及したのである。而して彼はその原因をば、市場に於ける穀物の過剰、労働者の収入減による購買力の減退にあるとなした。こつ意味に於て、彼は一八一五年の穀物法には反対してゐないが、その保税倉庫制度に對しては投機業者のために悪用されて市場を混亂に陥れるものとしてこれに反対した。⁽³⁾かくして彼は十四ヶ條の決議を議會に提出したのであつた。これによれば、

(一) 資本を農業に投下せる社會階級並びに農業労働に従事せる諸階級は、今日に於て未だ曾て例を見ざる不況のために苦惱しつつある。

(二) かかる不況の繼續は國家の最重要なる階級に對して、極端に危険の多きものである。

(三) 英國農業増産額に對する需要は、唯今の所、農業に於ける多額の費用並びに負擔を償ふに必要な價格を導き出すには不十分である。

(四) 大麥に對する需要は、それが消費者の使用に適應するための種々なる操作の間に於て支拂はねばならぬ適當なる課税のために著しく激減してゐる。

(五) 平時に於て、密輸の便宜が甚だしく増大してゐる場合に、これらの課税を存続せしむることは、酒類の内地製造業を必ず阻害することとなり、これが更に大麥に對する需要を減少せしむるに相違ない。

(六) 従つて、麥芽、麥酒、火酒の課税を減少せしむる必要がある。

(七) 穀類の供給を平均化し、その耕作を増大するがためには、不作期の不足に備へるために豊作期の餘剰部分を流用しなければならぬ。

(八) 保税倉庫に入れる目的を以て輸入さるる外國穀物は、我々の豊作の場合に於ける右の操作を阻止し、英國の農産物によつて與へらるべき貯藏部分の構成を外國農業に委任する結果となる。

(九) 従つて、あらゆる場合に無税にて外國穀物の保税倉庫の藏置を許す如き、穀物貿易統制に關する前議會の條例の大部分を撤廢することを以て有益なりとす。

(十) 更に、我々の現在の豊作の一部の流用を助長し、將來の消費用に留保するがためには、一定金額まで大藏證券の前拂を以てかかる目的のために資本を使用せんとする個人の資力を援助することを以てよしとす。

(十一) 過度の課税は英國國土の生産物たるあらゆる商品を、かかる負擔を受けざる外國の農産物たる、同様な商品から保護することを必要ならしむるに至り、従つて、英國の他の製造品を關税によつて保護し、輸出奨励金或ひは戻税によつて奨励するものと一般に認められるが如き政策に従つて保護を與へることが必要となつて來る。

(十二) 従つて、外國農業の生産物たるあらゆる商品の輸入に對して、附加的關税並びに制限を課することが好都合となつて來る。

(十三) 英帝國の餘剰農産物の輸出をば、一定限度内に於て、輸出奨励金或ひは戻税を以て奨励することは適宜なことと信ず。

(十四) 農業に投資せる人達によつて殆んど専ら負擔されてゐる十分の一税並びに救貧税が今日曾て見ざる増大を來してゐる。従つて、彼等を出來得る限り他種の負擔から免れしむる必要がある。⁽⁴⁾

この決議案が議會に於て問題とされてゐた際に、かのブローム卿 (Henry Brougham) は四月九日「農業不況」

に關する演説を行つてゐる。これはブROOM卿の議會に於ける名演説の一をなすものであつた。彼は農業に於ける過剰生産がその不況の主要原因であり、土地に對する負擔の過重といふことも又他の重大なる原因であると述べてゐるのである。而して彼は農業に於ける過剰生産について、次の如き種々なる原因を擧げてゐる。(一)一七九六年に於ける小麦の不足、一七九九年並びに一八〇〇年の各種穀類の不足は、これらの價格を騰貴せしめ、これがために多くの土地を耕作せしむるに至つたこと。(二)戦時金融並びに軍事工作が農産物の價格を騰貴せしむるに至つたこと。(三)一七九七年に於ける正貨支拂停止以後に於けるインフレーションの結果、農家並びに土地投機業者に對する貸付の増大したること。(四)英國植民地所有財産の激増に伴ふ、商業並びに送金を通じての英國農業に對する影響。(五)奈翁擊破による英國商工業獨占の確立これである。⁽⁵⁾

ブROOM卿はこれらの諸原因が英國の生産力を急激に増大せしめ、農業の不自然なる發達と過當なる取引とを齎すに至つたことを強調する。『私は以上列擧した諸原因の性質を考察し、その大部分が突發的なものであることを考へ、約十年間に於ける諸原因の結合が偶然的なるものであることを思ひ、更に、その最大原因が一時的のものであり、従つて、諸原因の齎した大量耕作を長く支持し得ないことを知るが故に、或る種の農業に於ける過當なる取引、その結果としての計算の殆んど不可能なる農産物の過剰を説明する一原理を把握したるが如く思はれる。』⁽⁶⁾かくして彼はエンクロージャ並びに耕作に關する諸改良について説明する所があつた。

然るに、かかる諸原因があつたにも拘らず、一八一〇年或ひは一八一一年前に於ては穀物市場に於ては大變化を見るこゝがなかつたのであるが、一八一二年頃から農業に於ける諸改良がその全効果を發揮するに至つたのであつ

て、ここに次の如き種々なる結果が現れて來たのであつた。(一)一八一二年の收穫は非常なる豊作であり、一八一三年は前例のないくらゐの大豊作であり、一八一四年はこれらに比して大して悪い收穫でもなかつた。この結果は勿論穀價を下落せしむるに至つた。(二)この三年間に於ける政治的出來事が一層重大なる影響を與へた。平和來の豫想は著しく穀價を下落せしむるに至つた。(三)商業界に於ける不況。一八一〇年に於ける不況、一八一二年に於ける逆境時代、一八一四年に於ける突如たる大陸の開放によつて、或ひは輸出の不足、或ひは輸出の過剰となり、これがために却つて製造品に對する需要を減少し、間接には農産物に對する需要の減少をも齎すに至つた。同様な輸出過剰によつて米國市場で英國商品が不利益なる立場に置かれてゐる。更に、戦争の終結に伴ふ英蘭銀行の割引制限並びに通貨發行額の減少は、借入資金による土地の投資者を窮地に陥れることとなり、これが金融業者から農業へと順次に影響を與へることとなつた。(四)財政の膨脹、その結果としての土地に對する重課、更に救貧法による農業に對する特別負擔を擧げることが出来る。⁽⁷⁾

かくしてブROOM卿はその對策について論じてゐるのであるが、彼はあらゆる對策によつて殆んど救済を受くることの出來ぬ一階級のあることを述べてゐる。借入資金によつて土地の投機を行つてゐる人達がこれであつて、彼はこの點について次の如く述べてゐる。『如何なる對策を以てしても、如何なる時勢の變化を以てしても、殆んど有效なる救済を期待し得ぬ一階級があるやうだ。これは借入資本によつて大々的に土地の投機を行つてゐる人達のことである。彼等は法外な穀價の繼續を前提に投機をして來たのであつて、恐らく彼等の負債償還資本は永久に失はれてゐることであらう。地金銀の市價の下落自體がかかる投機師にとつては非常なる打撃なのである。彼等は百

磅が百二十五磅の購買力を持つ場合に、従前通りの金額に於て支拂を行はなくてはならない。彼等は以前と同額の金錢をその債權者に支拂はなくてはならぬのに、彼等は顧客からは四分の三の金錢をしか受取ることには出来ない⁽⁸⁾。』
而して彼はかかる農業不況の一般的對策について述べてゐるのであるが、先づこの場合に一八一五年の穀物法が擧げられてゐる。『若しも本法が、新情勢への過渡期の現象から起る現存の弊害を除去することが出来るならば、永久的な一大善事をなすこととなる。それは多くの貴重な資本の全損を救ひ、既に投下されてゐる多量の技術と労働の喪失を防止し、かくして全部的救済が不可能であつたとしても、その全部的破滅を防止するものとして最も重要なものであらう。この種の方策は名目上は一時的性質のものであるが、その作用は確實且つ永續的なものである。』又、彼は穀物に關する輸出奨励金について論じてゐるのであるが、これに對しては國內に於ける過剰生産を永久化し、不必要なる犠牲を國內民衆並びに生産業者に強ふるものとしてこれに反對した⁽⁹⁾。更に、彼は穀物の國立貯藏所を設置すべしとなすウェスタンの説に對しては、各自農家に於て貯藏すれば可なりとしてこれに反對の意を表明し、また外國穀物を保税倉庫に保管することを避けんとする同じくウェスタンの説には次の如く反對する所があつた。『若しも保税倉庫の使用許可を撤回しても、彼等は、尙ほ市價の騰貴に影響を及ぼすであらう。而してこの場合の唯一の差異は、彼等が海のこちら側で穀類を集める代りに、海のあちら側でこれを集めるといふことだけである。而も英國の港灣が開放されるや否や輸入すべく用意されてゐるのであつて、この場合、單に外國商人、代理商並びに倉庫業者を利益するに止るのみ⁽¹⁰⁾。』
而してプローム卿が最も有效なる農業不況の救済策と考へたのは、土地に對する特別負擔の輕減といふことであ

つた。彼は土地に對する特別負擔については「十分の一税」、「教區税」並びに「一般課税」を擧げてゐるのであるが、この内彼の最も問題としたものは教區税、殊に救貧税の問題であつた。かくして彼は當時の「院外救助」による負擔の激増を非難するのであるが、救貧税の貧民に及ぼす道德的影響については最も論難止まざる所であつた。『不幸にして新救貧法の濫用と共に生れて來た習慣の影響の下に、今日本法が執行されてゐるのであるから、下層階級は教區の救助を受くることを最早怖れてゐるまいし、又恥辱とも考へてゐない。彼等はこれを以て常に彼等の慾望を充足して呉れるために設けられてゐる資金と心得てゐる。かかる感情が彼等の勤勉や節儉の習慣に如何なる影響を齎すかは暫くこれを問はず、彼等の性格、殊に、彼等の獨立心に對する致命的な影響についてもこれを暫く問題とせず、ここには唯だそれが如何に輕率なる結婚に對するあらゆる制約を破壊し、生活資料以上に人口を増加する傾向を有するものであるか、即ち貧民を倍加する傾向を有するものであるかについて觀察して見た⁽¹¹⁾。』かくして新救貧法の結果に於ける貧民の節制の缺如による悪影響について述べたる後、マルサスの人口制限論こそ傾聴に値するものだとして述べてゐるのであつた。而してプローム卿は最後に公債償却基金を六百萬磅に制限することによつて、課税の負擔を輕減すべきことを提唱してゐるのであつて、彼はこの問題を『資本の所有者と社會の他のあらゆる階級との對立問題である。議會は今や、彼等が資本所有者の味方とならんとするのであるか、それとも我々の惱まされつある最も深刻な弊害を有効に救済すべき唯一可能的方法に耳をかさんとするのであるかを決定すべき時である』⁽¹²⁾と述べてゐるのであつた。

かかるウェスタンやプローム卿の決議或ひは議會演説に對して、政府は麥芽關稅の廢止を聲明し、財産税の撤廢

を行つたからであつて、政府はこれ以上課税問題に觸れんとする意向はなかつた。従つて、プローム卿の演説の結果、一委員會が設けられたのであるが、これによつて殆んど期待し得べき何物も得られなかつたことは勿論である。

かくして一八一六年の議會に於ては農業不況の打開策が重要な論議の對象となつたのであるが、その後この問題は一八一九年まで殆んど議會に於ては論ぜられなくなつてしまつた。その原因は一八一六年の收穫前に於て豫測されてゐた穀價の急騰が實現するものと信ぜられてゐたがためである。三月の平均價が五十五志四片、五月が七十志七片、八月が八十二志一片といふ有様であつた。この穀價の急騰は一には氣候不順の見越によるものであり、二には獨逸及び佛國に於ける同じく穀價の騰貴によるものであつた。⁽¹⁴⁾ その結果、無税輸入が許可されるに至つたが、一八一七年に於ては豐作見越を理由に、十一月十五日計算にて八十志を僅に五片割つてゐたがために、再び輸入禁止となつた。然るに、間もなく八十志を越えることとなつたので、一八一八年二月十五日計算にて無税輸入が許可されることとなつた。これがために多量の穀物が輸入されたが同年に於ける收穫不足が見越されたので、同年十一月までこの輸入許可が續けられたのであつた。かくして穀價の騰貴のために、農家はこの間彼等の悲鳴を議會に送る必要を感じなかつたのである。

然るに、一八一九年に入るや、農作に加へて、前年に於ける過度の輸入があつたために、ここに改めて輸入禁止が行はるることとなつた。かくして一八一五年の穀物法の制定以來、度々、開港、不開港が繰返さるることとなり、⁽¹⁵⁾これが屢々市場の實情を無視する結果となつて、ここに漸くその弊害が問題化するに至つたのである。即ち一八一六年の收穫は不足してをつたのに同年十一月までは開港されず、この間の三ヶ月は小麦價は常に八十志以上を維持して國民生活を脅かしてゐた。又一八一八年は豫想に反して案外豐作であつたのに、同年十一月から翌年の二月までは多量の穀物の輸入が許されるといふ有様⁽¹⁶⁾で、一八一九年當時に於ては愈々一八一五年の穀物法の缺陷が痛感されるに至つたのである。

二 ビール條例

然るに、この時にあたつて一層地主階級を刺戟したるものは、兌換復歸を認めたビール條例の通過といふことであつた。曾て佛國大革命直後に於ける英佛戰爭の結果、金融市場の混亂に對する對策として「正貨支拂の停止」が行はれたのであつた。⁽¹⁷⁾これがために不換紙幣の價値の下落となり、奈翁戰爭の間に於ても種々なる委員會が設けられて、その對策が審議されたのであつた。而してかかる貨幣價値の變動がリカルドをして最初の小冊子「地金高價論」を出版せしむるに至つたのである。彼は本書のうちに於て銀行券と地金との價値の差異について論じたる後、その對策に關しては次の如く述べてゐるのであつた。「英國通貨に於けるあらゆる弊害に對する私の對策は英蘭銀行をして漸次紙幣の流通額を減少せしめ、以て殘餘紙幣をして額面の硬貨と同等なる價値を保持せしむるにある。換言すれば、地金の價格をして造幣公價まで引下げしむるにある。私は紙幣信用の完全なる失敗が英國内外商業に齎した最も悲惨なる結果について熟知してゐる。従つて、その急激なる制限でさへも著しき禍根と災害を齎すものであるから、英國通貨を公正且つ妥當なる價値に回復せしむる手段としてかかる激變を行ふことは頗る不適當であ

る⁽¹⁸⁾。かくしてリカルドは漸進主義による改革を提唱したのであるが、彼の意見は一八一一年の「地金委員会」の採用する所となり、漸次兌換復歸を行ふべきことが決議されたのであつた。然るに、かかる委員会の決議が政府によつて採用されたのは漸く一八一九年のことであつた。ピール條例の制定これである。

一八一九年五月二十四日、ピールは「兌換復歸に關する決議案」を議會に對して提出し、これに關して演説を試みてゐるのであるが、その要點は次の如きものである。『本問題についての證言並びに討論の結果、私の見解に著しき變化を齎した。私が委員會の一員となつた當時に於ては、現在の私の持つてゐる見解と甚だしく異つた見解を持つてゐたことを、恥も悔恨もなく、喜んで告白せんとするものである。私が一八一一年ホーナー氏によつて提出された決議案に對して反對投票をした時には、本問題に關する私の見解は今日とは實に甚だしく異つたものがあつた。私は只今では、かの有能且つ悼むべき個人によつて議會に提出された十四ヶ條の最初の決議案に於て認めることの出来る諸原則に對して、殆んど修正を加へることなくして、これに賛意を表するものである。私は本決議案を以て、英國貨幣制度の眞の性質と法則を示すものと考へる。』

『私は、委員會に於て證人として諮問された、永久的兌換停止賛成論者の一人によつて述べられた證言をここに引用する。この證人に對して、果して永久的停止なるものは何等かの價值基準なくして存在し得るものなりやといふことが質問された時に、彼は、「否、磅が基準となるべきである」と答へた。然らば磅とは如何なるものであるかとの質問に對して、この證人は、「これを説明することは困難である。併し、英國の總ての紳士はこれを理解してゐる」と答へ、更に、語氣を強めて次の如く述べた。「それは八百年間も、或ひは地金の使用前三百年も前か

ら、英國に於て何等の變化なくして存續して來た或るものである。これが彼の與へることの出來た、唯一の定義であつたのだ。本有的觀念に關するあらゆる謬見を解消し、永遠の固有性をさへも洞察せんと努めた、かのジョン・ロックが、同一性の問題を明かにしたる後に於て、彼の全推理力と精細なる論究を以てしても、抽象的磅が如何なるものであるかを定義し得なかつたことを、私は想起するものである。アイザック・ニュートン卿が本問題の調査を行つた時に、この偉人は、遂に、價値の眞の基準は一定量の金地金から構成されるといふ、或る人達のいはゆる古い、通俗的なる説に立歸つたのであつた。本問題に關するあらゆる健全なる筆者は、或る一定の重量と或る一定の純粋度を有することを表示する、金地金の一定重量が、唯一、眞實、明瞭且つ適當なる價値の基準であるといふ、同じ結論に到達して居るのである⁽¹⁹⁾。』

而してピール案は長らくの論争の後、遂に議會を通過することとなり、英國兌換制度は、ここに約二十年振りに復活することとなつたのである。その條例の内容は、凡そ次の如きものである。『一八二三年五月一日以後銀行券の法貨に於ける正貨支拂は要求次第行はれる。而してこの日附以前に於ては、銀行券の支拂は次の如き漸減率にて地金に於てのみ行はれるものとす。即ち一八二〇年二月一日から同年十月一日までの間には一オンスにつき四磅一志に於て、一八二〇年十月一日から一八二一年五月一日までの間は一オンスにつき三磅十九志六片に於て、一八二一年五月一日から一八二三年五月一日までの間は一オンスにつき三磅十七志十片半に於て交換せらるるものとす。この地金は六十オンスの價値ある銀行券に對して、六十オンスの量目のある延棒の形式に於て交換されるのであつて、これ以下の端數に對しては銀貨を以て支拂はれるものとす。而して正貨の鎔解並びに輸出禁止法もここに

撤廢されることとなつた。』

かくして兌換復歸の原則は確立したのであるが、この法案の通過に至るまでのリカルドの影響はこの場合に於ても重要な意義を持つものである。彼は「經濟的且つ確乎たる通貨論」に於て、既に兌換復歸の問題を論じ、その方法として、鑄貨を以てする代りに地金を以てすべしとする新提案を試みてゐるのであつた。彼から見れば、貨幣として貴金屬が採用されたのは一大進歩ではあつたが、貴金屬貨幣に代へるに紙幣を以てすることは更に大なる進歩であつた。

『本位貨幣自體の免れざる價值變動以外の通貨價值變動に對して公衆を保護し、これと同時に、最少費用の媒介物を流通せしむることは、通貨の到達し得る最も完全なる状態である。而して銀行券と引換にギニーを交付せずして、造幣公價に於ける鑄造せられざる金銀を交付するの義務を銀行に負はしむることによつて、我々は以上の全利便を獲得すべきである。かくして紙幣が地金の價值以下に下落する時は、必ずその流通額が減少する。紙幣が地金の價值以上に騰貴することを防止するためには、英蘭銀行は、地金一オンス三磅十七志の價格に於て、基準地金と引換に銀行券を交付するの義務を負はなくてはならぬ。』

英蘭銀行に過大なる煩雜をかけぬために、三磅十七志十片半の造幣公價に於て紙幣と交換に要求し得る地金量、或ひは三磅十七志を以て銀行に賣却し得る地金量は、決して二十オンスを降らざることと定める。換言すれば銀行は彼等に提示されたる地金が二十オンスを降らざる限り、これを三磅十七志の割合にて購ひ、要求せられた如何なる分量に對しても三磅十七志十片半にて賣却するの義務を負ふものである。かくして彼等は紙幣の流通量を統制す

る力を持つと共に、かかる統制から起つて來る不便は何ものも存在しないのである。』更に彼は地金の輸出入の自由について次の如く述べてゐるのであつた。『あらゆる種類の地金の輸出入に對して同時に、最も完全なる自由が與へられねばならぬ。若しも銀行が彼等の貸附と紙幣の發行とを統制するならば、これらの地金の取引は極く少量なるものであらう。』

ピール條例と比較する時、これらのリカルドの説が如何に大なる影響を持つてゐたかが知らるであらう。かくして一八一九年前後に於ては、特に通貨論争が重大なる地位を占めてゐたのであるが、この時にあつて、他の論者とは甚だしく異つた對策を考へてゐたのはかのロバート・オーウェンであつた。彼は有名な「ラナーク州への報告」のうちに於て次の如く通貨問題を論じてゐる。『さて報告者が敢て英國の繁榮を齎さんがために提案せんとする方策の一は、價值基準の變革である。實際、世界の文明國に於ては、永らく、この目的に對して金と銀とを使用して來た。然るに、これらの金銀は單なる人工的基準に過ぎないのであるから、それは非常に不完全な不便な役割を果して來たに過ぎなかつた。價值の基準としての彼等の使用は、あらゆる事物の眞の價值を人工的價值に變化せしめるのである。その結果として、彼等は社會の進歩を著しく阻害するに至つた。この意味に於て、「金錢はあらゆる害惡の根元である」とは、實によく言つたものである。無智のために、これらの金錢に與へられたその役目をば、彼等が果すことを中止せしむることは、社會にとつて幸福なことである。異常なる科學的進歩が、一七九七年以前に英國に齎した富の急激なる増加は、議會の法令を以て、今後金を英國に於ける價值の基準とはしないと、同年宣言することの必要を立法者に知らしめた。従つて、經驗によつて、金銀は科學的改良に助けられた英國産業の

増加せしめた富をば、實際上に於て代表し得ざることが知られたのである。

『ここに於て一時的手段が案出されて、これが採用された。そして英蘭銀行の紙幣が英國の法定價值基準となつたのである。即ちこれは社會が人工物を以て眞の價值を持つてゐようとするまいとお構ひなく、法定の價值基準たらしめ得ることを確證したのであつた。然るに、この新しき人工的價值基準の採用に伴つて、著しき困難の生じて來たことが間もなく認めらるに至つた。何故ならば、それは社會の繁榮と福祉をば一商事會社——その能力に於ては著しく尊敬すべきものがあつても、それが運用する大機關の性質について、それ自身甚だしく無智であつた——の自由に一任してしまつたがためである。立法者は殆んど聲を揃へて、かかる價值基準の獨占は中止されなくてはならぬと言つた。然るに、それは全く救濟策の準備を怠つてゐたのである。ここに於て、採用された方策は、一七九七年當時の英國の富を代表するに不適當と認められ、従つて勿論富と生産手段とが著しく激増せる場合には、なほさら價值基準には不適當であるにも拘らず、以前の人工的基準に歸らんとするものであつた。この不利益な政策は政府を著しく困難に陥れ、國家を貧困と不満と危険の中に投込んでしまつたのである。』

かくしてオーウェンは一八一九年の兌換復歸に對して非難を試みてゐるのであるが、彼は通貨問題の解決策として、ここに勞働價值説を提唱するのであつた。『報告者は三十年以上もこれらの問題を實際的にも理論的にも研究し、この間一の例外もなく、實驗が最初に暗示した理論を確證するに至つたのであるから、ここに研究と經驗の結果の一を敢て説明せんとするものである。即ち、價值の自然的基準は原則上人間の勞働、即ち、行爲に導かれた人間の肉體的並びに精神的の力の結合である。而してこの原理を直に實際に移すことは著しく有益にして、今日に於

ては絶對的に必要なことである。皮相な部分的の觀察を行ふ人々からは、人間の勞働、即ち、人力は、その平均が計算され得ざるほど、各個人によつて異なるものであると言はるるかも知れない。然るに、既に人間の肉體力は馬力（均しく個々に異なる）と同様に、科學的目的のために計算せられ、何れも生命なき動力の測定に役立つものである。同様な原則に基いて、人間の勞働或ひは人力は測定され得るものであり、而してそれはあらゆる富の本質を形成するものであるが故に、各生産品に於ける價值も又測定し得るであらう。而してあらゆる他の價值に對するその交換價值は、これに従つて決定されるものである。』ここに於て、オーウェンは勞働紙幣の流通を提唱し、やがては彼の勞働交換所に於てその實驗を試みるに至つたのである。かくして社會主義者の價值説は、今後この方向に向つて展開して行くのであつた。

さてこの兌換復歸を規定したるピール條例は、農業階級に對して如何なる影響を與へたのであるか。兌換復歸による紙幣價值の向上は、結局、紙幣の購買力を増大せしむることによつて、相對的に穀價を下落せしむることとなつた。ここに農業階級、殊に、地主階級の同條例に對する不満が存在してゐたのであつた。かかるピール條例に對する彼等の不満を表明せる文獻として、ここにコプルストン (Copstone) の「ピール卿に對する第二の公開狀」を引用することとする。彼はこのうちに於て次の如く述べてゐる。『我々の進路に於ける主たる障害は、鑄貨の急速なる回復に伴ふ、通貨の減少であると思はれる。あらゆる商品の物價は勿論下落することとなり、通貨の下落によつて好轉したあらゆる階級に對して反動が起つて來る。例へば、將來の支拂を約束するあらゆる現存契約は、これまで如く有利ではなく、支拂者にとつて不利なるものとなつて來る。商品はその原價以下に於て賣却せらるる

であらうし、債務は最初の契約當時よりも重き負擔を齎すこととなるであらう。民衆は彼等の収入が減少したものと想像して、一時、彼等の經費を縮少することとなる。取引は妨害され、歳入は減少するであらう。殊に、農業は阻害され、田園労働は言ふまでもなく需要の減退を齎す。この點が私の當面の問題と直接に關係を持つて來るのであつて、若しも農業利潤が減少すれば、ここに勿論労働に對する需要は減少を齎し、その結果として、貧困が激増して教區による救助を必要とすることが増大するであらう。』⁽²⁶⁾

かくして通貨價值の變動に對する不滿をビールに訴へたコブルストンは、かかる影響の下に農業の受くる不利益を救済するためには、宜しく穀物法の改正によつてその目的を達しなければならぬと論じてゐるのであつた。『一救済策が採用されたのであつて、穀物法がこれである。而してかかる立場に於てこそ穀物法は辯護し得るものである。穀價の急激なる下落は農業を不況に追ひ込む結果となり、従つて多數の労働者を失業せしむる結果ともなる。

ここに於て、あらゆる事情を考慮に入れて、一時外國競争者を排除することによつて、餘り急激な變化の起らぬやうに、或る種の制限を加へることは慎重な政策である。然るに、それは商業階級によつて享受されつつある利益に對する相殺としてのみ認めらるべきである。若しも紙幣が彼等に有利に持續さるべきものとせば、餘りに急激なる收縮が彼等の取引を妨害することとなるのであるから、その當然の歸結として、農業階級をも同様な水準に維持するために、或る種の人爲的操作が行はるべきであるといふことは勿論である。』⁽²⁷⁾

三 一八二二年の穀物法

かくして一八一五年の穀物法の不備を論難し、ビール條例の影響を攻撃する農業階級の運動は、一八二〇年に入つてここに積極化することとなつた。殊に、ビール條例の効果發生の期日を待たずして、英蘭銀行が政府の了解の下に、一八二一年五月一日を以て鑄貨による銀行券の引換を行つたのであるから、⁽²⁸⁾これが益々地主階級を刺戟することとなつた。

農業階級は大なる穀價の下落が事實上に於てなかつたにも拘らず多數の請願書を議會に送つて、政府の考慮を促さんとしたのであつた。彼等は、一八一五年の穀物法の不備やビール條例の影響を攻撃したことは勿論、或ひは彼等も製造業者同様の保護を與へられんことを要求し、或ひは救貧税その他の重税が土地にのみ課せらるる結果、歐洲各國に比して最も高き生産費を必要とすることを訴へて止まなかつたのである。

然るに、政府は殆んどこれに對して同情を表示せず、一八一五年法の提案者ロビンソン自身の如きも、正面から彼等の要求に反對なる旨を言明した。『以前に於て耕作を刺戟した事情が全然變化せる場合に、従前通り不毛地を耕作し続けしめんとする方策を採用せんとするが如きことは、果して立法部として適切なる處置であると言ふことが出来るか。如何なる立法部の法令を以てしても、土地を耕作せしむることは不可能であり、従つて、如何なる立法部の法令を以てしても、土地の耕作の繼續を強制することは出来ぬ。』⁽²⁹⁾

かかる言辭がロビンソンから述べられたことは注目し得る所ではあるが、更に、この際に於けるリヴァプール伯の一八二〇年五月二十六日に於ける議會演説は一層辛辣なるものがあつた。『私は一八一五年當時に於て穀物法を辯護した一員である。私は、或る種産業部門に於ける獨占を勝ち得た二十年間の戦時中の英國特殊情勢の後に於

て、更に又、農業投機が多年に亘つて無制限的に行はれ、歐洲各國に於ける農産物の比較的安價といふことを考慮したる後に於ては、英國の農業により大なる立法的保護を與へないならば、彼等の不便と窮迫は甚だ大なるものがあるかと考へてゐた。私は穀物法を以て、かかる戦時から平時への移行に於ける農業に取つて起り得べき動搖を防止するものとして、これに賛意を表明した。然るに、現在の事情は變化してゐる。如何なる不況の下に農業が苦しまうと、新政策並びに新法令の採用によつて、これらの不況に永久的な解決策を與へるが如き手段の到底存在し得ざることを知る。一八一五年法の支持者は八十志を以て穀價の最高價格である言つたが、過去五年間の平均はその妥當なることを立證した。而して穀物の平均價格算定の問題に關しては、若しも現行制度が適當に運行しないならば、これを修正する必要があるが、その算定に關する原則上の變化に對しては決定的に反對である。⁽³⁰⁾ 而して下院に於てはこれらの農業階級の要求に應じて一應は委員會の設置を見たのであるが、ロビンソン等の工作によつて問題を翌年に繰延べることとし、ここに一八二〇年の議會は大變化を穀物法問題に於て見ることなくして終つた。

然るに、一八二一年に至つて、この情勢に變化が齎された。この農業不況の原因は一八二〇年の收穫の結果にある。その年の最初は季候も不順にして、不作が豫想されたのであが、後半になつてからは案外順調になつたので、收穫も豫想よりは遙に増大して來たのであつた。⁽³¹⁾ このために穀價の下落を見るに至り、農業階級は愈々その苦惱を訴へて止まなかつた。ここに於て、政府も從來の如き態度を持續することが出来なくなり、新しくその對策を考慮しなければならなくなつた。その結果、一委員會が設けられて、グーチ (T. Gooch) が委員長となつた。委員會は一八二一年六月十八日を以て報告書を議會に提出することとなつた。この報告は三百四十四頁のフォリオ版の大部

のものであり、種々農業不況の原因を究明したる後、結局、市場に於ける穀物の過剰が重大なる原因であることを述べ、穀物法の着眼點は安定價格に於ける安定量であることを強調してゐるのであつた。更に、報告書は英國農業の保護に必要な程度に於ける一定關稅の採用を提案したる後、農業救済に關する請願書の内容についてそれぞれ吟味を加へてゐるのであるが、その結論に於て、率直に、當時の不況打開に關する方策について適當なる解決策を發見し得ない旨を述べてゐるのであつた。『それが英國自身の發達の結果である限り、不都合は立法的規定によつて如何ともなしがたき原因から起つて來るものであり、それが貨幣價値の増大の結果である限り、それは農家に特別な問題ではない』⁽³²⁾ といふのであつた。

本報告書は各方面に相當に大なる反響を與へたものであつて、アニユアル・レヂスターの如きは次の如く述べてゐる。『これこそ曾て議會に提出されたる文書のうちに於て、最も價値あるものの一である。それは最も完全なる見解に從つてゐる。報告書はあらゆる範圍に於て抽象的原理を承認すると共に、當時の事情に對する適當なる考慮によつてこれらの原理を修正してゐるのである。⁽³³⁾ 然るに、リカルドのこの報告書に對する批判は自らアニユアル・レヂスターと異なる所のあるがある。彼は「農業保護論」のうちに於て、次の如く述べてゐる。『一八二一年の農業不況委員會の報告に於ては、この問題に關し、或る種の勝れたる説明と推理とを發見する。私はこの重要な文書をば、私の穀物法保護無用論に關する原理の辯護にあつて引用することの出来ることを確言する。その内に含まれてゐる自由貿易辯護論は、私にとつては答辯の必要のないものであるが、同じ報告書に於ける勸告がこれらの原理と全く相背馳するものであることを告白せざるを得ない。貿易の制限を非難したる後に於て、それは永久的制限

政策を勧告してゐる。それは早計に不毛地を耕作したることから起る弊害を説明したる後に於て、これらの不毛地の耕作を、あらゆる犠牲をはらつて支持せんとする一制度を奨励してゐる。原理に於ては、獨占と制限ほど憎悪に値するものはなく、實際に於てはかくも救世的且つ望ましきものはないといふのだ。⁽³⁴⁾

然るに、一八二一年六月から一八二二年二月に至る間に於て、農業不況は愈々深刻化して來た。一八二〇年から持越小麦と一八二一年の大量且つ悪質の小麦の出廻りのために、一八二二年二月に於ける小麦價は遂に四十八志六片となるに至つた。⁽³⁵⁾ここに於て、議會に對し更に請願書が殺到する有様であつたが、これらの請願書の多くのものは均しく「不當課税」が農業不況の重大原因であることを述べて止まなかつた。かくして「不當課税」が議會に於ける問題となるや、かのプローム卿は政府攻撃の先鋒を承つたのであるが、彼は當時の不況を以て、この不當な課税に基くものとなし、而もこの課税の大部分は農業階級の負擔となつてゐることを指摘した。彼はその對策として各省に於ける俸給の減額を提議し、兌換復歸の影響を相殺するために四百萬磅の課税の引下を求めて止まなかつた。⁽³⁶⁾而もこのプローム卿の政府攻撃演説の目的が何れにあつたかは興味のある所であつて、スマートの如きは、『この演説の目的は地主の意向を探らんとするものであり、どの程度まで彼等が政府を離れんとしてゐたかを打診せんとするにあつた』⁽³⁷⁾とまで言へる所である。

政府はプローム卿の演説に對し、これより數日後にロンドンデリー卿(キャスルリー)をして答辯せしむると共に、同人の手によつて、一八二一年の報告書並びに諸請願書の審議を特別委員會に附託すべき動議を提出せしむるに至つた。この動議を繞つて、ベネット、リカルド、グーチ、ハスキッスン、ピトル等の間に大論戰が展開された

のであるが、結局、動議は成立して特別委員會の設置を見たのである。四月一日を以て、この特別委員會は報告書を下院に提出したのであるが、彼等は大體次の如き要旨をその内に述べてゐた。『最も重要な對策は市場から餘剩穀物を一掃し、一八一五年法を改正して、輸入禁止と自由輸入との峻烈な限界を緩和するにある。委員會としては、餘剩穀物は市價が好轉するまで倉庫内に藏置し、政府はこれらの藏置穀物に對して、要求に應じて前金を貸出すことを以てよしとす。而して小麦價八十志以下の場合の輸入禁止から、小麦價が八十志以上の場合の無制限輸入への急激なる變動を避けるためには、小麦價が七十志から八十志までの時は十二志から十五志までの輸入税を課し、八十志から八十五志までの時は五志の輸入税を課することを以て適當なりと認める。⁽³⁸⁾然るにリカルドの如きは、『今年の農業委員會は昨年の委員會によつて採用された健全なる教理については考慮を拂はずして、彼等の全報告を誤れる教理の上に作り上げてゐる』⁽³⁹⁾と眞正面からこれに對して反對してゐるのであつた。

かくして特別委員會の決議も提出されたので、政府は愈々何等かの對策を考慮しなくてはならぬこととなつた。ここに於て、ロンドンデリー卿をして政府案を議會に提出せしむることとなつた。彼の決議案の内容は財政、通貨、農業救済に關する十ヶ條から成るものであつたが、その内にて農業救済に關するものは次の四ヶ條であつた。(一)平均穀價が六十志以下なる場合は、倉庫内の小麦に對して大藏證券に於て百萬磅まで前貸を行ふべきこと。(二)陸海軍恩給を二百八十萬磅の年金に變更することに依つて節約された金額を以て減税を行ふべきこと。(三)保税倉庫内の外國穀物を製粉し船積することを許す。(四)委員會の勧告に基いて新穀物法を制定すべきことこれである。⁽⁴⁰⁾然るに、これに對して種々なる反對論が續出して、ロンドンデリー卿も已むなく第一條を削除することとなつ

たが、農業對策に關する他の三ヶ條は無事に議會の賛成を得ることが出来たのであつた。かくして五月十三日、漸くロンドンデリー卿の決議案が採擇されることとなり、これに基いて新穀物法案が作成され、ここに一八二二年の穀物法の成立となつたのである。而して新穀物法の要旨は凡そ次の如きものであつた。『外國穀物は穀價が七十志に到達するまでは全然輸入禁止とすること。この點に於て一八一五年法の如く無税にて輸入が許可されるのではなく、七十志から八十志までは十二志、八十志から八十五志までは五志、八十五志以上は一志の輸入税の支拂によつて、それぞれ輸入が許可されるべきこと。他の穀類に關しても、これに相應じて新税率が課せられ、植民地特惠關税は六十七志から五十九志に基準の變更が行はれた。』

然るに一八二二年法には大なる缺陷があつた。即ち一八一五年法に依る八十志まで開港を禁止する條項が廢止されてゐなかつたので、この八十志まで小麥價が上るまではこの度の新税率が實施されなかつたことである。従つて、フェイは一八二二年法を批評して、次の如く言へる所があつた。『一八二二年の法令は内地穀價が八十志に到達する場合のみ新穀物に對して開港し、それが七十志以下に降る場合に再び港を閉鎖するにあつた。前者の數字は決して到達せざるものであつたから、この法令は植民地の穀物に關する場合の外は實施されざるものであつた。』更に本法に於ては開港後三ヶ月間に對しては、五志の附加税を課する旨が規定してあるので、この期間に於ては關税は十七志となるのであつた。これが實際上に於て相當な障害を齎すこととなつたと言はれてをり、殊に、一八二二年五月十三日以前の入庫穀物に關して特別な選擇までが設けられたらるであつた。彼等に對しては、穀價が七十志に到達したる場合、十七志の關税を支拂つて内地消費費用に出庫するか、それとも三ヶ月後に十二志の關税を支拂

つて出庫するか、或ひは穀價が八十志に到達した場合に、無税で出庫するか、何れかを選ぶべき選擇權が與へられてゐたのであつた。かくして新穀物法の適用に關しては煩雜な問題があつたが、結局、外國の新しく輸入する穀物については殆んど實施されざる空文に終つてしまつたのである。

最後に、本章を閉づるにあつて、リカルドの「農業保護論」(On Protection to Agriculture)に「一言しておきたい。リカルドの自由貿易論については既に前章に於て述べた所であるが、彼はその後愈々議會の内外に於て彼の理論を展開せしめる所があつた。殊に、一八二〇年前後に於て、議會に農業不況對策が重要な問題となるや、彼は機會ある毎に自己の見解を披瀝して、自由貿易論者のために大いに氣焔を擧げたのであつた。一八二二年に出版された「農業保護論」は、これらの議會演説を収録し、これに理論的體系を與へたものと言はれてゐる。リカルドは先づ農業にとつて穀物の妥當價格が如何なるものであるかを論じて、次の如く述べてゐる。『妥當價格とは穀物生産に於て、地代を含むあらゆる費用を支拂ひ、生産者の資本に適正なる利潤を残し得る價格を言ふのである。』かくして不毛地が耕作せらるる結果、この妥當價格は自ら上昇せざるを得ないと述べ、輸入禁止の結果、かかる妥當價格の自然的上昇を見ることは決して良いことではないと言つてゐる。次に、十分の一税、救貧税等によつて穀價の騰貴を見る場合、外國穀物との競争を如何に調節すべきやとの問題については、等價關税によつてその目的を達し得ることを述べると共に、英國産穀物の輸出に對しては同様に戻税を與ふべきことを認めてつたのであつた。これ前述のトレンスの影響によるものと言はれる點である。

又、リカルドは農業不況の重大なる原因は結局、穀物の豊饒といふ點にあることを一八二一年の委員會の數字を

用ひて説明したる後次の如く述べてゐる。『若しも彼等の生産物が彼等自身の消費のために全部用ひらるるならば、豊饒は彼等にとつて有害なものではあり得ない。然るに、若しも穀物の豊饒の結果、彼等が他の物を獲得すべく市場に送る數量がその價值に於て著しく減少するならば、彼等の在來の享樂物を獲得する手段を奪はれることとなる。彼等は、實際、小なる交換價值を有する商品の豊饒を持つてゐるに過ぎない。』更に、農業不況の主要原因としてビール條例を擧げてゐるのに對して、これを否定して次の如く論駁するのである。『私が以上の如き諸事情の説明を行つたのは、若しも地主階級不況の眞實有力なる原因が貨幣價值の騰貴にありとするならば、それは同様な不況を他の階級に於ても現出しなければならぬ、といふことを示さんがためである。然るに、他の階級に於ては同様な結果を齎さなかつたのであるから、農業不況の原因は誤られてゐたと推論する權利が私にはある。』或ひは又、低き穀價と利潤率の關係については、『低き穀價が農家並びに社會のあらゆる他の階級の利益であることほど明確なることは他にあり得ない。高き穀價は低き賃銀と矛盾するものであり、高き賃銀は高き利潤と背馳するものである。』と彼獨特の見解を披瀝してゐるのである。

而してリカルドは一八一五年の穀物法こそ農業不況の重大なる原因であるとなし、この穀物法の結果、第一には英國穀物の生産費を常に外國より高く算定する習慣をつくり出し、第二には港の開閉の問題が國內の穀物需給の實情と合致せざることとなり、ここに英國農業を一大混亂に陥れたと述べてゐるのである。

然らば、如何にしてこの農業不況を救済すべきかの問題に關しては、穀價が七十志に達するまで外國穀物の輸入を禁止し、この點に於て二十志の關稅の支拂によつて輸入を許可することとし、等價關稅の十志に年々一志づつこ

の關稅を近づけて行くことを以てよしと認めたのであつた。而して穀物の輸出の際には七志の戻稅を以て適當なりと認めると述べたのであつた。⁽⁴⁹⁾ 彼は同書の結論に於て、穀物の自由輸入を許す場合は、外國の生産を刺戟し、これが收穫遞減の法則によつて外國生産費を上昇せしめ、その結果、英國は結局大なる外國穀物の供給によつて惱まされることはないであらうと述べる所があつた。⁽⁵⁰⁾ かくしてリカルドは議會の内外に於て當時の論壇に重きをなし、やがては勃興せんとする自由貿易運動に對して大なる指針を指し示すこととなつたのである。

- 1 Smart: Economic Annals of 19th Century, 1801-1820, p. 512.
- 2 Hammonds: Village Labourer, pp. 152-153.
- 3 Hansard: Vol. 33, pp. 31-55.
- 4 Ibid., pp. 55-56.
- 5 Prougham's Speeches, Vol. 1, pp. 506-511.
- 6 Ibid., pp. 511-512.
- 7 Ibid., pp. 513-530.
- 8 Ibid., p. 531.
- 9 Ibid., p. 533.
- 10 Ibid., pp. 533-534.
- 11 Ibid., 534-536.

- 12 *Ibid.*, p. 540.
- 13 *Ibid.*, p. 543.
- 14 Tooke : *History of Prices*, Vol. 2, p. 14.
一八一五年から一八一六年十一月迄閉鎖。一八一七年十一月から一八一八年二月迄閉鎖。一八一八年二月から同年九月迄閉鎖。一八一八年九月から同年十一月迄閉鎖。一八一八年十一月から一八一九年二月迄閉鎖。一八一九年二月から一八二二年迄閉鎖。
- 16 Tooke : *History of Prices*, Vol. 2, pp. 21-22.
- 17 37 George 3, C. 45.
- 18 D. Ricardo : *The High Price of Bullion, a Proof of the Depreciation of Bank Notes*, *Ricard's Works by McCulloch*, p. 287.
- 19 Hansard : Vol. 40, pp. 676-705.
- 20 59 George 3, C. 49.
- 21 D. Ricardo : *Proposals for an Economical and Secure Currency*, 3rd ed., pp. 24-25.
- 22 *Ibid.*, pp. 25-27.
- 23 *Ibid.*, p. 27.
- 24 *Life of Robert Owen by Himself*, Vol. 1A, pp. 266-267.
- 25 *Ibid.*, p. 268.
- 26 Coplstone : *A Second Letter to the Right Hon. Robert Peel*, 1819, p. 7.

- 27 *Ibid.*, pp. 9-10.
- 28 Smart : *The Economic Annals of 19th Century*, 1801-1820, p. 679, note.
- 29 Hansard, N. S. Vol. 1, p. 643.
- 30 *Ibid.*, Vol. 1, pp. 577-582.
- 31 Tooke : *History of Prices*, Vol. 2, p. 82.
- 32 Hansard : Vol. 5, Appendix, pp. 70-102.
- 33 *Annual Register*, 1821, p. 68.
- 34 D. Ricardo : *Protection to Agriculture*, 1822, pp. 54-55.
- 35 Tooke : *History of Prices*, Vol. 2, pp. 83-84, p. 390.
- 36 Hansard : Vol. 6, pp. 220-259.
- 37 Smart : *The Economic Annals of 19th Century*, 1821-1830, p. 61, note.
- 38 Hansard : Vol. 6, pp. 1406-1414.
- 39 D. Ricardo : *Protection to Agriculture*, p. 55.
- 40 Hansard : Vol. 7, pp. 150-198.
- 41 3 George 4, C. 60.
- 42 C. R. Fay : *The Corn Laws and Social England*, p. 81.
- 43 D. Ricardo : *Protection to Agriculture*, p. 3.
- 44 *Ibid.*, pp. 14-15.

第五章 一八二二年の穀物法

45 Ibid., p. 21.

46 Ibid., p. 35.

47 Ibid., p. 46.

48 Ibid., pp. 50-51.

49 Ibid., pp. 82-83.

50 Ibid., pp. 84-85.

第六章 航海條例の改正

一 倫敦商人の請願書

自由貿易運動に一大飛躍を齎し、今後に於ける運動の指針となつたものは實に一八二〇年の「倫敦商人請願書」であると言はねばならぬ。奈翁戦争の終結と共にここに數年、一部の學徒並びに研究者の反對論にも拘らず、外國貿易は愈々英國にとつて重大なる問題となつて來た。歐洲大陸市場の再開、對米紛争の解決、中南米大陸に於ける政治的變革の結果としての新市場の開拓等、英國對外通商の前途は國內に於ける工業の發達と相俟つて、實に洋々たるものがあつた。この時にあたつて所謂「大惡保護法」と呼ばれてゐた穀物法並びに航海條例の存在は、英國製造業者並びに貿易業者にとつて由々しき障害物であつた。ここに「倫敦商人請願書」の重要性が窺はれるのである。従つて、その全文を引用することは、重要な意義を有することと思はれる。内容整理の便宜上、これを次の十五ヶ條として紹介することとする。

第一條、對外商業は一國の富と繁榮を著しく増大する。而してそれは他國の土壤、氣候、資本並びに産業の最も生産に適すると思はるる商品を自國に輸入し、その反對給付として自國の環境がその生産によりよく適せる物品を他國に輸出することが出来る。

第二條、制限からの解放は對外貿易を極度に増大し、その國の資本と産業に最善の指導を與へる。

第三條、總ての商人の個人的取引を規制する、最も安き市場に於て購ひ、最も高き市場に於て賣るといふ格言こそ、全國民の取引に對する最善の法則として嚴格に適用し得るものである。

第四條、これらの原理に基く政策こそ、世界の商業をして相互的利益の交換たらしむるものであり、富と慰安の増加を各國の住民の間に與へるものである。

第五條、不幸にして、これと全く反對の政策が英國並びに其他諸國の政府によつて採用せられ、實行されて來たのであり、又現に多少共に採用され、實行されてゐる。かくして各國は自國の生産を奨励するための特殊且つ誠實なる目的を以て、他國の生産物を排除せんと試み、その結果として、消費者たる各國民の多數者をして商品の量と質に於ける缺乏に屈服するの已むなきに至らしめ、諸國間に於ける相互利益と調和の源泉たるべきものをして嫉妬と敵對の絶えざる原因たらしめてゐる。

第六條、一般に行はれてゐる保護、即ち制限制度の偏執的辯護論は、あらゆる外國商品の輸入はこれと同程度に於て英國に於ける生産の減少或ひは妨害を來すものである、といふ誤れる假定にその源を發するものである。之に反し、無制限的外國競争に耐え得ざる特殊な生産は妨害を受けるかも知れないが、而も如何なる輸入と雖も、これに相應する直接、間接の輸出を目的とする生産増加となつて現れて來るであらう。従つて、その結果は少くも、均しる他の或る種生産物の輸出を目的とする生産増加となつて現れて來るであらう。従つて、その結果は少くも、均しき、恐らくは、より大なる、而も確かに一層有利なる用途を英國自身の資本と勞働に與へることとなる。

第七條、英國商業法典の規定する數多くの保護並びに禁止的關稅については、總てこれらは社會全體に非常なる重稅を課してゐるものと言ひ得べく、これらの關稅を以て本來保護せんとした階級のためにも窮極的に利益を齎したものは實に數少きものであり、而もこれらの關稅によつて他の階級に與へし損失を考へる時、その利益は皆無であるといつてもよい。

第八條、他の制限的、即ち、保護的制度の弊害の内に於て無視し得ざる問題は、生産の源泉としての一産業部門の外國競争に對する人爲的保護は、やがて他の部門によつて同様な保護が要求される素地をつくるものであるといふ點である。従つて、若しも制限的或ひは禁止的條例の理論的根據が合理的に追求されるならば、その當然の歸結として我々は全く對外商業から排除されてしまふことになつて來る。相應する輸入禁止並びに保護關稅を以て、我々を外國貿易から排除せんとする議論の同一論法が、英聯合王國を形成する王國の間に於て、或ひは同一王國內の各州間に於て、彼等の生産物の交換に對する制限條例の再制定（財政収入と無關係）を正當づけることとなつて來る。

第九條、今日に於ては制限制度の結果に關する檢討が特に必要である。我々請願者の意見としては、その研究の結果、今日一般に普遍化してゐる不況は制限制度によつて著しく重加されてゐるものであり、社會の資本と産業に最も有害、而も財政収入上相償ふものなき、かかる制限制度を可及的早急に除去することによつて、或る種の救済策が現はれて來るといふことを知るものである。

第十條、我國制限制度の反商業的原理に反對する宣言は、今日の場合に於て一層重要性を有するものである。その理由は、最近に起つた數個の例に於けるが如く、諸外國に於ける商人並びに製造業者は、英國の實例と實證とを擧げて彼等の政府に向つて保護的或ひは禁止的關稅の強化を斷行せんことを強要してゐるからである。而して彼等のかかる政策に對する論據に對して資料を提供してゐるものは、殆んど英國の實例に限られてゐる。確かに、若し

も我國の制限辯護論が傾聴に値すべきものであるならば、我々と競争的立場にある諸外國の條例も又合理的なりと言はざるを得ない。我々が彼等の課税の比較的免除を主張するが如く、彼等は我々の資本並びに機械に於ける優越性を主張する。而も兩者はその論據に於てお互に平等である。

第十一條、英國側に於ける一層聰明且つ妥協的政策の採用ほど、諸外國の商業的敵對行爲を解消するものはないであらう。

第十二條、單なる外交問題としては、特殊な輸入禁止或ひは高關税の撤去を、他國が均しく我國に有利に讓歩するや否やによつて決定することも出来るが、これがために他國側に於て望まじき讓歩がないからと言つて、我々の制限を持続しなくてはならぬといふことにはならぬ。他國政府が不得策な條例を固執するからと言つて、我々が制限を行つては、我々の産業と資本にとつて不利益なることは前者に劣るものではない。

第十三條、全體から見ても、最も自由なる政策は、かかる場合に、最も思慮ある行爲となるであらう。

第十四條、かかる讓歩或ひは寛容のあらゆる場合に、英國の受くべき直接の利益とは別に、偉大なる附屬物が、あらゆる今後の協定の指針たるべき合法的原理或ひは基準の承認によつて得らるるものであり、更に、立法部並びに國民全體のかかる妥當なる見解の宣布によつて、他國の政策に必ずや影響を齎すべきこの種救世力によつても得らるるものである。

第十五條、我々請願者の宣言するが如く、制限制度の不得策並びに不正に對する彼等の信念を表明し、そのあらゆる實行可能的緩和を願望してゐても、これはその財政収入と關係なき部分についてのみ考慮せるものであり、

又關係があつても、僅に從屬的に止る部分についてのみ考慮せるものである。現今の収入額が必要である限り、異論少き或る種代替物が提案されるのでなければ、我々請願者は關税の如き重大なる部分を放棄せんことを期待するものでもなければ、又著しく減少せんことを期待するものでもない。それは収入の本質と關係なきあらゆる貿易の制限條例に反對するものであり、單に外國競争からの保護を目的とするあらゆる關税に對して反對するものであり、従つて、一部財政収入の目的を有し、一部保護貿易の目的を有する關税の不當部分に對してのみ反對するものである。⁽¹⁾

本請願書は今や擡頭せんとしつた英國自由貿易運動に重大なる礎石を與へたものであつたから、その後多くの論者によつて重要性が認められ、その引用を見てゐる所である。後述するウィリアム・ハスキンスは一八二六年二月二十四日の議會演説の内に於て、『私は最も重要な一文獻として本請願書の全文を朗讀したい。實際、議會にこれが提出された當時に於ては左様に信ぜられてゐた。それは本請願書が議會の議事録の刊行物として詳細に報告されたる唯一のものでないにしても、數少きものの一であることによつても知り得るからだ』と述べてゐる。又かのマカロック (J. R. McCulloch) は請願書の自由貿易運動に於ける重要性についてハスキンスと同様に、次の如く彼の見解を披瀝してゐる。『商人は今日彼等の利害關係について一層自由、寛大、而も同時に正確なる見解を一般に持つてゐる。その證據として、倫敦の總ての最も卓越せる商人によつて署名され、一八二〇年に下院に提出された請願書を見れば判るのである。それは全然無制限的競争の卓越せる利益を承認せるものであり、國內産業の保護を目的とするあらゆる禁止並びに制約の撤廢を希ふものであり、更に、財政収入を目的とせざるあらゆる

輸入税の廢止を希望するものである。かかる請願書の提出は商業史上に於て重大なる時代を劃するものである。それは請願書に關する見解については、主理的理論家と最も聰明なる實際家との間に於て最早何等の意見の相違を認めることが出来ないからだ⁽³⁾』

更に、ポーター (C. R. Porter) は彼の名著「國民の進歩」のうちに於て、この請願書について次の如く述べてゐる。『請願書に具現されたる原理の正義と寛容とは、あらゆる時代に於ける聰明人の同意を確保する。實際的且つ經驗的商人が特に理解し易き諸點について、彼等の慎重なる見解を形成する場合に、本請願書は永く参考とせらるるであらう⁽⁴⁾』更に、『本請願書の投げ與へし光明、本請願書によつて自由貿易問題に惹附けられた注意が、その議會への提出以來英國商業法典に現れた次々への寛容政策を實現するに當つて、有力なる役割を演じたと言つても決して差支はなからう⁽⁵⁾』又かのシニア (N. W. Senior) はオックスフォード大學に於ける經濟學の終講に於て、『倫敦商人請願書』についで次の如く述べてゐる。『これらの言葉を以て、重商主義的財貨論並びにその理論の齎す實際に關して言はんとする總てを閉ぢんとするものである。私は本問題について長らく論じて來たのであつて、講義の形式に於てはこれ以上議論を續けることは出来ないから、議論の項目の略述を以てこれを閉ぢたい。幸にし、これは私自身の言葉より一層適切なる言葉に於て、即ち、既に曾て公表された貿易學に關する最も重要な文獻を諸君の前に讀上げるることによつて可能である。而してその文獻とは一八二〇年の自由貿易のための「倫敦商人請願書」に外ならない。本請願書こそは常に我々の眼前にある事實に對する思慮ある判斷を傳へるものであり、これらの事實が主として影響を受けて來たその弊害を攻撃するものであり、これらに對する經驗による救濟策を指示

するものでもある。合成推理としてのその功績の外に、その完全、明晰、精密の外に、私自身の論法に於けるが如く、その結論の運命が唯一その前提によつて左右されるならば、その結論が成功するに相違ないといふ信念の外に、最も有力なる證言の全重要性を持つてゐるものである。これらの證言は容易に欺瞞され得ざる人達の證言であつて、彼等は彼等自身の長らくの日々の經驗の結果を述べてゐるものであり、又他人を欺瞞せんとする動機も持つてゐないものである。若しも彼等の結論にして誤謬なりとせば、彼等こそ最初にして最も廣汎なる受難者であつたであらう⁽⁶⁾』

「十九世紀經濟年代誌」の著者ウィリアム・スマートも「倫敦商人請願書」の自由貿易運動史上に於ける重要性を認めて、その全文を「年代誌」のうちに於て引用してゐるのである⁽⁷⁾。而して彼はこの「請願書」を以て自由貿易運動の原動力であると稱してゐるが、全くこれから以後に於ける自由貿易運動は次々へと飛躍的展開を経験して行くのであつた。英國二大惡保護法の一たる航海條例は先づ以て一八二二年並びに一八二五年の法令によつて改正を斷行するに至つた。従つて、次に航海條例の改正について述べんとするのであるが、その前提として航海條例の歴史的發展について略述する必要がある。

一 航海條例略史

一般に航海條例の最初の制定は一三八一年の法令であると言はれてゐる。これによれば、『英國王の臣民は國王忠順の船舶にあらざれば、如何なる商品と雖も、外國に向つて、或ひは國內に向つてこれを積送することを

許さず。これに違反したるものは、その罰則として船舶並びに積荷を沒收するものとす。⁽⁹⁾ 然るに、この法令は嚴酷に過ぐるものがあつたので、その翌年にはこれが改正を見たのである。これによれば、『外國港灣にある英國商人にして、そこに十分なる英國船舶を持たざる場合に於ては、彼等の商品を外國船舶によつて積送することを得る⁽¹⁰⁾』と規定されたのである。その後一四八五年に至つて注目すべき改正が行はれた。即ち、『英蘭、愛蘭、ウェールスに屬し、英蘭、愛蘭、ウェールス或ひはカレーの内國人によつて運航される船舶に於て輸入するにあらざれば、ギャンヌ又はギヤスコニー産の如何なる葡萄酒も、英蘭、愛蘭、ウェールス、カレー、パーウィックに於て賣買することを得ず⁽¹¹⁾』この法令に於て初めて乗組員に對する制限事項が規定されることとなつたのであつて、これは英國海軍の安全性、失業船員の救済といふ二點が考慮に入れられたがためである。

かかる排他的航海條例はエリザベス統治第一年たる一五五八年に於て、その不當なることが認められて、ここに寛大なる法令の制定となつた。その前文に於て次の如く記されてゐる。『英國船舶以外の何國の船舶によつても商品輸出することを禁止した法令の制定以來、他國の君主はこれらの法令に不満を感じて來た。彼等は同法令が彼等の國と海軍との損害と不利益のために制定されたものであることを知る結果、彼等も又彼等の數個の國家並びに領土以外の如何なる他國の船舶によつても、彼等の國土から積出すことに反對する、同様な罰則を制定することとなつた。かかる理由によつて、外國君主と英國諸國王との間に不愉快な感情が大いに醸成されたのみならず、商人は甚だしく惱まされ、損害を被つて來たのであつた⁽¹²⁾』全く自由貿易論者をして言はしめたいやうな口吻ではないか。併し、同法令の精神はかくの如く寛大なるものではあつたが、他面に於て、それは現實を無視したるもの

ではなかつた。その一項目に、『外國船舶による輸出入は二倍の關稅の支拂を必要とする⁽¹³⁾』と規定せることはここに注意を要する所であらう。その後エリザベス統治の間に於ても航海條例は種々なる内容の變化を見たのであるが、特に原則的な變化はこれを認めることは出来なかつた。

之に反し、航海條例が原則的な變化を被り、再び古き觀念に復歸したのは、クロムウエルの内亂進行中なる一六四六年のことであつた。これによれば、『ヴァージニア、バーミンダ、バルバドス、その他米國植民地の如何なる港灣に於ける何人と雖も、英國船舶によるにあらざれば、植民地生産物を船舶に積荷し、これを外國に輸送することを許さず、これに従はざるものは一定の關稅免除の特權を剝奪されるものとす⁽¹⁴⁾』本條例によつて初めて植民地の貿易に干渉を加へることとなつた。而もこれより四年を出でずして、一層峻烈なる制限規定が設けられたのであつて、『如何なる外國船舶と雖も、免許を受けざる限り、米國植民地と貿易することを許さず⁽¹⁵⁾』と規定したのであつた。

然るに、翌一六五一年には有名な航海條例が和蘭の海上權を目標として制定されることとなり、從來とは斷然異つた色彩を持つに至つたのである。『歐洲の如何なる國の農産物、生産物、製造品と雖も、上記の條件によつて指揮され、配員されたる英國船舶によるにあらざれば、英本國並びにその植民地に輸入することを許さず。或ひは又そこに於て當該商品が生産され、或ひはそこから唯一或ひは最も一般的に輸出される國又は場所の人民の不動産たる船舶によるにあらざれば、同様輸入を禁止す⁽¹⁶⁾』これが今日一般に知られてゐる航海條例の最初のものであつた。和蘭としては自國に輸出をなし得る如き商品は殆んどなく、主として外國商品を外國へ賣らんとする運輸業が彼等